
歴1

松岡靜雄著

紀記論究
建國篇

師木宮

東京
株式會社同文館



目次

（目次了）

凡例

一、本篇は曩に發表した神代篇の續稿であるから、前篇に於て論究した事項及語釋は之を再述せず、參照卷數及頁數を註記するに止めた。但し簡約のため卷數は肉太字型(ゴチック)を用ひて表示することにした。――例、(五―一三六頁)。――從つて單に(第一卷一四八頁)の如く註記してあるのは、本篇中の其卷の參照頁數なることを意味する。

二、紀記に關しては從來註釋又は研究の世に公表せられたものも少くはないが、出來る限り之に觸れぬやうにしたのは、決して先學を無視したのではなく、論議の冗漫に流れることを虞れた爲である。さりながら殆ど通說と認められて居る誤釋に對しては、世の惑を解くため敢て辯駁を加へた。

三、遍く外國の言語、傳說、習俗等に參照を求めることは著者の淺學の企て及ばざる所であるのみならず、種族的關係の明瞭でないものを列擧することは危險の業であるから、已むを得ざる場合には之を我が四隣民族に局限することにした。

四、日本紀及古事記を併稱する場合には略して紀記といふのが普通であるが、私は國史たる日本記を重要視するから、紀記と略書することにした。

五、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした、あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判斷することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔な讀下しをつけた。

六、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

七、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各〻多少の相違があり、同一書に於ても必し

も常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に從ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ（迦具土、軻遇突智）、スサノヲ（須佐之男、素戔嗚）、ワニ（和邇、和珥）の如く、片假名を以て表示することにした。

八、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀（紀）	古事記（記）
先代舊事本紀（舊事紀）又は（舊）	古語拾遺（拾）
諸國風土記（風）	延喜式（式）
釋日本紀（釋紀）	同書所引私記（記私）
日本書紀通證（通證）	日本書紀通釋（通釋）
古事記傳（記傳）	書紀集解（集解）
日本書紀傳（紀傳）	

九、卷末に參照として古事記及他の所要原文を掲げた。前篇に於ては日本紀の文をも全掲したが、神武紀以下は分量が過多で、徒に紙數が嵩むるのみならず、岩波文庫本の如き便利な流

布本が世に出た今日では、餘り必要もあるまいと思ふから之を省略し、其代りに本文中に於て出來るだけ原文を其まゝ引用することにした。

一〇、附錄として每卷索引を添付する。

紀記論究 建國篇卷之三

師木宮

序説

兩朝の雄圖——年代——祭祀習俗——政體

本卷に於ては大和の磯城に都し、師木水垣(磯城瑞籬)宮(崇神)及師木玉垣(纏向珠城)宮(垂仁)と稱へられた二代の天皇に關する紀記の所説を考察しようとするのである。前卷に於て論究した所によれば、崇神天皇踐祚當時に於ては、朝廷の威令の及ぶ範圍は左記の諸地方に過ぎなかつた。

畿　内。　全部
東海道。　伊賀、伊勢
東山道。　近江
北陸道。　越前の敦賀地方
山陰道。　丹波、丹後の一部分
山陽道。　播磨及備前、備中の一部分
南海道。　紀伊川流域及淡路島

崇神天皇は紀に識性聰敏、幼好ニ雄略ヿ、既壯寛博謹愼、崇ヿ重神祇ヿ、恒有下經ヿ綸天業ニ之心上焉とあるやうに、特に英邁なる御性格で、大八洲統一の御希望を有せられ、御一代の間に東は常陸に至るまで、西は出雲を始め本洲の果まで版圖を擴張せられたことは第六章以下に說述する通りで、されぼこそ國民はハツクニシラス(御肇國、所レ知ニ初國ニ)天皇と崇め奉つたのである(第一卷二六三頁)。次代の垂仁天

皇もまた生而有二岐嶷之姿一及レ壯倜儻大度、率性任レ眞、無レ所二矯飾一〔紀〕とあり、想像から出た叙述かも知れぬが、豪放の天資を備へられたやうである。然るに此朝にはさしたる征戰もなかつたのは、父天皇が殘された偉業の整頓に遑がなかつた爲で、史書を閲するに大征討の次の御代は、此天皇を始め奉り、成務天皇、應神天皇等皆守成の君主であつた。其は必要が然らしめたのみならず、臣民撫恤の大御心に出たものと拜察せられるのであるが、尙此御代に於ては田道間守を常世國に派遣せられる等(第八章)、次の大遠征の準備をすら進められたのである。

右の如く此二朝は神武天皇の御代に次いで、國史上最も重要なる劃期時代であるが、其が紀の年紀の如く今(昭和六年)を去ること千八百六十一年乃至二千二十五年の昔でないとすれば(第一卷三二頁)、果していづれの年代に當るかといふことは攻究を要する問題である。古事記には崇神天皇に限り、戊寅年十二月崩と注記

して居るけれども、此注文については從來論議があり、宣長は延佳本によつて之を削り、書紀に據らぬ一異傳で、相當に古いものと思はれるが、稗田阿禮が誦習した勅語の舊辭とは見えぬから從はれぬというた（記傳）。近代の學徒の間にも之を書紀以前のものなりとする說と、其以後の作爲と見るものとがあるが、孰れも不確實なりとすることに一致して居るものゝやうである。さりながら第一卷序說（第三一頁）にも述べたやうに、大和朝廷に於ては尙干支紀年を採用しなかつた時代に在ても、夙に支那文化の影響を受けた或る民族が、之を以て年を算へたことは絕無ではなく、殊に此天皇は出雲國家を征伏せられたことによつて其國民に至大の印象を與へられたのであるから、崩御の年が出雲臣等によつて干支を以て傳へられたことは有り得べきである。從つて此注文もまた、縱ひ勅語の舊辭でなかつたとしても、漫然削り去るべきものではなく、周到なる史的批判を加へることを必要とする。

同一干支は六十年每に再現するものであるから、戊寅年だけでは年代を確定することは出來ぬが、假に仲哀天皇崩御の年(庚寅)を事實よりも百二十年繰上げたものとし、且初期天皇の平均世率を三十年と暫定すると、崇神天皇の推定崩御年は書紀の紀元八百六十年(西暦二〇〇年)に當り、其二年前は戊寅の年である。――記の注文に仲哀天皇を壬戌年六月十一日崩也としたのは、其より百四年後(西暦三〇二年)のことであらう――出雲傳説にも亦錯誤がないとはいへぬから、斷定は不可能であるにしても、戊寅の年卽ち書紀紀元九一八年(西暦二五八年)を諒闇の年と見て大差はあるまい。此は記の注文の干支が空想又は逆算によるものではない證據とすべきであるが、必しも常に正確と見るべからざることは勿論である(次卷以下參照)。

兩天皇の寶壽については紀記一致せず、紀の所傳の如きは其自體にも矛盾がある。左に之を表示する。

	記	紀(在位)	立太子より推算	降誕より起算
崇神	一六八	一二〇(六八)	一一九	
垂仁	一五三	一四〇(九九)	一四三	一三九

假に御父子年齒の差を三十と假定し、記の所傳から推算すれば、開化天皇の寶壽は六十三歲とあるから、崇神天皇の治世は百三十八年の久しきに亙り、之に反して垂仁景行二朝は各々十五年以内となるのである。其故に紀は之を改修し、開化天皇の壽考をも百十一(立太子の年より推算すれば百十五)としたのであるが、同書に從へば崇神天皇は御父六十一の年の御子、垂仁天皇は先帝八十二の年の降誕とせねばならず、有り得ぬことではないとしても極めて特異の事例に屬する。案ずるに記の傳承に於ては、神武天皇の場合と同じく(第一卷一五頁)、異常の大事業は短時日を以て成就するものではないとして、故意に崇神天皇の壽齡を引伸ばし、其と均衡を保たせる爲に、次朝以下にも加減を施したので、紀は之を修正し

ようとして却つて矛盾を大にしたのである。精確な年數は之を明にし得ぬが、紀記の所傳の過大なることは疑の餘地なく、崇神天皇に在つては紀に在位六十八年とあるから、前例の如く(第二卷一六頁)之を以て實壽の實數とすべきで、記は之に百年を加へたのであるかも知れぬ。垂仁天皇に於ても記所傳の百五十三歲から百年を減じたものが、實際の御壽考であつたのではあるまいか。若し然りとすれば兩天皇の治世は紀所載よりも遙に短く、崇神朝は四十年內外、垂仁朝は二十年以內であつたかも知れぬ。

兩朝の記事の特色は祭祀に關する傳說が多きを占めて居ることである。皇祖天照大神の神威を畏んで皇宮の外に移しまゐらせたとあるのは、當時の世態が神事と政事との區別を必要とした爲とも解せられるが、倭大國魂神、三輪の大物主神を始め、天神地祇の社を定めたのも崇神天皇の御代とあるので、其頃まで定所に

祭祀する事はなかつたらしいといふ誤つた印象を受けるものがないとも言へぬ。其は第五章に於て詳論するが、我宗教史上極めて重大な問題であるから、此處に概説することを必要とする。

我民族の原始宗教觀念は、チといふ語音によつて表示せられる超自然力崇畏で(六一―一九二頁)、之を備ふるものは有情と非情とを問はず、盡くカミ(神)とせられた。されば神祇の數は無限であるが、其が咸く祭祀を享けるものではなく、近世まで地震を神秘力と信じて居た民衆が之を祭らうとしなかつたと同樣に、非情の神秘力は如何ほど恐畏を感じても、直接之に幣(マヒ)することによつて、其祟を免かれ得べしとは考へられて居なかつた。其故に山海、草木、風雨の如き非情に禱請する必要がある場合には、ヤマツチ(山神)、ワダツチ(海神)、ククノチ(木靈)、カヤノヒメ(草靈)、風の神、雨師(アマシ)等と稱へ、精靈が之に宿つて居るものとし、祭祀の對象は通例有情の神秘力所有者に限られ、就中人間の靈魂が多きを占めた。其は現世

に於て族長が其族人の支配者であると同樣に、祖靈もまた其子孫の庇護者として指導に任ずるといふ信念に基くのであるから、之を祭祀するのは其族人に限り、嫡統の子孫が代表として奉齋したのであるが、他氏族の祖靈を祭る必要は認められなかつた。高天原に存したといふ天津神籬及天津磐坂（六一—二九頁）も、神武天皇が建立せられた鳥見山の靈畤（第一卷一九八頁以下）もその爲の祭場で、丹生川上の顯祭は前卷（第一六七頁）に述べたやうに、皇祖神を祭ることを主目的とせられ、他の天神地祇には嚴媛郎ち道臣命をして幣を進らしめられたのである。

血緣のない靈魂を祭祀することがあつたとすれば、其は上記のやうに特に若干の交涉が存する場合、其祟を鎭めんが爲で、此思想から移住地の國魂神を祭祀する慣例が生まれた。其地には曾て悠久の昔から占住した支配者があり得た筈であるから、其が理想の神たると、實在者の靈なるとを問はず、不祀の鬼として害を新來者に及ぼすことなからんが爲に、之を鎭祭する必要を感じたのである。皇室

に於て倭大國魂神を祭祀せられたのは之に因るもので、此神號のヤマトは後の大和國（奈良縣）全域を意味するのではなく、其名の起原たる神武天皇が最初に占據せられた一地帶の謂と思はれるから（第一巻二六七頁）、其地の先住民の祖靈を以て國魂神とせられたのであらう。其が實在人で市磯の長岡市の祖先と信ぜられたことは後章に說く通りである。

祭祀に關する如上の觀念は今日まで存續し、祖靈を神として祀ることを怠るやうになつてからも、居住地をうしはく大小神祇即ち國魂神を奉齋することを忘れず、或は產土神といひ、或は鎭守の神と呼び、時としては不當にも氏神と稱へて居る。さりながら氏神即ち族祖神が居住地の國魂神と一致する場合は、氏族集團が崩壞して局地集團を以て社會の單位とするやうになつた後には、極めて稀になつた。滔々乎として佛道に歸依した民衆は、其教に從うて祖靈を追善供養することを知つて居るが、現實の庇護と指導とを之に仰がんとする意識は殆ど皆無であ

るにも拘はらず、尙氏神といふ語を保存して居るのは、上代祭祀習俗の名殘であると言はねばならぬ。

右の如く神祇の數は無限でも、各氏族に於て祭祀するのは、族祖神と國魂乃至產土神に限られて居たので、爾餘の神靈に對しては敬意を失はぬまでも、禮拜奉齋するやうなことは無かつた。其故に知名の神祇でも社のないものが多く、有力者の靈魂も其子孫が衰滅した爲に、祀る人がなくなつた例が少くはない。殊に先住種族に在つては祖先崇拜の念が高天―海人族のやうに旺盛ではなく、代を重ぬるに從ひ忘られて行く傾があつたやうで、崇神朝時代には祀を廢絕した神が多かつたのであらう。天皇は之を不祥として祭祀復興に叡慮を費された。其顯著な例は大物主神で、初代の國母五十鈴姬命の御祖先として、永久に祀を絕すことの出來ぬ神靈であるが、三輪附近に占據した賀茂氏が、第一卷(二五三頁以下)に述べたやうな事情により、衰微退轉した爲に其祭祀を繼承するものがなかつたので、因

疫の因を此にありとして、其遠裔を茅渟の陶邑に求めて、之をして復興せしめられた。其が紀記に傳ふるが如く神の夢宣に因るものか、天皇が神夢に託して敬神思想を鼓吹せられたのかは、本書に於て論ずべき限りではないが、範を天下に示す大御心であつたと拜察せられるのである。

獨り大物主神のみではなく、八十萬群神を祭り、天社國社及神地神戸を定め、大坂神及墨坂神等に幣物を贈進せられたとあるのは、上掲無緣の神を祭祀せずといふ説と抵觸するやうであるが、其は朝廷が國民に代つて行はせられたので、天皇の御親祭とは意味を異にする。橿原奠都後十代を經て、ヤマト民族の混成は完了し、天皇は天孫氏の族長として他の諸氏族の上位に立たせられるといふ觀念から一轉して、ヤマト民族の總族長であると信ぜられるやうになつたので、臣民の祖先の祭も亦朝廷の政務に屬すといふ見解が起り、今日の官國幣社と同様に、名ある神の爲に官社を設け、其祭祀に干渉せられたのである。各社の祭主には其神

の後裔又は縁故者を配當せられたことはいふまでもないが、最大社の祭典は皇族をして掌らしめようとさへ試みられたやうである。渟名城入姫命を日本大國魂神に託け、倭迹迹日百襲姫命が大物主神に侍いたとあるのは、之を意味するやうであるが、其は當時の民衆の信念に合致しなかつたので永續せず、前者は髮落體瘠せ任に堪へぬやうになり、後者は神の祟によつて落命したと傳へられ、祭祀權はいづれも本然の祭主の手に復歸した。

從來宮殿內に奉齋せられた倭大國魂神の祭祀を市磯の長岡市に委ねられ、倭笠縫邑に磯堅城神籬を立てゝ天照大神の御靈代を奉安し、更に伊勢の五十鈴川上に移しまゐらせたのも、紀に說明せられて居るやうに畏二其神威一共住不安なるが爲ばかりではなく、政務多端となるに從ひ懈怠を生ずることを御懸念あらせられた爲もあらうが、眞の動機は上記氏族觀念の變遷によるもので、天皇がヤマト民族の總族長であるとすれば、皇祖神は國民が等しく總族祖神として仰ぎ奉るべき神

靈であるのに、宮殿内に奉齋しては民衆の參拜を阻止する結果になるからではあるまいか。同時に國家の版圖が膨脹した此時代に在つてはヤマト（又は大ヤマト）といふ一鄕の國魂神のみを特別扱にすることは偏狹の嫌があるので、之を普通の大社の列に下し、全國土の國魂神としても天照大神を仰ぎ奉るやうになつたのであらう。されば其神宮も此大神德の發揚に適はしい地にあらざるべからずとして菟田の筱畑（ササ）を始め近江美濃の各地を物色し、遂に常世の浪重浪（シキナミ）の寄する國、傍國の可怜國（ウマシクニ）なる伊勢に選定せられたものと思はれる。

右の如く說明することは餘りに理論に過ぎ、上代思想らしくないと批難するものがあるかも知れぬが、其は人間の意識が物質文化と同一步調を以て進展するといふ豫斷に捉はれるからで、屢々論じたやうに、我々の遠祖の心理も今日吾人の有するものと大差はなく、若し不可解の點があるとすれば、其は慣習風俗の相違によるもので、思索の順序方式を異にするのではない。例へば大彥命の如く天皇

の御同腹の御兄で、何等缺陷のない皇子が、甘んじて弟皇子に臣從せられたことは、後代人の心理からいへば特異とすべきであるが、前卷(第四頁)に述べたやうな社會制度に在つては不思議のないことである。新古雅俗の見地を離れて純然たる詩想の上から批判しても、今世の歌文が奈良朝文獻にあらはれたものよりも優れて居ると主張することは困難で、之を通じて吾人が窺ひ知る所によれば、古人の意識は往々現代人の其よりも微妙複雜であつたやうである。一知半解の徒は現在の未開人に關する皮想的觀察を基礎として、我上代を揣摩臆測し、我等の祖先は無智蒙昧で、精神文化に於ても遙に隣邦支那より劣つて居たと說かねば納得せぬやうであるが、其は餘りに謙遜自屈といはねばならぬ。

却說、倭姬命が御靈代を奉じて諸國を巡歷せられたといふことは、單に奉齋の好適地を求める爲のみではなく、民衆の崇敬を萃める目的をも有したものとすべきで、終に伊勢國五十鈴川上に鎭坐せられたのも、紀には神契によるものとして

居るが、其地方に猨田彥、天日別命等の子孫が居住し、信仰者が多かつたからではあるまいか。

ヤマト民族は單一の大氏族なりとする觀念の醞釀は、政治上にも大なる影響を及ぼしたやうである。從來各社會的乃至局地的集團と朝廷との關係は、其氏(部)族長が天皇の至上權を認めて其命に服したといふに外ならず、配下の民衆に對しては完全なる支配權を有し、宛然小獨立國の觀を呈して居たことは、前卷(第六章)に述べた諸倭人國と女王國との關係と同樣であつたと思はれるが、漸次附庸國たる分限を失うて自治行政集團に變形した。其第一階梯として崇神朝に始めて調庸が賦課せられ、民衆は一樣に朝廷の需要を分擔するやうになつたのであるが、其外にも制度上に變革が行はれた。在來の氏族組織に於ては族長は世襲で、結婚によつて母系承統から男系に轉換せしむるの外、之を動かす道はなく、族長と族人

との羈絆は、朝廷の權威を以てしても之を破斷することが出來ぬほど鞏固なものであつたから、徐々に之を崩壞する爲に、垂仁朝以降頻々新しい民部を設立せられた。其部長は朝廷の任命によるものであるから、縱ひ之を世襲したとしても、部民との關係は氏族長とは異り、朝廷の官吏として之に對するやうになつたのである。加之異俗(ヤマト民族以外)の地を征服するに從ひ、武將又は皇胤を以て其國造又は別(ワケ)とし、之が統治に任ぜしめられたことも亦、中央集權の實を擧げる一手段であつた。世襲の結果此等の地方長官が封建諸侯のやうになり、筑紫國造磐井の如く朝廷に弓を彎くものをすら生じたのは(第二卷一七六頁)、やゝ後世の事態で、恐らくは本初豫期せられなかつたことであらう。

之を要するに師木二朝は政治組織上からも一大變革期で、ヤマト朝廷はこゝに始めて中央政府たる實質を備へるやうになつたのである。從つて政務も亦多端となり、從來の如くナカツオミ(中臣)が宣命傳奏に任ずるだけでは、之に應ずるこ

とが出來なくなつたので、マヘツギミ(卿大夫)を任命して公務を管掌せしめられたものと思はれるが、其官制を推定するに足る資料はなく、唯垂仁紀に阿倍臣遠祖武渟川別、和珥臣遠祖彦國葺、中臣連遠祖大鹿嶋、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日の五大夫の名が列擧せられて居るのみである。

紀記の叙述の裏面には上記の如き事情が潜んで居るのであるが、口授傳誦の常として、或は神秘的に、或は興味本位に說かれた部分が少くはない。兩書が愁に史筆を弄することなく、或程度まで傳來のまゝ收錄したことは、却つて國史の研究に幸したかも知れぬが、徒に表面のみを見て之を史實と解し、或は不合理と非難するのは大なる誤で、吾人は之を分拆批判して其眞意のある所を捕捉するに努めねばならぬ。

第一章　皇親譜

略系譜――兩天皇――皇居陵墓――入彥入姬――眼妙媛と共所生――御間城姬と共所生――大海媛と共所生――狹穗姬と共所生――丹波の五王女と共所生――迦具夜比賣と共所生――苅幡戶畔と共所生

本章に於て說かんとするのは、主として崇神及垂仁兩天皇の親緣關係であるから、便宜のため先づ諸皇子を所生別に表示する。――紀記所傳を異にする場合には之を連記するか、若くは記の名號を括弧内に揭げ、單に字を異にするものは紀に從ふ。

△磯城瑞籬宮　　御間城入彥五十瓊殖(崇神)天皇

┌活目入彥五十狹茅尊

御間城（御眞津）姫（命）（大彦命之女）……
- 彦五十狹茅命〔紀〕——伊邪能眞若命〔記〕
- 國方姫命
- 千千衝倭姫命
- 倭彦命
- 五十日鶴（イカ）彦命〔紀〕——伊賀比賣命〔記〕

紀伊國（木國造）荒河戸畔女
遠津年魚眼眼妙媛……
- 豐城入彦命
- 豐鍬入姫命

大海宿禰女八坂振天某邊〔紀一云〕——右の眼妙媛の異傳とあるが、全然別人である

尾張（連之祖）大海媛……
- 大入杵命〔記〕
- 八坂入彦命
- 渟名城入姫命
- 十市瓊入姫命〔紀〕——十市之入日賣命

△纒向珠城宮〔紀〕——師木玉垣宮〔記〕　活目入彦五十狹茅（垂仁）天皇

狹穂姫（佐波遲比賣命）……譽津別命〔紀〕——本牟智和氣命〔記〕

日葉酢媛命 一云日葉酢根命〔紀〕……
- 五十瓊敷入彦命
- 大足彦（忍代別）尊
- 大中姫命〔紀〕——大中津日子命〔記〕
- 倭姫命
- 稚城瓊入彦命〔紀〕——若木入日子命〔記〕

渟葉田瓊（沼羽田之）入媛……
- 鐸石別命〔紀〕——沼帶別命〔記〕
- 膽香足姫命〔紀〕——伊賀帶日子命〔記〕

薊瓊（阿邪美能）入媛……
- 池速別命〔紀〕——伊許婆夜和氣命〔記〕
- 稚淺津姫命〔紀〕——阿邪美都比賣命〔記〕

加具夜比賣命〔記〕……袁邪辨王〔記〕

大國不遲之女
綺（弟苅羽田）戸邊……………
├磐衝別命（王）
└石衝毘賣命　亦名布多遲能伊理毘賣命〔記〕

山背（大國淵之女）苅幡戸邊………
├祖（オチ）別命（王）
├五十日足彦命（王）
└膽武別命〔紀〕――伊登志別王〔記〕

舊事本紀には大國淵の二女をあげず、磐撞別及祖別の兩皇子を眞砥野媛の所生、五十迹石（イトシ）別、五十日足彦の二柱を薊瓊入媛の所生として居るが、其根據を詳にせぬ。

崇神天皇は前卷第二章に述べたやうに開化天皇の御子で、御母は物部氏の伊香色謎命であるが、此貴女は孝元天皇の妃であつたのであるから、開化天皇に再醮せられたのは、御即位後のことゝせねばならず、從つて他の皇子よりも年少であらせられたと拜察せられる。長兄をさし置いて大統をつがれたのは、父天皇の叡

慮によるものとも、或は諸兄が他の氏族に就かれた爲とも說明し得られるが(第二卷四頁)、天皇御自身も御間城入彥(御眞木入日子)と稱せられた所を見ると、大彥命の王女なる御間城姬(御眞津比賣命)の夫として、其ミマ(采邑)に入籍せられたものとすべきで(後記參照)、此點に於ては諸兄と選ぶ所はなく、御母の門地が特に高貴であつたとも言へぬから、他に有力な支持があつたのではないかと考へて見る必要がある。若し父天皇の大御心を動かし、諸兄の野心を抑へるに足るものがあつたとすれば、其は御舅大彥命の勢力によるものと推定せられることは、既に前卷(第一二五頁)に述べた通りである。

五十瓊殖(印惠)は追號で、通例はミマキ入ヒコとのみ呼びまゐらせたことは、開化紀の書例によるも、和珥坂(幣羅坂)の少女の謠によつても明白で、記には所レ知ニ初國一之御眞木天皇とあり、常陸風土記にも美萬貴(美麻貴)天皇とのみ記されて居る。イニヱの語義は判明せぬが、御子活目入彥イサチ天皇のイサチ(勇主)と

對するものとすれば、イは接頭語で、ニヱはニヤに通じ、ニ(和)の一形態として用ひられた古言であるから(二―五八頁)、和穆の意を表示するものと思はれる。此御名に似ず、天皇は果敢勇武の御性格で、地方豪族を懷柔する爲に、御躬づから紀伊及尾張に巡狩せられたことは、眼妙媛(マクハシ)、天某邊(アマノイロベ)、大海媛等を娶されたとあるによつても推定せられる。此事は明記せられて居らぬけれども、既に屢〻述べたやうに、此時代には尙未だ采女(貢女)といふ制度は存せず、垂仁天皇が山背行幸中に苅幡戶邊を娶し(後記參照)、景行天皇は八坂入媛を美濃に(紀)、印南別孃を播磨に迎娉せられ(風)、其外西征中に到所の豪族の女を娶されたとあるやうに(紀)、縱ひ後日帝都に轉居せしめられた事實があつたとしても、舉婚は其々の本貫について行はれるのが例であつたのである。其年次は判明せぬが、豐城入彥命が垂仁天皇よりも年長とせられた所を見ると(次章參照)、紀伊國巡狩は早期の御活動に屬し、尾張國行幸については明徵はないけれども、或は踐祚後のことであつたかも

知れぬ。

垂仁天皇は上記御間城姫(御眞津比賣)の所生であるから、嫡庶の別が嚴重でなかつた時代に於ても、儲位に擬せられたのは、寧ろ當然のことゝすべきである。然るに後章に記述するやうに、紀には父天皇が此御子と長皇子豐城入彥命との選擇に惱まれた結果、夢兆によつて斷定せられたとあり、從兄にあたる狹穗彥が皇位簒奪を企てたとあるのは、繼位問題が極めて重要視せられるやうになつた世相の一面を語るものであると言はねばならぬ。垂仁天皇は紀によれば父帝の治世第二十九年の歲次ニ壬子ニ春正月己亥朔の降誕として、晚年の御子であつたかのやうに記述せられて居り、其年次は第一卷序說に述べたやうに、深く信ずるに足らぬものとしても、太歲を特記して居るのは、他に例のないことであるから、紀の編者の推算から出たものと速斷することは出來ず、崇神天皇の崩年と同じく、何か據があつたのかも知れぬが、眞僞は不明である。イクメ入彥といふ御名が之を證

明するやうに、此天皇は活目といふ地に入籍して居られたものとすべきで、イクメはイコマ（生駒）に通じ（五―一八二頁）、佐保に隣接する地域の總稱であるが（今生駒郡と稱する）、此當時は或は佐保をも包括し、舊春日氏（第二卷一五四頁）の所領であつたので、狹穗姬との結婚によつて、入彥たる皇子の支配に屬したものと思はれる。記に本牟智和氣御子の降誕を御母沙本毘賣の籠城中と說いた所を見ると、或は卽位後の娉娶と了解せられたのかも知れぬが、紀によれば天皇の治世第二十三年に譽津別命は生年既に三十とあり、常識を以て判斷しても入彥となられたのは踐祚前のことであらねばならぬ。若し然りとすれば大統繼承後に於て、春日氏の族長たる狹穗彥が、活目の支配權還附を要望し、許容せられなかつたが故に怨恨の極、陰謀を企てたことは有り得べきで、必しも皇位簒奪の野心が其直接動機となつたのではないかも知れぬ。入彥を畧してイクメ天皇とも申上げた所を見ると〔紀〕〔記〕、此地に宮居せられたことは疑なく、イサチは追號で、既記の如

く勇主(イサチ)を意味し、紀に及ビ壯倜儻大度と叙せられた御性格に因んで奉つたものと思はれる。

崇神天皇が磯城に都せられたのは、大彦命のミマ(御領)が此地に存したからであらう。瑞籬(水垣)の宮のミヅは美稱で、垣を繞らした宮殿といふに過ぎぬが、熟語としてはミヅガキは神宮又は皇居の垣をいふに用ひられた。宮址は今の三輪町大字金屋にあり、天皇山と呼ばれて居る。此界隈は本來賀茂氏又は師木氏の領地であつたのであるが、兩氏が衰微した爲、大彦命の采邑となつたのであらう。陵墓の地山邊道上〔紀〕、山邊道ノ勾(マガリ)之岡上〔記〕は、皇居を距る北方一里餘、柳本村字北別所の俗稱ニサンサ山を決定せられた。山邊道と稱するのは、三輪から奈良方面に通ずる山添の道の謂で、其道旁または屈曲點の岡の上といふ意を以て右の如く呼稱せられたのであらう。

垂仁天皇の皇居は紀に二年冬十月更都ニ於纏向一、是謂ニ珠城宮一也とあり、纏向村大字穴師の一地點が遺跡とせられて居る。記に之を師木玉垣宮としたのは、今も磯城郡と稱するやうに、シキが此地方の總名なるが故で、玉垣又は珠城も垣を繞らした城を意味し、タマは美稱である。ミヅガキと同じく神社の垣をもタマガキと稱へ、引田の赤猪子の歌にも「御諸に築くやタマガキ」と詠まれて居るが(記)、其は靈を限るといふ意で、こゝの玉垣と同一視することは出來ぬ。此地は崇神天皇の皇居に近いけれども、踐祚前からの宮居でないことは、其地名を天皇の御名に用ひなかつたのを見ても明白で、恐らくは狹穗彦の叛逆の爲に遷座せられたのであらう(第四章參照)。紀が從來の書例を破つて更都ニ於纏向一と叙したのは、其意を寓するのであらうが、之を內亂の三年前の事とし、狹穗姫の自白は來目に行幸して高宮に行在中としたのは、若干誤解があつた爲のやうである。後記の如く來目は活目の訛傳で、高宮は其處の宮殿をいふものゝやうであるから、此ころまで

は尙活目に都せられたものとせねばならぬ。朝廷は移轉しても舊居は放棄せられなかつたので、菅原伏見陵〔紀〕または菅原之御立野中〔記〕に歸葬せられたのである。此陵は延喜式に菅原伏見東陵とあり、安康天皇の西陵と區別せられ、現に生駒郡伏見村大字平松に其遺跡を存する。天皇が御名に負はせられたイクメの宮も亦此附近にあつたのであらう。

兩天皇が入彥と稱へられた理由は既述の通りであるが、他にも入彥、入姬を以て稱號とせられた皇子女が少くはない。宣長は此イリを伊呂兄伊呂妹などのイロと同じく、親愛の稱なりしとしたが〔記傳二二〕、イロは愛稱ではないのみならず〔四―二六頁〕、イラと轉呼してイラツコ（郎子）、イラツメ（郎女）の如く用ひられるのが例で、稻日大郎姬をオホイリヒメと稱へるやうなことはないから、全然別語として上述の如く他の鄕貫又は氏族に入籍したことを意味するものとせねばなら

ぬ。されば若木入日子〔記〕を稚城瓊入彥ともいひ〔紀〕、十市之入日賣〔記〕を十市瓊入姬とも稱するやうに〔紀〕、助語ニ(瓊は借字)を挿入し、或はノを介することもあるので、前續語が或は限定的となり或は副詞的となるといふ相違はあるが、意味に於ては變りはないのである。——此ニをノ(之)に通ずといふのは强辯で、古今の歌文中ニとノとを通用した例はない。

さりながら此時代に限り、右の如き身分の貴人が多かつたのは理由のあることであらねばならぬ。舊制度によれば、皇子女の大部分は母氏族に就き、其所有地及部衆を分領し、皇族として殘留せられる場合には、其々領地領民の分配を受けられたのであるが、皇族は代を追うて增加するに反し、皇室及之と婚嫁を通ずるやうな名族の富と部衆とには自ら限りがあるから、此制度を持續することが困難になつたのは必然である。名義のみ一家を創立しても、富と權勢とが之に伴はねば、結局皇室衰微の因となるので、血緣若くは姻戚關係の有無に拘はらず、適宜

の集團又は氏族に皇室員を分配して、其供御を受けしめられる新制度が生まれたのは、自然の結果といはねばならぬ。さりながら一擧にして社會組織上の古習を破毀し、民衆を强ひて從來の氏(部)族長を棄てしめることは、朝廷の威力を以てしても不可能であつたので、過渡時代の便法として、入彦及入姬といふ名義の下に、之と併立せしめられたのであるが、久しからずして名實共にキミ(君)又はオミ(臣)として民衆に臨むやうになつたのである。

前卷(第一二二頁)及本卷序說(第一七頁)に述べたワケ(別、和氣)の皇子(ミコ)も之に類するものであるが、其は寧ろ職務上の稱號であつたから、皇女に對しては用ひられず、此は身分をいふものであるから、入彦とも入姬とも稱へたのである。之を要するに入彦(姬)は皇族たる籍を失ふことなくして、或る氏族又は集團の奉養をうけるもので、部曲制度廢止後の皇子女が、其傅育者の氏名を負うて大海人皇子(天武天皇)、草壁皇子、新田部皇女等と稱へられたのと或點に於ては趣を同うする。

されば母氏族との關係は前時代ほど重要ではないが、尙所出によつて說くことを便とするから、以下后妃別に叙述する。

一、眼妙媛と其所生

崇神天皇の妃眼妙媛《マクハシ》(目微比賣)の母荒河戶畔(刀辨)は紀には單に紀伊國と冠稱し、記には木國造とある。アラ川は第一卷(第九八頁)に述べたやうに、紀之川と野上川との會流點附近をいひ、丹敷(西紀)戶畔が占據した地點であるから、其女君なる荒河戶畔もキ(木)族人と思はれるが、記の所說の如く木國造と稱したかは疑問である。建內宿彌の母の兄なる木國造宇豆毘古(記)は、紀によれば紀直遠祖菟道彥として其父と傳へられ、屋主忍男武雄心命《ミヤヌシオシヲタケヲゴコロ》が阿備柏原に滯在中の通婚とあるから(景行紀)、今の安原村に占住したものとせねばならず、アラ川村とは直徑四里を距てゝ居るから、同一家人が分住したものと見ることは困難である。或は神武朝に伏誅したニシキ戶畔の後胤で代々女性を族長とし、木國造とも稱へたのであ

るかも知れぬが、若し然りとすれば荒河トベ(アラ川邑の女君)といふ稱號と重復する嫌がある。マクハシ媛の冠稱を遠津年魚眼(アユメ)としたのはマ(眼)にかゝる準枕詞で、遠津は字の義、アユメは香魚群(アユメ)の意であらうが、眼妙、眼微は借字、マは接頭語で、名の義はクハシ(精妙)媛であらう。

紀に一云として分注した大海宿禰女八坂振天某邊(アマノイロベ)は大アマ(海)及アマ(天)――舊訓オホウミとあるは非、天は借字――とあるによつても明なるが如く、アマ(海人)族であるから、右の眼妙媛とは全く別人であらねばならぬ。恐らくは紀伊國海部(阿末)郡(和)の豪族の女をいひ、同じく巡狩の際寵幸を得たので、誤つて豐城入彦等の生母であるかのやうに傳へたものがあつたのであらう。ヤサカフル(八坂振は借字)は愈榮經(イヤサカフル)の意で美稱、イロベはイロメの轉呼で、名門の女子の義である(四―二六頁)。――集解が此女性に關する分注を大海媛の次に移したのは、後者の所生に八坂入彦といふ皇子があるからであらうが、八坂振の八坂を地名と

しては、フルの意を解くことが出來ぬのみならず、ヤサカの如きは決して一地に限られた名稱ではない――恐らくは此女性には子がなかつたのであらう。眼妙媛の所生としては次の二柱が擧げられて居る。

豐城入彥命〔紀〕――豐木入日子命〔記〕。　紀には豐城命ともある。トヨは美稱で、キ(木)氏の入彥となられたから、此名を以て呼ばれたのである。長皇子ではあるが大統を繼がれず、上毛野君、下毛野君の祖となられた〔紀〕〔記〕事情は次章に述べる。

豐鍬入姫命〔紀〕――豐鉏入日賣命〔記〕。　スキはシキに通ずるから、師木氏の入姫であつたと思はれる。笠縫の祭主になられたことは後章に說く通りで、記に拜ニ祭伊勢大神之宮ー也と分注せられたのも、之を意味するのであらう。

二、御間城姫と其所生

御間城は御父大彥命の采邑卽ちミマの城の謂で、其二王子はアベ氏に就かれた

が、此王女のみは皇族籍に留り、ミマキを以て稱號としたものと思はれる。其所在が三輪に近く、崇神天皇が入彦となられたことは上述の通りである（第二三頁）。記に御眞津比賣命とある名號も同義であるが、其夫となられた天皇を御眞木入日子として居るのみならず、同書によれば皇妹にもミマツ比賣命といふ名が見えるから（第二卷一一三頁）、紀の傳を可とすべきであらう。所生の皇子女は左記の六柱である。

活目入彦五十狹茅尊（紀）――伊玖米入日子伊沙知命（記）。

彦五十狹茅命（紀）――伊邪能眞若命（記）。紀記全く所傳を異にして居るが、イサチは御兄天皇の尊號で、少くとも弟若くは稚を冠して區別することを要するから、記の傳を正しとすべきであらう。イザは第二卷（六七頁）に述べたやうに、開化天皇の宮居の地であつたから、皇室の御料として保留せられたのを、此皇子に贈與せられたものと思はれるが、血食しなかつたと見えて後裔

をあげて居らぬ。

國方姫命〔紀〕――國片比賣命〔記〕。　國は倭の國をいひ、カタは恐らくは神田(カタ)の意の地名であらうが、所在を明にせず、事蹟も傳へられて居らぬ。

千千衝倭姫命〔紀〕――千千都久和比賣命〔記〕。　初代の伊勢神宮齋主倭姫命は此皇女の謂と思はれることは第五章に述べる通りである。チチツクは其職掌に因む冠稱で、チチ(神靈)イツク(齋)の約であらう。

倭彦(日子)命。　一家を起すに至らずして夭折せられたから、單にヤマト彦と稱へたのであらう。記に此王之時始而於陵立人垣と分注したのは、儀仗の爲の堵列者の謂で、皇親の故を以て禮を厚くしたことを意味するのであらうが、垂仁紀に殉葬の爲に近習を生埋にしたとあるのは、殉死禁斷の動機を誇張したに過ぎず、過信すべからざることは第十章に論ずる通りである。

五十日鶴彦命〔紀〕――伊賀比賣命〔記〕。　紀記の所説は男女性を異にするけれ

ども、共は後記の如く垂仁天皇の後胤中にもある例であるから、同じ御子を二様に言ひ傳へたものとすべきである。イカは共通で嚴の意の美稱と思はれるが、ツルの意義は判明せぬ。或は神武紀の頬枕田の原語ツルの謂で(第一卷一九三頁)、地名であつたかも知れぬ。後裔の名も傳はらぬので、紀記いづれの說に從うて可なるかを知らぬが、男王七女王五とある記の分注に誤なしとすれば、比賣を日子の訛傳とすることによつて其數に合する。イカツル彥を略してイカ彥と稱へたことはあり得べきである。

三、大海媛と其所生

大海媛は記に尾張連之祖意富阿麻比賣とあり、尾張に占據したアマ(海人)族の嫡女をいふのであるが、葛木系にも尾張連を姓としたものがあるので(第二卷九〇頁)、夙に之を混同し、舊事本紀の尾張氏系譜には建諸隅命の妹として、大海姫命亦名葛木高名姫命を擧げて居る。さりながら共は味師內宿禰の母なる葛城之高千

那毘賣の誤傳と思はれることは、前巻（第九〇頁）に論じた通りである。舊葛木氏は大和から退轉して尾張國に移住し、乎止與命といふものが大海媛の卑屬なる尾張大印岐の女子眞敷刀俾を娶つたので、其所生建稻種命が母氏を相續し、其子尾綱根に至り、應神天皇の御代に尾治連の姓を給はつたのであるから〔舊〕、其尊族大海媛を尾張連祖と稱したのは不當ではない。尾張國には海部を名とする郡もあり〔和〕、中嶋郡には海部直が古據し（五―二二四頁）、アマ族全盛の地で、開化天皇の御代までは私には接觸交渉が存したらしいが、尚朝廷の治下に屬して居なかつたから、東方に手を伸ばす爲には、先づ此地の大豪族を懷柔することを必要とし、之が爲に天皇の行幸を見たのである。朝廷の勢威に拮抗し得ぬことを自覺した此族人は、天皇を奉迎して恭順を表し、宗族の嫡女は箕箒を奉じたが、特に寵幸を得て、後日大和に召し寄せられたものゝやうである。其は所生の皇女の二柱が、大和在住氏族の入姫になられたことによつても推定せられる。皇子女の數は紀記

所説を異にするが、左記の名が傳へられて居る。

大入杵命（記）。　能登臣之祖とある。紀には此皇子を擧げて居らぬが、國造本紀にも能登國造の始祖彦狹嶋命は大入來命の孫とせられて居る。但し之を活目天皇の皇子としたのは誤傳で、垂仁天皇に此名の皇子が坐したといふことは紀記は勿論、天皇本紀にも見えぬ。大は長子を表示し、イリキは入子の謂で、入彦と同義と思はれるが、其氏族又は鄕貫名のあらはれて居らぬのは之を脫したのであらう。

八坂入彦命（紀）――八坂之入日子命（記）。　景行紀によれば天皇は此皇子の女の美貌を聞し召して美濃に行幸せられ、泳の宮に駐蹕せられたとあるから、同國可兒郡久久利村が此皇子の所領であつたとせねばならず、八坂も亦其附近の地名と思はれる。ヤサカは恐らくはヤスカ（彌栖處）の轉呼で、有力氏族のヤス（公屋）の所在地の故を以て地名に負はせたのであらう（次卷參照）。

渟名城入姫命〔紀〕――沼名木之入日賣命〔記〕。ヌナキは孝昭天皇の妃渟名城津媛の居住地であるから（第二卷八七頁）、此氏族に入籍せられたものとせねばならぬ。

十市瓊入姫命〔紀〕――十市之入日賣命〔記〕。十市縣主家（第二卷七五頁）の入姫となられたのであらう。

四、狹穗姫と其所生

以下は垂仁天皇の后妃である。狹穗姫が舊春日氏に就かれた皇胤であることは既述の通りで、記に一名佐波遲比賣とあるのも、サホツ媛の音便であるが、必しも訛ではなく、サホの原語はサハで、溪流を意味し、本來佐保川の稱呼であつたのが、其上流一帶の地名に轉用せられたからであらう。第四章に詳述するやうに此貴女は兄狹穗彦に殉して自滅したので、所生の皇子も左記一柱である。

譽津別命〔紀〕――本牟都和氣命又は本牟智和氣命〔記〕。記にはホムツとホムチ

との二様に傳へて居るが、其名の所由を火中所レ生故と說明した所を見ると、ホヌチ(火中)と語音の近いホムチを正とし、ホムツは其轉呼と見なしたのであらう。さりながら第四章に述べるやうに、其は單なる語戲に過ぎず、皇子に因んで定められた民部は、品遲部とも〔記〕、譽津部とも〔紀〕傳へられて居るから、孰れを可なりとも斷言することは出來ぬ。ホムチ說に從へば、和名抄の大和國葛下郡品治(保無知)鄕を采邑とし、其名を負はれたものと了解せられるが、ホムチの原義は秀御道で、完備した道路といふ意味から地名に轉じたものゝやうであるから、ホムツ(秀御津)といふ語も存した筈で、諸國の道路港津の築造修繕に任ずる民部をホムチ部ともホムツ部とも稱へたものと思はれる。此皇子は成人の後まで言語不自由であつたが、鵠の飛ぶを見て出言せられたから、人をして其鳥の跡を追うて之を捕へしめ、又出雲大神を參拜する爲に下向せられた結果快愈を見たといふ物語が、精粗內容を異にして紀

記に傳へられて居る。其は前篇第一卷序說（第三九頁）に論じたやうに、新附地の巡撫を說いた寓意的叙述であると思はれるから、第七章及第九章に於て論究する。

五、丹波の五王女と其所生

狹穗姬が自滅に臨み、丹波道主王の女を掖庭に薦めたと傳へられて居るが、王女の數は紀には五婦人とし、記には兄比賣弟比賣茲二女王とあるにも拘はらず、次の章下には四柱の名を擧げて居る。思ふに兄比賣弟比賣は姉妹の貴女といふ意に過ぎなかつたのを、傳誦者が名號と誤解して茲二女王といふ語句を加へたのであらうが、其外名號についても、數についても前後の記述が矛盾し、頗る紛らはしいから、一覽に便にする爲、左に之を表示する。

紀	記（彥坐王系譜）	同（皇胤の條）	同（娉娶の條）
日葉酢媛	比婆須比賣	氷羽洲比賣	比婆須比賣

渟葉田瓊入媛　　沼羽田之入毘賣
眞砥野媛　　眞砥野比賣　　圓野比賣(不納)
薊瓊入媛（アザミニ）　　弟比賣　　阿邪美能伊理毘賣　　弟比賣
竹野媛(不納)　　歌凝比賣(不納)

記の所說は彼此關聯のない三異傳を共まゝ併擧したものと見れば、矛盾のあるのも怪しむに足らぬが、事實は歸一せねばならぬから、訛傳と見るの外はなく、原說に還元する必要がある。マトヌ比賣に子がなかつたとすれば、皇胤列擧の章下にあらはれぬのは當然であるのに、后妃の列に入らなかつたものと誤解して、醜貌の故を以て採納せられなかつたと說いたのであらう。マト野（ヌ）は丹波(丹後)の一地名であらうが所在を詳にせぬ。右の外ヌバタの入比賣及アザミの入比賣の名が娉娶中に見えぬのは、弟比賣によつて代表せられたからで、オト姫は上述の如く個人名ではないから、複數に用ひても差支はないのである。ウタコリ比賣は紀

の竹野媛にあたるもの丶やうであるが、名の義を明にし得ぬ。――強ひて言へばウタに大田(ウタ)(五―二四七頁)の謂で、コリは大人の意を以て敬稱に用ひられたのかも知れぬ(四―二四〇頁)――竹野媛を娶されなかつたのは、丹波の竹野氏の承統者として殘留した爲であらねばならぬが、傳說子は之を醜貌に因るものと說明して、乙訓(オトクニ)といふ地名に牽强し、紀には次の如き戲說を掲げて居る。

唯竹野媛者、因㆓形姿醜㆒返㆓於本土㆒、則羞㆑見㆑返到㆓葛野㆒自墮㆑輿而死之、故號㆓其地㆒謂㆓墮國㆒、今謂㆓弟國㆒訛也。

記は之を圓野(マトヌ)比賣のこと丶し、更に相樂(サガラカ)といふ地名の由來をも添へて說いて居るが、マトヌ比賣を返されといふのは上記の如く誤解に外ならず、地名所由說の信ずべからざることは第一卷以下屢々述べた通りで、次の一節の如きは詞想共に頗る後代めきて、古傳とは思はれぬのである。

然るに比婆須比賣命、弟比賣命、二柱を留めて、その弟王二柱は甚凶醜(イトシコメキ)により

て本土に返し送りたまひき。是に圓野比賣慚ぢて言はく、同じ兄弟の中に姿醜きによりて還さるゝこと、隣里に聞えても甚慚しといひて、山代國之相樂に到りし時、樹の枝に取懸りて死なむと欲ひき。故その地を名づけて懸木と謂ふ。今は相樂といふなり。又弟國に到りし時、遂に峻しき淵に墜ちて死にき。故その地を名づけて墮國といふ。今は弟國といふなり。

后妃三柱をあげて置きながら二柱を留めたといひ、拒絶せられた二女のうち歌凝比賣について記する所のないのは、此一節が單に興味本位の一挿話で、誦習者にも撰錄者にも史的價値を認められて居なかつた證據である。

右の如く論究すると、丹波の王女に關する限り、紀の所傳を正しとすべく、恐らくは確實なる史料を發見し、之に基いたのであらう。是より先き丹波道主王は竹野媛を殘し、彼地で設けた他の四女と朝廷別王とを携へて歸京して居たので、紀記の所説の如く掖庭に納れる爲に遙々喚し上げられたのではあるまい。其は二

柱の女王が大和附近の郷邑の入媛となつて居たことによつて立證せられる。長王女ヒバス媛は生母マスの郎女の名を繼承して、秀マス媛又はヒバス根（ネは敬稱であるが、こゝでは女兒を意味する）と呼ばれたのを轉呼したものゝやうで、共御腹から次の皇子女が降誕せられた。

五十瓊敷入彥命〔紀〕――印色之入日子命〔記〕。イは接頭語で、ニシキは西紀を意味し、和泉（茅渟）の南部の總稱たること既述の通りで（第一卷七八頁）、此皇子も後記の如く菟砥川上〔紀〕又は鳥取之河上〔記〕――和名抄和泉國日根郡鳥取鄕、卽ち今の泉南郡東西鳥取村の一地點――に宮居せられたとあるから、此地に占住した西紀族の入彥となられたものとせねばならぬ。此皇子の事蹟は後章に於て述べる。

大足彥（忍代別）尊〔紀〕――大帶日子淤斯呂和氣命〔記〕。最行天皇の御名で、〔こ〕舊事本紀には日本大足彥忍代別尊とある。大足彥（大帶日子）は通稱で、オシ

ロはオシシル（統治）の連約らしく、ワケ（別）にかゝるのであるが、大足彦尊（天皇）ともいふ所を見ると（紀）、卽位後の尊號又は追號と思はれる。

大中ッ姫命（紀）——大中津日子命（記）。紀には大中姫が御兄五十瓊敷命から石上神寶管掌の任を讓られたことを記し（次章參照）、記には大中津日子命の後裔として、山邊之別（大和）、三枝之別、稻木之別（不明）、阿太之別（大和宇智郡）、尾張國之三野別（中島郡）、吉備之石无別（備前國磐梨郡）、許呂母之別（不詳）、高巢鹿之別（不詳）、飛鳥君（大和又は河內）、牟禮之別（攝津又は伊勢）の十氏をあげてゐるから、兩傳共に其實在を確信したものとせねばならず、或は名號を同うする二柱の皇子女があつたのを、兩者共に其一を漏したものとも言ひ得られるが、名號から察すると、大は美稱で、中ッ姫は仲皇女であらねばならぬのに、紀記いづれの傳によるも、兄姫（エヒメ）を擧げて居らぬことを奇とすべきである。之に反し皇男子とすれば第三位で正に中ッ彥（仲子）にあたるから、記の所說が

眞に近いやうに思はれる。姓氏錄によれば吉備磐梨縣を本貫とする和氣朝臣(光仁朝賜姓)を始め、山邊公及稻木壬生公は鐸石別命之後とあるから、或は後記沼帶別命の後裔が右の十氏中に混入したのかも知れぬが、是を以て大中津日子の實在を否定する證據と見ることは出來ぬ。

倭姫命(紀)――倭比賣命(記)。 ヤマト姫は籍を皇室に有する貴女の通稱であるから(第二卷五四頁)、他に本名又は區別稱があつたのを逸したのであらう。記に拜祭伊勢大神宮也と注記せられ、倭建命に草薙劒を授けたのも姨倭比賣命とあるのであるが、初代の齋宮と思はれぬことは第四章に述べる通りである。古語拾遺に天皇(垂仁)第二皇女、母皇后狹穗姫と說いたのは、御父天皇壯時の降誕としなければ年齡があはぬからで、確實な根據があつたのではあるまい。

稚城瓊入彥命(紀)――若木入日子命(記)。 ワカキといふ氏名又は地名は見え

ぬが、新興の木族の一氏を呼ぶに此名を以てしにことは有り得べきで、記には景行天皇の皇子中にも若木之入日子王をあげて居る。此皇子の後裔については所傳がない。

次の渟葉田瓊入媛（沼羽田之入日賣）はヌバタといふ地に入姫となつた女性で、其所生中に沼帶日子といふ皇子のある所を見ると、ヌバタは沼田(ヌマタ)の轉呼と思はれるが所在を詳にせぬ。但し怒能伊呂比賣（建内宿禰の女）、渟名城入姫（第四〇頁）、渟名底仲媛（第二卷七七頁）等の例によれば大和の一地域なることは疑がない。此貴女は左記二柱の生母である。

鐸石別命(ヌテシワケ)（紀）――沼帶別命（記）。　ヌ（沼）の足主(タルチ)で且ワケの皇子(ミコ)であつたが故に、ヌタラシ別と呼ばれ、約してヌテシ別とも稱へられたのであらう。生母の遺產を相續せられたのであるから、入彥といはず、別皇子と號したものと思はれる。記に此皇子の後裔を大中津日子系の皇別に混入した形跡のあるこ

とは上記の通りである。

膽香足姫命〔紀〕――伊賀帶日子命〔記〕。　姫と日子と相違するのみで、全然同名であるから、同じ御子が男女二樣に傳へられたものとせねばならぬ。記に後裔を記注して居らぬ所を見ると、次の五十日帶日子王と混同したものゝやうで、紀の所傳を正しとすべきである。イカ(嚴)タラシ(足主)と稱するのみで、氏族又は所在地が名稱中に示されて居らぬ所を見ると、御兄と同じく母氏に殘留せられたのであらう。

阿邪美能伊理毘賣のアザミに相當する語分子を紀〔刊本〕は筋の字を以て表示し、スヂと旁訓し、國史類聚には莇、舊事紀には簕とあるが、いづれも薊の誤寫と思はれる。薊は薊の變體で、和名抄菜類中にも薊は阿佐美と訓せられて居るのであるが、其は借字で、他に意味を有する地名であらねばならぬ。其所生に稚淺津姫といふ皇女のある所を見ると、アザミはアサとミとの二語分子より成るもの

のやうで、ミはマ(間)の音便であるから、アサツマ(ツは連繫助語)ともいひ得べく、南葛城郡葛城村大字朝妻にあたるものゝやうである。其は雄略紀、萬葉集、姓氏錄にも見える舊地で、允恭天皇の御名雄淺津間稚子宿禰も之から出たのであらう。此入姬の所生は次の二柱である。

池速別命(紀)――伊許婆夜和氣命(記)。　續紀、姓氏錄、三代實錄等には息速別とあるから、イキハヤとも稱へられたのであらうが、發音を異にしても同一名稱なることは云ふまでもなく、恐らくはイコマ(生駒)又はイクメ(活目)から出たのであらう。此地は父天皇の舊居であるから、其宮殿を相續せられた皇子をイコマ宮の別と申上げたのを、イコバヤと訛つたものと思はれる。其後裔を沙本穴太部之別と稱するのも(記)、隣地で且由緣のある佐保を領したからであらう。

稚淺津姬命(紀)――阿邪美都比賣命(記)。　御母の名跡を繼承せられたので、

稚を冠したのは、之と區別する爲であらう。記には嫁ニ稻瀬毘古王一（景行皇子）とある。

六、迦具夜比賣命と其所生

カグヤはカガヤカ（光耀）の語幹カガヤの音便で、容姿艶麗の故を以て名を得たのであらう。其父大筒木垂根王は開化天皇の御孫にあたり、同母弟讃岐垂根王の子と合はせて五女を有したとあるから（第二卷一三一頁）、其一柱なることは疑はないが、如何なる立場にあつたか判明せぬ。此妃の所生と稱する袁邪辨王の名の義も亦不可解で、或は幼名をヲサメ（長女）と稱へた皇女であつたのを、其まゝ稱號としたのかも知れぬ。紀には此母子の名をあげず、記にも袁邪辨王については何等記注がないので考證は全く不可能である。

七、綺（苅幡）戸邊及其所生

記によれば山代大國之淵と稱するものゝ二女、苅羽田刀辨、弟苅羽田刀辨がいづ

れも垂仁天皇に娶されて皇子女を產んだとあり、紀には之が娉娶について次の如き一挿話をあげて居る。

三十四年春三月乙丑朔丙寅、天皇幸二山背一時左右奏言之、此國有二佳人一曰二綺戸邊一、姿形美麗、山背大國不遲之女也、天皇於レ茲執レ矛祈之曰、必遇二其佳人一道路見レ瑞、比レ至二行宮一、大龜出二河中一、天皇擧レ矛刺レ龜、忽化爲二白石一、謂二左右一曰、因二此物一而推レ之、必有レ驗乎、仍喚二綺戸邊一納二于後宮一、生二磐衝別命一、是三尾君之始祖也、先レ是娶二山背苅幡戸邊一生二三男一、第一曰二祖別命一、第二曰二五十日足彥命一、第三曰二膽武別命一、五十日足彥命是石田君之始祖也。

苅幡戸邊は綺戸邊の姉とは明記せられて居らぬが、同じ機會に列擧せられたのは無緣故ではないからで、且カリハタ(苅幡)とカムハタ(綺)とは相通であるから(第二卷一八一頁)、記の所說の如く共に大國不遲の女で、前者を年長とすべきであらう。大國は和名抄に山城國宇治郡大國とある地で、フチは秀主(フチ)を意味し、——

刊本に不避とあるのは不遲の誤寫と思はれる——其地域の領主をいひ、其女を綺媛と稱する所を見ると、或は倭系氏族であつたかも知れぬ。綺を織ることを善くしたから、兩女共にカムハタ（カリハタ）を以て呼稱せられたので、相樂郡蟹幡（綺田）を名に負うたのではあるまい。

天皇が山城行幸中に娶されたとあるのは、屢々述べたやうに此時代には尙未だ貢女の制がなかつたからで、兄媛を娶された際にも亦行幸があつたのであらうが、特に傳說に殘るほどの珍事がなかつたから之を逸したのであらう。此度は弟媛が兄媛にまして美なることを聞し召して行幸の途次、奇瑞を見られたといふのであるが、龜が神獸と信ぜられたにしても（六一—一五一頁）、其が白石に化したことが、佳人に遇ふ前兆にならうとは考へられぬから、恐らくは其所生磐衝別命の後裔なる三尾氏が、龜の形をした一個の白玉を珍藏し、之が起原を遠祖の奇蹟に託した一傳說が存したのを、其のまゝ採錄したのであらう。弟媛の所生については

紀記一致せず、或は一柱とし、或は二柱と傳へて居る。卽ち

磐衝別命（紀）――石衝別王（記）。　磐衝を舊訓イハツカとしたのは、岩塚の意と解した爲であらうが、イハツキ（岩築）というても同義になるから、字の如く訓むを可とする。宣長は上宮記の伊波都久和希（繼體天皇の叔父）を例證としてイハツクワケと訓したが、別といふカバネは名詞に連接するを例とするから、イハツクと稱へたとは考へられぬ。大國鄕の附近には石田（今の醐醍村の大字）といふ地もあるから、石築（イハツキ）といふ鄕邑もあり得たと思はれる。記には次條に石衝別王ハ羽咋君、三尾君之祖とあるにも拘はらず、所生列擧の條下に於ては之を擧げず、石衝毘賣命亦布多遲能伊理毘賣命とあるが（眞福寺本）、賣は恐らくは古、亦は次の誤寫であらう。

布多遲能伊理毘賣命（記）。　紀は此皇女を擧げて居らぬが、仲哀紀に母皇后曰ニ兩道入姬命ニ活目入彥五十狹茅天皇之女也とあるから、こゝには之を脫した

ものと思はれる。本名を石衝毘賣といふとある記の所説にも疑のあることは上記の通りである。フタヂといふ地に入姫となられたものと思はれるが、其地の所在は不明で、倭建命の妃の一人布多遲比賣の父は近淡海之安國造とあり、其所生稻依別王は犬上君等の祖とある所を見ると、或は近江の一地區であるかも知れぬ。フタヂは兩道の意で街道の分岐點を意味するのであらう。

兄媛の腹から生まれた皇子としては次の三柱が擧げられて居る。

祖別命〔紀〕——落別王〔記〕。　オチはウチと同語で(第二卷九八頁)、和名抄の山城國宇治郡宇治郷(今の宇治村附近)をいひ、大國郷の近隣である。其後裔の小月之山君は神名帳に近江國栗太郡小槻神社とある地の山部(ヤマベ)の民の主長で、三川之衣君は和名抄に參河國賀茂郡擧母(古呂毛)とある地(現在)の領主をいふのである。

膽武別命〔紀〕——伊登志別王〔記〕——五十速石(トシ)別命〔舊〕。　トシは利鋭の義で、

イタケも、イトシも共に射術練達を意味し、或地の別皇子(ワケノミコ)であつたが、勇武の故を以て特に此名が與へられたのであらう。記に因レ无レ子而爲二子代一定二伊部一とあるのは(眞福寺本)、此皇子の紀念として射部(イベ)即ち弓隊を設置せられた事をいふので、諸本に之を伊都と誤り、宣長は登志の二字脱として之を加へ、安閑紀に婀娜國膽年部屯倉とあるを引いて、國々に置かれたイトシ部の名殘であらうと說いたが、子代又は名代として設定せられた民部が各國に分置せらるべき性質のものでないことは、淸寧天皇の白髮部の例によつても明で、萬一諸國に分配するほどの大部族であつたとすれば、部長の名の聞えぬ筈はないのに、姓氏錄にすら見えぬから、臆斷とせざるを得ぬ。膽年部屯倉の部は村といふに同じく、イトシは收穫の意のトシ(稔)から出た名稱で、特定の民部ではあるまい。イベ(射部)はイメとも轉呼し、イメ立ッといふ形に於て萬葉集、播磨風土記等にも散見するのである。

五十日足彥命〔紀〕――五十日帶日子王〔記〕。　名の義は上記膽香足姫と同一で、母氏を相續せられたものと思はれる。記が之を沼羽田入比賣の所生と混同したことは上述の通りである。同書によれば春日山君、高志池君、春日部君は此皇子の後とある。恐らくは舊春日氏の所部を繼承せられたので、高石は和泉國大鳥郡の地名（今の泉北郡高石町）であるから、後日春日から分岐したのであらう。

第二章　繼位問題

概說——豐城入彥命——五十瓊敷入彥命——皇位爭奪

大統繼承順位に關し、嚴密なる意味の規定が存在しなかつたことは、既に前卷(第三八頁)に說いた通りで、兄皇子を擱(サシオ)いて弟皇子が繼位せられることがあつても、之を怪しまなかつた事情も亦、同卷序說(第四頁)に述べた。さりながら其は皇室の富が諸舊家と大差がなく、皇族であつても、族長卽ち天皇にあらざる限り、社會的地位が認められなかつた時代のことで、假に儲位に備はつたとしても、さのみ世人の尊敬を受けず、しかも奉養裕ならずとすれば、羨むべき境涯ではなかつたのであらう。綏靖天皇以降確實に長皇子相續と認められるのは、孝昭天皇御一柱であるが、八代の間に皇位爭奪が演ぜられた形跡のないのは之に因るもので

ある。さりながら國家の版圖が膨脹し、皇室の富と權勢とが加はるに及び、諸皇子も亦恬淡であり得なかつたのは當然のことで、慣例には服從するの外はなかつたとしても、大彥命(開化天皇の御兄)、彥坐王(崇神天皇の御兄)の如きは、心中に多少の不平を藏せられたことも有り得べきで、少くとも世人は之に同情を寄せたであらうと察せられる。崇神天皇の御卽位には外舅にあたる大彥命の支持が與つて力があつたのではないのかといふ想定は(第二三頁)、此事情にもとづくものである。

さりながら入彥となられた此天皇の卽位は、尠くとも違例と見るべきで、皇室から離れて獨立又は他家を繼承せられた皇子の復歸が差支のないものとすれば、丹波に定住せられたと思はれる彥湯產隅命はともかくも、彥坐王にも其資格があつた筈で、後日狹穗彥(彥坐王の子)が陰謀を企つるに至つた遠因はこゝに存するのではあるまいか。其不平を抑へる爲に、御間城姬の所生の皇子をイクメ(活目)

の入彥とし、狹穗姬の皇配とせられたのであらうが、物議は河內在住の皇胤からも起つた。卽ち武埴安彥の擧兵も或は大彥命の專橫を糺彈する爲であつたかも知れぬ。――武埴安彥命は大彥命の異母弟であるが、叛亂を起したのは或は其子ではないかと思はれることは次章に述べる通りである――此聲は當時の人心に反應し、入彥の大統繼承は二天皇に止まり、入彥入姬といふ稱號すらも景行朝を以て最後とし、おのづから廢絕した。

崇神紀及垂仁紀の儲位選擇に關する傳說は、長子相續が通則となつた後に發生したものとすべきで、古事記が之を採らなかつたのを見ても、事實と認定することは困難であるが、開化天皇以前の仲季子相續に關しては、之を默殺して居るにも拘はらず、此二朝に限り特に說明を與へたのは、當時繼位問題がかなり愼重に考慮せられ、批判せられた形跡が存したからで、必しも紀の編者の爲にする所の脚色ではあるまい。以下之が考察を試みる。

活目入彥五十狹茅（垂仁）天皇は、御間城姬の所生中最長皇子で、外祖父大彥命は開化天皇の御同腹の御兄にあたり、其子武渟川別と共に當代に於て武勳並びなく、大有力者であつたのであるから、大統繼承の資格は十分で、縱ひ有德の長皇子があつたとしても、競爭は困難であつた筈である。從つて他に皇位要求者があつたとも考へられぬのに、崇神紀には父天皇が選擇に迷はれて夢兆によつて之を決定せられたかのやうに記述して居る。卽ち

四十八年春正月己卯朔戊子、天皇勅㆓豐城命活目尊㆒曰、汝等二子慈愛共齊、不㆑知㆓曷爲㆑嗣、各宜㆑夢、朕以㆑夢占㆑之、二皇子於㆑是被㆑命淨沐而祈寐、各得㆑夢也、會明兄豐城命、以㆓夢辭㆒奏㆓于天皇㆒曰、自登㆓御諸山㆒、向㆑東而八廻弄槍（ヤタビホコユク）、八廻擊刀（タチカキス）、弟活目尊、以㆓夢辭㆒奏言、自登㆓御諸山之嶺㆒、繩絚㆓四方㆒、逐㆓食㆑粟雀㆒、則天皇相㆑夢謂㆓二子㆒曰、兄則一片向㆑東、當㆑治㆓東國㆒、弟是悉（アマネク）臨㆓四方㆒、宜㆑繼㆓朕

位一。夏四月戊申朔丙寅、立二活目尊一爲二皇太子一、以二豐城命一令レ治レ東、是上毛野君、下毛野君之始祖也

文意は極めて明白で、兩皇子いづれも天皇の御眼識（メガネ）に叶うたので、取捨に迷はれた結果、夢兆によつて決定せられたといふのであるが、四方に繩を張り亙したのを、臨二四方一といふ意に取なし得るかは疑問で、單に之のみを兆として、其行爲を問はなかつたことも奇とすべきである。弄槍と撃刀とは舊訓ホコユケ及タチカキスとあり、ホコユケは矛をさし向けることをいひ（第一卷一四八頁）、タチカキは大刀を以て空を劃すること、卽ち大刀を打振ることをいふのであるから、――撃の字によつて大刀うちの義とするは非――雄武を象徴し、之に反し粟を食む雀を追ふとあるのは、守成の德に況へたので、兩皇子の御性格を表示したものと了解せらるから、之によつて活目尊を天津日嗣と定められたことを意味するのであらう。

豐木入日子命は、記にも上毛野、下毛野君等之祖也と注記せられ、其御孫の彥狹嶋王が景行朝に東山道十五國の都督に拜任したが、赴任の途次薨去したので、翌年其子御諸別が父の後を襲ぎ、子孫を東國に殘したとあるから〔紀〕、上毛野氏、下毛野氏の始祖なることは疑がないが、御自身も東國に下向せられたといふ證據はない。其子彥八綱田は狹穗彥を討滅したと傳へられ、彥狹島王の薨去の地も春日の穴咋邑とあるから、大和に在住したものとせねばならず、從つて豐城命も赴任するに至らなかつたのではないかとも考へられるが、彥狹島王は和名抄に下總國猨嶋(佐之萬)郡とある地の名を負うたものゝやうで、東國の百姓が其來任を見ざることを悲しんで、尸を盜んで上野國に葬つたとある所を見ても〔景行紀〕、豐城命の遺德を慕ふ民が其地方に存したとせねばならず、又後章に詳述するやうに、崇神朝に東國就中常陸國を征畧せられたことは事實で、此地方と京師との聯絡の爲にも、毛野國の平野は朝廷の手に確保せられて居たものとせねばならぬから、此皇

子が東國の治に就かれたといふのは事實とすべきであらう。其治所及薨去の地を明にせぬが、毛野國といふ名號は皇子の御食邑（ミケヌ）といふ意から出たのではあるまいか。さりながら一旦屈伏した夷族が再び擡頭し、朝威を維持することが漸く困難になつたのは、景行朝に至り更に大征討が行はれた事實によつても明白であるから、彦八綱田の代に一時大和に引上げて居たことも有り得べきで、日本武尊の遠征によつて鎭定後、彦狹島王に歸任を命ぜられたとも了解せられるのである。

垂仁紀にも亦繼位問題に關する左記の如き一插話がある。

三十年春正月己未朔甲子、天皇詔ニ五十瓊敷命、大足彦尊一曰、汝等各言ニ情願之物一也、兄王諮、欲レ得ニ弓矢一、弟王諮欲レ得ニ皇位一、於レ是天皇詔之曰、各宜レ隨レ情、則弓矢賜ニ五十瓊敷命一、仍詔ニ大足彦尊一曰、汝必繼ニ朕位一

弓矢と皇位とは匹偶すべきものではないから、其兩者をあげて孰れか一を選べと

いふのではなく、漠然情願の物を問はれたので、兄皇子は不用意に弓矢を請ひ、弟皇子は叡慮を察して皇位が望であると奏されたものと解すべきであるが、若し此答奏によつて儲位が決定した事實があつたとすれば、五十瓊敷入彦命が巧に設けた陷穽（トリツク）にかゝつた感を懷かれたことは必然で、其請ひ受けられた弓矢は或は悲しむべき用途に充てられたかも知れぬ。叡慮が弟皇子に傾いて居たとすれば、此やうな言質を捉へずとも、一言の勅定を以て足れりとした筈で、從來年齡の長幼は何等繼位資格を左右しなかつたのである。同腹の長皇子が大統を繼承せられなかつた例は大彥命に於ても之を見るのであるが、殊に此場合には兄御子は既に西紀の入彥となられて居たので、上述の事情により、御父御祖父兩天皇のやうに皇室に復歸することは、もはや不可能とせられたことも有り得る。

此皇子は兵器の準備及管掌といふ重任を擔任せられたやうで、記には之を次の如く叙述して居る。

印色入日子命は、血沼池を作り、又狹山池を作り、又日下之高津池を作り、又鳥取之河上宮に坐して、横刀壹仟口を作らしめたまひき。是は石上の神宮に納め奉りき。卽ち其宮に坐して河上部を定めたまひき。

三池築造は朝命によつて河内和泉の米田開發に從事せられたことを意味し、第九章に說くが如く、前朝以來の農業政策の遂行であるが、刀劍製作は之を以て初見とし、注目せねばならぬ重要記事である。鐵器及鐵工業が夙に韓地から出雲に輸入せられた形跡のあることは前篇第四卷(第三〇頁)に述べた通りであるから、前朝に於ける同地征服後、他の文化と共に此工業を傳習し、或は工人を喚び寄せて、鳥取(和泉國泉南郡東西鳥取村)附近に新工場を開設したことは有り得べきであるが、何處から其原料を得たかを明記して居らぬことを遺憾とする。辰韓には古來鐵を產したことは前卷(第二六三頁)に述べた通りで、或は其地から直接又は間接に輸入し、若くは出雲に於て採鑛した原料を將來したものとも說明し得られるが、

此は相當多量を要したと思はれるが故に、或は鳥取地方に鑛脈を發見したのであるかも知れぬ。いづれにしてもヤマト民族の鐵工業は之を以て濫觴とすべく、我經濟史上特筆大書せねばならぬ。紀にも之と同樣の傳說をあげて居る。卽ち

三十九年十月、五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮、作劒一千口、因名其劒謂川上部、亦名曰裸伴、藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶

菟砥川は男里川(第一卷七八頁)の一名で、鳥取を貫流する一支をいひ(地名辭書)、その川上宮の遺跡は、和泉志によれば今の東鳥取村大字自然田にあり、諸陵式に此皇子の陵墓として擧げた宇度墓も此附近に存する。——舊事本紀物部系譜(五卷)に河內國幸乃河上宮とあるのは、異傳が訛傳か之を詳にせぬが、サキ(幸)は或は菟砥河口の尾崎といふ地名と關係があるのかも知れぬ。——此大刀一千口を川上部と名づけたとあるのは、菟砥(鳥取)川上で生產した故とも、後記の異傳の如く

河上といふ名の鍛工が製作したから其名を負うたものとも了解せられ、トモは一群といふ意にも用ひられるが、記に定二河上部一とある所を見ると、皇子に隷屬した工人部の名であつたを(第二六九頁)、裸伴とも言ふにより、大刀の稱呼と誤解したのであるかも知れぬ。裸伴は此云二阿箇番娜我等母一と訓註せられ、明肌(アカハダ)之伴の意で、刀身の肌色の明煌々たる一群といふ意であらう。舊事本紀に赤花之伴、亦云裸伴劒としたのは、ダとナとが相通なるが故で、いづれも借字である。

此刀劒千口を石上に藏したことを、紀記共に幣として神宮に奉納したかのやうに敍述して居るが、恐らくは此貴重なる兵器の保管所として石上の神庫を充當したのか、或は別に兵庫を神宮所在地に建設して之に收藏したのであらう。されば一云として揭げた異傳には、最初忍坂に藏し、其から石上神宮に移したとあるのである(第一六八頁參照)。石上神宮は後述のやうに物部氏の奉齋する神社であるから、之に奉納することは取も直さず此氏族に交附すると同一の結果となり、不用

心のことであるのみならず、他の右族も決して之を默視せず、恩澤に均霑せんことを希望し、物議を免かれなかつたであらう。思ふに神寶と見なされるやうになつたのは、此刀劍が年を經て實用に適せぬ紀念品となり、神宮齋主たる物部氏に保管を命ぜられた後のことで、本初は、名義はともかくも、朝廷の所有に屬し、紀の所傳の如く五十瓊敷入彥命御自身が其管理に任ぜられたのである。之に關しては同書には更に次の如く記述せられて居る。

八十七年春二月丁亥朔辛卯、五十瓊敷命謂ニ妹大中姫ニ曰、我老也、不レ能レ掌ニ神寶一、自レ今以後、必汝主焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登ニ天神庫(アメノホクラ)一耶、五十瓊敷命曰、神庫雖レ高、我能爲ニ神庫一造レ梯、豈煩レ登レ庫乎、故諺曰、神之神庫(ホクラモ)隨樹梯之(ハシタテノママニ)、此其緣也、然遂大中姫命授ニ物部十千根大連一而令レ治、故物部連等至ニ于今一治ニ石上神寶一、是其緣也。

文によつて自ら明なるが如く、此は神ノ秀倉(ホクラ)モ梯立(ハシタテ)ノマニマニといふ諺と、物部

連が石上の神寶を管理する由來との說明であるが、五十瓊敷命が兵器保管者であつたことゝ、其任を弟御子に讓られた事實とが含まれて居る。紀は神寶といふによりゝ、之が主管を祭事と同意と誤解し、女性の方が寧ろ適任であるとして、大中姬をこゝに配したのであるが、縱ひ梯椅を設けて昇降に便にしたとしても、兵器の管掌は女人には適はしからぬ任務であり、前章に述べたやうに大中姬といふ皇女の實在にすら疑があるから、之は記の大中津日子命のことで、五十瓊敷命には男子がなかつたから、御弟皇子に其任務を讓り、其子孫が此地に定住して山邊之別と稱したのであらう。――石上は和名抄に山邊郡の一鄉としてあげられ、今も同郡丹波市町の大字である。

樹梯は舊訓の如くハシタテに充てた假字で、タテは經緯の經を意味し、梯の親柱をいふのであるが、其橫棧を表示するハシゴといふ語が、梯そのものゝ意と了解せられると同樣に、梯椅をいふに用ひられたのである。蓋しハシと總稱せられ

る品物の中には種々の型種があるので、ウキハシ(二一―三〇頁)、カケハシ(棧道)、キダハシ(階段)等と區別するを要したからであらう。ホクラ(五一―一五頁)の床又は地境は地上から高く構築することを例としたから、高遠な目的も手段を選ばゞ達成せられるといふ意を以て、神のホクラも梯子次第といふ諺が行はれ、其起原が此事件に託して說かれたのである。後繼者を女性とした爲、其をして吾手弱女人也、何能登二天神庫一耶といはしめ、之が爲に梯椅を造つたかのやうに說いたのは、傳誦者の脚色に外ならず、男子なりとも高さ數尺以上の墳上に設けられた神庫に梯子なしに登ることは出來ぬ。

此刀劍の管理が物部氏の手に歸した實情は上述の通りで、紀の所說のやうに大中津姬が私に十千根大連に授けたのでないことは勿論であるが、石上神宮社家に右の如き傳承が存したのを、其まゝ收錄したのであらう。さればこそ之につゞけて石上神宮の寶物中の一品に關し、次の如き挿話をあげて居るのである。

昔丹波國桑田村有レ人、名曰二甕襲一、則甕襲家有レ犬、名曰二足往一是犬咋二山獸名牟士那一而殺レ之、則獸腹有二八尺瓊勾玉一、因以獻レ之、是玉今有二石上神宮一

此は年代不明の出來事であるから、單に昔というたので、垂仁朝の歷史とは勿論何等の關係もなく、唯神寶の次序を以て附說せられたに過ぎぬが、犬といひ(六二〇一頁)、ムジナ(狢)といふ獸名をあげて居る所を見ると、比較的後世の話であらう。ムジナは和名抄に說文云、狢似レ狐而善睡者也、漢語抄云、無之奈とあり、推古朝人間に化けて歌を謠うた狢は舊訓ウジナとあるが〔紀〕、孰れにしても動植物に種名が與へられるやうになつたのは遙に後世のことで、垂仁朝のころには此種の語彙は極めて乏しかつた筈で、其當時犬といふ動物が普く知られて居たかといふことすら疑はれるのである。獸畜の內臟から結石が現はれたのは不思議のことではないが、其が果して八尺瓊の勾玉(三一一二七頁)であつたかは疑問で、恐らくは或る一個の奇玉に此やうな由來傳說が結びついて居たのであらう。

上述のやうに崇神垂仁二朝の儲位決定に關する傳說は記には默殺せられて居り、後人の脚色と推斷すべき理由が存するのであるが、當時すでに世人が繼位問題に關心をもつて居た事實の反映とも解せられ、民庶の間には既に長子相續が合理的と認められて居たのではないかと想像せられる。さりながら皇室に於ては遙に後代まで此制度は確立するに至らず、之が爲に屢〻天津日嗣が爭奪の目的となつたといふ悲しむべき事實を蔽ふことが出來ぬのである。景行天皇の皇子八十王中、記によれば七十七柱は悉く國々の國造、和氣、稻置及縣主に分ち賜ひ、若帶日子命(成務天皇)、倭建命、五百木之入日子命の三柱が負二太子之名一とあるから、——紀には此三皇子を除き他の七十餘子を國郡に封ぜられたとあり、太子の名を負はれたとは記されて居らぬ——三皇子中から繼位を選ばれる豫定であつたのであらう。倭建命は最年長で、戰功も多かつたから、第一候補であつたことは勿論で、

ヤマトと冠稱せられたのも之によるものであるが(第二卷五四頁)、不幸にして早世せられたから、順位を以て成務天皇が大統をつがれたので、皇長孫(仲哀天皇)が直接承統せられなかつたのは、旁系(コラテリアル)相續が認められて居たことの一證とすべきである。

麛坂忍熊二王の亂が、繼位の爭であつたと思はれることは既述の通りで(第一卷一五頁)、應神天皇は末子を以て承統せられたのであるが、御自身もまた御在世中に最幼皇子を儲位に選定せられたが爲に、深酷にして且悲慘なる骨肉の爭が起つた。傳說は常に優勝者に有利に語られるものであるから、稚郎子(ワキイラツコ)が長幼の序を守つて自滅せられたかのやうに說いて居るのであるが、何が故に長兄大山守命に對しても同樣の態度を以て臨まれなかつたかといふことについては、故意に說明を避けて居る。仁德天皇は前例に鑑みて嫡庶の別を明にし、嫡出諸皇子の順位相承制を定めて置かれたやうであるが、尙住吉仲皇子の亂を未然に防ぐことが出來な

かつた。安康雄略二朝の骨肉相食はいふに忍びざるもので、武烈天皇に至り、仁徳天皇の御男統は全く絶えた。其は頗る鎌倉幕府三代の史實に類するもので、我史上の一暗影であるといはねばならぬ。

越國在住の一王孫から入つて大統を承けられた繼體天皇は、先代の血統を絶さぬやうに、手白髮皇女(仁賢天皇の御子、武烈天皇の御妹)を納れて嫡后とし、其御子として欽明天皇が降誕せられたに拘はらず、長皇子安閑天皇が先づ皇位につかれ、順を以て嫡皇子に及ぼし、欽明天皇の皇子女四柱も亦相踵いで即位せられた所を見ると、此時代には旁系相續が常例とせられたのであらう。此承統法によれば一二代後に於て紛爭を見るのは必然で、我國には先例のない皇女の登極によつて之が緩和を庶幾したけれども、推古天皇の崩後には、權臣の專横と相俟つて、不祥事が續發したのである。此積弊を匡濟する爲に、直系承統制を設定せられたのは天智天皇であるが、陵土尚未だ乾かざるに壬申の亂が勃發した。

近江朝の遺制は天武天皇によつて遵奉せられたが、不幸にして嫡皇子は夭折せられ、嫡皇孫文武天皇も御治世が短かつたので、屢〻女帝を奉戴して皇位の爭奪を抑へねばならなかつた。此くして直系承統制の擁護に努力せられたのにも拘はらず、聖武天皇に皇男子なく、皇女が踐祚せられたので、覬覦の念を抱く皇族が漸く多く、互に中傷して枝葉を枯した爲、天武皇胤は五代にして殆ど絶え、皇位は怪僧道鏡に歸せんとした。萬一稱德天皇の御希望が實現したとすれば、我國家は一朝にして崩壞し、神武天皇以前の狀態に歸り、或は外國の爲に併呑せられて居たかも知れぬ。幸に名相忠臣が現はれて此危難を轉換させることが出來たのであるが、直系承統制は之が爲に弛廢し、平城天皇以降再び旁系相承が實現した。政權が廷臣武將に移り、廢立が臣下の手によつて行はれるやうになつた後については、吾人は之を口にすることをすら欲せぬのである。

右の如く觀察すると、一篇の皇位爭奪史が吾人の眼前に展開せられるのである

が、從來此點については論究することを憚つたものゝやうで、殊に紀記は此問題に最も關心の深かつた天武—元正朝の起案又は編述であるから、直系承統制を擁護する爲に、曲筆を敢てせぬまでも、尠くとも資料の取捨に偏頗のあつたことは免かれぬやうである。前卷第一章に述べたやうに、敗者には常に不仁不義の名を負はせ、優勝者に對しては出來る限り辯護の辭を弄し、時としては頌德をすら吝まなかつたのであるが、數多き內亂、政變乃至不祥事中には、其動機、心理及周邊の事情について、今一段立入つた考察を要するものがある。私はこの見地に基いて、次の二章に於て武埴安彥及狹穗彥の叛亂を論究しようとするのである。

第三章　武埴安彦の亂

幣羅坂の少女――吾田媛――來襲邀擊――地名所由戲說

崇神天皇の御代に皇族の一員武埴安彦（建波邇安王）と稱するものが亂を起し、將軍彦國葺によつて誅戮せられたことは、紀記兩書ほゞ傳承を同うするが、こゝには其顚末について概念を得る爲に、先づ記の所說を抄出する。

故大毘古命、高志國に罷り往く時、腰裳服せる少女、山代の幣羅坂に立ちて歌ひけらく

こはや　みまき入彦はや　みまき　入彦はや　おのがをを　ぬすみ弑せむ
と　後つとよ　い行きたがひ　前つとよ　い行きたがひ　うかゞはく　不
知と　みまき入彦はや

是に大毘古命怪しと思ひて、馬を返して其少女に、汝が謂へる言は何言ぞと問へば、少女答へ曰さく、吾は勿言、たゞ歌よみしつるにこそと曰して、其所如も見えず忽ち失せにき。故大毘古命更に還り參りて天皇に請す時、天皇答へ詔りたまはく、此は爲に山代國なる我が庶兄建波邇安王、邪の心起せる表にこそあらめ、伯父軍を興して宜行と詔りたまひて、即ち丸邇臣の祖日子國夫玖命を副へて遣はす時、即ち丸邇坂に忌瓮を居ゑて罷り往きき。是に山代の和訶羅河に到りし時、その建波邇安王軍を興して待ち遮り、各〻河を中に挾みて對立ちて相挑みき。故その地を號けて伊杼美と謂ふ。今は伊豆美と謂ふなり。爾に日子國夫玖命、其廂の人先づ忌矢可彈と乞ひしかば、其建波爾安王射つれども得中てざりき。是に國夫玖命矢を彈てば、即ち建波爾安王を射て死せき。故その軍悉く破れて逃げ散けぬ。爾に其逃ぐる軍を追ひ迫めて、久須婆之度に到りし時、皆迫らえ窘しみて、屎出で〻褌に懸りき。故

その地を號けて屎褌(クソハカマ)といふ。今は久須婆と謂ふなり。又其逃ぐる軍を遮りて斬れば、鵜の如(ゴト)河に浮きき。故その河を號けて鵜河と謂ふ也。亦その軍士(イクサ)を斬り波布理(ハフリ)し故に、其地を號けて波布理曾能と謂ふ。此く平げ訖へて參上り
　覆奏(カヘリゴトマヲ)しき

擧兵の目的は幣羅坂の少女の歌に天皇を盜み弑(シ)せんとすとあるから、大逆にあつたものと了解せられるのであるが、其歌及怪女出現の場所についても異傳がある。卽ち紀は十年秋九月の條下に、壬子大彥命到二於和珥坂上一時有二少女一歌之曰、一云大彥命到二山背平坂一時道側有二童女一歌之曰 として

　みまき　入彥はや　おのがをを　死せむと　ぬすまく知らに　ひめなそびすも　一云　大きとより　うかがひて　ころさむと　すらくを不知(シラニ)　ひめなそびすも

として居る。孰れを正しとも定めかねるが、大意は生命を奪はむとするものがあ

る事をも知ろしめさずして神樂(ヒメナソビ)をなさるゝよと言ふことで（歌謠篇參照）、少女の出現地は山背のヘラ（ヒラ）坂（今の木津町の市坂）なりとする說と、和珥坂なりとする傳とが存したのであらう。其はいづれにしても話の筋には變りはないが、少女の正體については一考を要するものがある。記には上揭の如く不レ見二其所一レ如而忽失とし、恰も仙女か又は神靈の化現であるかのやうに說き、紀にも次の如く叙してある。

於レ是大彥命異レ之問二童女一曰、汝言何辭、對曰、勿レ言也、唯歌耳、乃重詠二先歌一忽不レ見矣、大彥命乃還而具以レ狀奏

さりながら其裝束を記に服二腰裳一としたことに注意すべきで、腰裳は纔に腰部を覆ふに足る短裳をいひ、貴人の用ひるものではないから、賤女を形容したものとも了解せられ、又前卷（第一二一頁）に述べたやうに、木津附近は當時海人族が占住したやうであるから、其族人に特有な風俗であつたかも知れぬ。されば大彥命を

して之に邂逅せしめたのは神意であつたとしても、少女自身は尋常の村孃であつたのであらう。若し然りとすれば此歌は當時民間に流布した童謠の類で、菜摘又は草苅の少女が無心に吟誦したのを、大彥命が耳にして問ひかへしたものと思はれる。返レ馬〔記〕は勿論文飾であるが、貴人に聞き尤められて狼狽した少女が、忽然草中に沒して姿を隱したことは有り得べきである。

大彥命の報告を得て其寓意を推察せられたのは、記には天皇御自身とあるが、紀は次の如く倭迹迹日百襲姬としてある。

於レ是天皇姑倭迹迹日百襲姬命、聰明叡智能識二未然一、乃知二其歌怪一言二于天皇一、是武埴安彥將レ謀レ反之表者也、吾聞、武埴安彥之妻吾田媛、密來之取二倭香山土一、裹二領巾頭一祈曰、是倭國之物實、則反之、是以知レ有レ事焉、非二早圖一必後之

百襲姬は孝靈皇女であるから、天皇の御大叔母にあたり、爾雅によれば從祖々母

(父之叔母)であるのに、之を姑(父之姉妹)としたのは、嚴重な親等區別稱ではなく、單にオバ(大母)又はヲバ(小母)卽ち尊族女稱の區別稱呼に用ひたのであらうが、紀には開化天皇の御妹卽ち天皇の御姑にも倭迹迹姫といふ皇女をあげ、倭迹迹日百襲姫と混同したことは、第五章にも述べる通りであるから(第二卷一一三頁參照)、或は同じ誤解から姑としたのかも知れぬ。いづれにしても最高級の巫女をいふものゝやうで、單に聰明叡智であつたばかりではなく、神の啓示をうけて未然を察することが出來たのであらう。證迹は武埴安彦の妻吾田媛が、微行して香山に來り、其土を取つて領巾の端に裹んで持返つたといふことにある。香山の土は神武紀にも弟磯城と椎根津彦とをして、危險を冒し、敵地を越えて採取せしめられたと傳へられ、神秘性を有するものとせられたやうであるが、此は祭具の原料とする目的ではなく、倭國之物實なりと視したとあるから、恐らくは咒具に供する爲であつたのであらう。物實は此云₂望能志呂₁と訓註せられた通り、代表とな

る品物をいひ、之に咒詛することが、倭卽ち朝廷を厭する結果になるからで、此信念を我上代人が懷いて居たことは、既に前篇第三卷（四三、一七七頁）にも述べた通りである。領巾は字の如く領にかける布片、卽ち今日のショールのやうなものをいひ、之をヒレと稱へたのはヒラ（匾平）から分化したので（四―一三五頁）、天武紀には肩巾と書いて此云二比例一と訓註してある。其は萬葉集第五卷松浦佐用姬を詠じた歌にも見え、上代婦人の裝身具であつたことは疑がないが、吾田媛が果して之を裝着して居たか、或は傳說子の潤色であるか判明せぬ。

吾田媛は勿論アダといふ地の貴女の謂であるが、大和附近には宇智郡阿陀鄕（第一卷一二二頁）の外には所見がない。上揭の如く紀に一云としてあげた平坂の童女の歌には大キトより窺ひて云々とあり、トは後記の那良戶及大坂戶のトと同じく門の意で、大和から隣國に出入する關門をいひ、キト卽ち紀門は正に阿陀鄕にあたるから、此地の豪族阿陀之鵜養（第一卷一二三頁）の女であつたかも知れぬ。次

に此女性が大坂(今の北葛城郡下田村大字逢坂)から襲來したとあるのと抵觸するが、其は夫の本貫なる河内の埴安から進發したものとせられたのであらう。

記には此一條を默殺し、天皇が在二山代國一我之庶兄建波邇安王起二邪心一之表耳と推斷せられたとある。紀にも後記の如く山背から襲來したと記され、其戰場は泉川(木津川)から樟葉に至る地域であるから、山城を策戰基地としたことは疑がないが、其地點が明示せられて居らぬのみならず、記の所說中にも次の如き疑問がある。

(一)皇親譜(孝元天皇の項下)には建波邇夜須毘古命とあるのに、此章下には常に建波邇(爾)安王として、ヒコの二字が省かれて居る。

(二)建波邇夜須毘古命とすれば、天皇からは小父にあたる筈であるのに、爰に我之庶兄と勅せられたとあるのは奇とすべきで、宣長は我を汝の誤記として

ナと訓したが、外舅であり、皇伯父にあたる大彥命に對つて、同じく一尊屬である建波邇夜須毘古命を指稱するに、其やうな表現法を用ひることは國語の例ではないから、尠くとも此傳に於ては天皇御自身の庶兄または從兄とせられたのであらう。

右によれば建波邇夜須毘古命と建波邇安王とは別人で、前者が山城の一豪族の女を娶り、其に生ませた子が後者であつたのではないかといふ想像が成立する。舊事本紀(七卷)に武埴安彥命は岡屋(チカノヤ)臣等の祖とあり、岡屋は今の宇治村の附近であるから(第二卷一二九頁)、妻黨によつて子孫が傳はつたものと思はれ、建波邇安王が山城を策戰基地とした理由も判明するのである。

紀には終始武埴安彥として、命といふ敬稱を省いて居るけれども、尙大彥命の異母兄弟と見なしたやうであるが、其にしても崇神天皇と位を爭ふ資格は不十分であるから、謀叛の動機は寧ろ大彥命の專橫に對する不平にあつたと思はれるこ

とは既述の通りである。當時埴安氏は勢力隆勢であつたと見えて、左記の如く堂々大和に攻め入らうとしたとある〔紀〕。

於レ是更留ニ諸軍一而議之、未ニ幾時一、武埴安彦與ニ妻吾田媛一謀ニ反逆一、興レ師忽至、各分レ道、而夫從ニ山背一、婦從ニ大坂一、共入欲レ襲ニ帝京一、時天皇遣ニ五十狹芹彥命一、擊ニ吾田媛之師一、卽遮ニ於大坂一、皆大破レ之、殺ニ吾田媛一、悉斬ニ其軍卒一

此一條もまた記には見えぬ。五十狹芹彥は大吉備津日子〔記〕または吉備津彥〔紀〕ともいひ、孝靈天皇の皇子で、其朝に御弟若建吉備津日子（稚武彥）と共に吉備國に派遣せられたとあるから〔記〕、縱ひ此時まで存命であつたとしても、戰陣に立たれるには餘りに高齡で、此大長老を煩はさずとも他に其人があつた筈である。思ふに此は四道將軍の一人として出發すべかりしを、此亂の爲に淹留した吉備津彥が吾田媛討伐に任じたことをいふのであらうが、其は五十狹芹彥命のことではなく、此皇子若くは稚武彥の後胤で、吉備津彥といふ稱號を世襲したものとすべ

きことは既に前巻（第一六三頁）に論じた通りである。恐らくは同名の故を以て、紀の編者が漫然五十狹芹彦と速斷したのであらう。武埴安彦の敗滅に關する記事は上揭記の叙述と大差はないが、左記の如く更に多くの地名由來說が附會せられて居る。

復遣三大彦與二和珥臣遠祖彦國葺一、向二山背一擊二埴安彦一、爰以二忌瓮（イハヒスヱ）一鎭三坐於和珥武鐰坂上二、則率二精兵一進登二那羅山一而軍之、時官軍屯聚而蹢（フミナラス）三跙草木二、因以號二其山一曰二那羅山一、更避（サカリ）二那羅山一而、進到二輪韓（ワカラ）河一、埴安彦挾レ河屯レ之、各相挑焉、故時人改號二其河一曰二挑河一、今謂二泉河一訛也、埴安彦望レ之、問二彦國葺一曰、何由矣汝興レ師來耶、對曰、汝逆レ天無道、欲レ傾二王室一、故擧二義兵一欲レ討二汝逆一、是天皇之命也、於レ是各爭二先射一、武埴安彦先射二彦國葺一不レ得レ中、後彦國葺射二埴安彦一中レ胸而殺焉、其軍衆脅退、則追破二於河北一、而斬レ首過レ半、屍骨多溢、故號二其處一曰二羽振苑一、亦其卒怖走、屎漏二于褌一、乃脫レ甲而逃之、知レ不レ得レ免、叩頭

曰ニ我君(アキ)一、故時人號ニ其脫レ甲處一曰ニ伽和羅一、褌屎處曰ニ屎褌一、今謂ニ樟葉一訛也、又號ニ叩頭之處一曰ニ我君(ワキ)一

紀記兩書の所說を綜合するに、埴安彥（王）の先鋒は旣に那羅（奈良）に迫つて居たので、大彥命及彥國葺命の指揮する官軍は、先づ丸邇坂又は和珥武鐰坂（第一卷二二四頁）に忌瓮を据(スヱ)て（第一卷一六二頁）戰捷を神に祈り、奈良山を固め、彥國葺命は更に進んでワカラ川に達し、流を距て敵軍と對陣した。此河は後文によると泉川卽ち木津川をいふものゝやうであるが、當時ワカラとも稱へられたとすれば、ワカレ（分岐）の轉呼で、現在のやうに河身が二分して中島を環流して居たから、——陸地測量部五萬分一圖による——副流を呼ぶに此名を以てしたのであらう。

挑戰の結果双方の大將が決鬪する事となり、武埴安彥は其場で生命を失うた。其光景の描寫は紀記兩傳一致せず、紀によれば敵將は彥國葺命の出陣を意外とするかのやうな口吻を漏したとあるが、若し之を事實とすれば、此皇別氏族の內應

を豫期して居たものとすべきで、近い姻戚關係が存したか、或は自己の主張が他の皇胤乃至皇別の共鳴を得るに足るといふ自信を有したものとせねばならぬ。叛亂の動機が上記のやうに大彦命に對する不平であつたとすれば、右の如き期待も不合理ではないけれども、特に附會牽强の多い此一條の物語に在つては、一言一句にさまで重きを置くことは出來ぬやうである。

紀には各爭ニ先射ニとあるに反し、記によれば彦クニブクは敵に先發を讓つて、先つ忌矢(イミヤ)を彈(ハナ)たしめたとある。イミは齋鉏齋斧の如くも用ひられ、神事に供するもの若くは神物を意味し、此場合は戰に臨み氏神から乞ひ得た矢をいふのであらう。其廂は宣長說の如くソナタ(其方)の假字で、軍防令勳狀の條下に左右廂を錄せとあるのを、義解には左右廂猶ニ左右方ニとあるのである。

大將が打死したので、軍衆は一たまりもなく、木津川(泉川)の兩岸に沿うて潰

走四散した。其戰況を地名に引つけて說いたのは例の諧謔で、史實として論ずべきものではないが、之によつて經由地點がほゞ察知せられるから、左に之を列擧する。

那羅山（紀）。　官軍屯聚而蹢二跙草木一因以號二其山一とあり、蹢跙此云二布瀰那羅須一と訓註してある。即ち蹈（フミ）ナラ（平）したによつてナラ山と名づけたといふのであるが、ナラは韓語나라（ナラ）（今も國家の意に用ひて居る）と同原で、邦邑を意味し、ソフ（添）、フル（布留）と共に、大陸系の木族が齎らした稱呼と思はれることは、既に前篇第五卷（一九〇頁）及本篇第一卷（二三三頁）に述べた通りで、本初は今の生駒郡平城村及都跡（ミアト）村から奈良市に至る一帶の地域をいひ、其背後の山をナラ山と稱へたのである。

泉河（紀）――伊豆美（記）。　兩軍が相挑みたる地なるが故にイドミ川と名づけたのを、訛つてイヅミと稱へるやうになつたとあるが、イヅミが出水即ち湧

泉を意味することは、其流域に相樂郡水泉郷といふ地があり（和）、其一部分を瓶原と稱へるのも水處の原の意で、イツミ（泉）から出た名と思はれる。上記の如くワカラ川とも稱し、或は木津川といふのも、同じく局地名で、全河流は古は山代川と稱へたものゝやうである。

羽振苑（紀）——波布理曾能（記）。　紀は屍骨多く溢りたるに因るといひ、記には單に軍兵を斬りたるが故に名づくとある。ハフリには散（放）の意があり、アフレ（溢）も其から分化した語であるが、此ハフリは猪祝、居勢祝（第一卷二三四頁）の如く用ひられたカバネの一種で、有力なるハフリの苑囿であつたが故に此名を負はせたのであらう。和名抄には相樂郡祝園（波布曾乃）とあり、今も河西（左岸）の一村に此名を存する。

我君（紀）。　敵兵が免かれ難きことを知つて叩頭し、我君というたから其地の名としたとある。神名帳に相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社とある地で、河東

(右岸)の棚倉村大字平尾の一地點である。古語アキは敬稱としても用ひられ(二—三三頁)、播磨風土記に朕公といふ字を充てた例もあり、アキとワキとは音便であるから、我君の意を以てアキといひ、地名に轉用したことも絶無とはいへぬが、此ワキは寧ろ大和の腋上のワキと同じく族名のアキの轉呼と見る方が妥當であらう。天乃夫支賣神は出自を詳にせぬが、天之吹男神(一—二五〇頁)と同じく、葺料を神格化したものかも知れぬ。之を此地に奉齋した理由は不明である。

伽和羅(紀)。脱レ甲處曰ニ伽和羅一とあるのは、甲(ヨロヒ)を古語ではカワラと稱へたからで、屋を蓋ふ塼瓦にも舟の底板にも同じ名稱が用ひられ、龜の甲をもカウラといふ所を見ると、カハ(皮)から分化した語で、被覆物をいふものと思はれる。——ハシ(梠)からハシラ(柱)といふ語が出たのと同例である——されば
カハラといふべきを音便によつてカワラと稱へたのであらうが、此當時既

に甲(ヨロヒ)といふものが存したかは疑問とすべきで、神武紀に兵甲の字を用ひ、常陸風土記にも普都大神が甲戈等を遺留して上天したとあるけれども、其等は單なる文飾に過ぎぬ。其外大山守皇子の溺死體を求める爲に鉤を下したら、衣中の甲に觸れてカワラと音したので、其地を訶和羅前と稱へたといふ類似の名號所由説明があり〔記〕、玉田宿禰は衵中に着用したと傳へられて居るが〔允恭紀〕、どの程度まで信用して可なるものか不明である。假に應神朝以降に之を用ひたものがあつたとしても、其實物は大陸文化と共に輸入せられたものとすべきで、隋書倭國傳には漆レ皮爲レ甲とあるけれども、之が製作及制式の國史にあらはれたのは、天平寶字六年の紀を以て初見とする。されば此カワラはカハラ(河原)の義で、上記我君(和伎)の附近高麗村大字北河原若くは綴喜郡田邊町大字河原をいふのではあるまいか。

樟葉〔紀〕——久須婆〔記〕。　敵軍が川岸に追ひ詰められて窘窮の餘り脱糞し、

褌を汚したから屎褌と稱へたのを、後にクスバと訛つたといふ甚尾籠な説明が與へられて居る。――紀〔刊本〕に褌屎處曰二屎褌一とあるのは、上の屎の次に漏之の二字を脱したのであらう――さりながら窘窮したからとて必ず脱糞するものとは限らず、クソハカマをクスバと轉呼する筈もないから、聽衆の一粲を博する爲の戯説とせねばならぬ。樟葉は繼體天皇踐祚當時の皇居の地で、和名抄には河内國交野郡葛葉（久須波）とあり、今も北河内郡の一村に其名を留めて居る。原義は恐らくは國栖間（地區）で、上古原住民によつて開拓せられた地點なるが故に此名を負うたのではあるまいか。

鵜河〔記〕。　斬殺せられた屍體が鵜のやうに河に浮いたから號けたとあるが、其名の傳はらぬ所を見ると、ウカハは大川の意で、宇治、木津、桂の三川が合流した後の河流、卽ち大淀川をいふのであらう。樟葉はその合流地點の直下にあたるのである。木津川の左岸に沿うて退却した賊軍は、久須婆之度を横

つて根據地なる山城の宇治郡方面に落のびようとしたのであるが、追擊急なるにより、終に此地で鏖殺せられたものと了解せられる。

上述によれば此事件は一政變と見るべきもので、其遠因は繼位問題にあるとしても、直接の目的は必しも簒位ではなく、或る政事的要求を貫徹する手段として兵戈に訴へたのであるかも知れぬ。埴安彥(王)誅戮後其遺族の處置については傳說は之を逸して居るが、部衆の解體したことはいふまでもなく、河內の埴安家及阿陀の鵜養家も之に連坐して衰微滅亡したと見えて、爾來聞く所はなく、阿陀は大中津日子命の後胤阿太之別の所領となつたものゝやうである(第四七頁參照)。

第四章　狹穗彥の反逆

陰謀——發覺——狹穗姫の進退——皇子救出——附帶說話——史的考察

垂仁朝に起つた狹穗彥の反逆事件の顚末は紀記共に極めて詳密に叙述して居るが、劇的場面を含む長物語であるから、左記四段に分割して考察を加へることにする。

(一) 狹穗彥の陰謀

(二) 露顯の經緯

(三) 討伐と狹穗姫の進退

(四) 皇子救出と附帶說話

狹穗彥(沙本毘古)王は前卷(第一三三頁)に述べたやうに、崇神天皇の長兄彥坐王

が、舊春日氏の女沙本之大闇見戸賣に生ませた四柱中の長王子で、垂仁天皇の從兄にあたり、皇妃狹穗姬(沙本毘賣)の兄である。大闇見戸賣は佐保附近一帶を領した富裕なる女君であつたから、母系氏族制度により、其支配權は長子狹穗彥が掌握したが、相續者は嫡女なる狹穗姬で、イクメ(活目)と總稱する其領地內に居住し、崇神天皇の皇子の一柱を入彥として迎へたのである(第二六頁)。されば狹穗彥の後を襲うて佐保家の族長となるのは當然其所生の王男子で、若し活目入彥皇子が大統を繼がれなかつたとしたら、何等問題は起らなかつたのであるが、御卽位によつて事情が極めて複雜化し、終に狹穗彥をして不軌を圖るに至らしめた。記には其動機を說かず、單に次の如く叙述せられて居る。

此天皇沙本毘賣もて后(オホミメ)としたまふ時、沙本毘賣命之兄(イロセ)沙本毘古王、其伊呂妹に、夫(ヲ)と兄(セ)と孰れか愛(ヲ)しきと問へば、兄を愛(ヲ)しむと答へき。爾に沙本毘古王謀りて曰はく、汝(イマシマコト)寔に我を愛(ヲ)しと思(モ)はゞ、吾と汝と天の下を治(シ)らむといひ

て、卽ち八鹽折の紐小刀を作りて、其妹に授けて、此小刀以て天皇の寢ませるを刺殺しまつれといひき

紀の文は之を漢譯したに過ぎぬが、多少潤色が加はつて居るから、左に其一節を幷擧する。

四年秋九月丙戌朔戊申、皇后母兄狹穗彥王謀レ反、欲レ危二社稷一、因伺二皇后之燕居一而語之曰、汝孰愛兄與夫焉、於レ是皇后不レ知二所レ問之意趣一、輙對曰、愛レ兄也、則誂二皇后一曰、夫以レ色事レ人、色衰寵緩、今天下多二佳人一、各遞進求レ寵、豈永得レ恃レ色乎、是以冀吾登二鴻祚一、必與レ汝照二臨天下一、則高レ枕而永終二百年一、亦不レ快乎、願爲レ吾弑二天皇一、仍取二匕首一授二皇后一曰、是匕首佩二于袖中一、當二天皇之寢一迺刺レ頸而弑焉、皇后於レ是心裏兢戰、不レ知レ所レ如、然視二兄王之志一、便不レ可二得諫一、故受二其匕首一、獨無レ所レ藏、以著二衣中一、遂有二諫レ兄之情一歟

狹穗彥は上記の如く開化天皇の御孫ではあるが、既に臣籍に降つて居たのであ

るから、假に弑逆に成功したとしても、他に前天皇の皇子の存する限り、傳說にいふが如く直に承統權を要求することが出來なかつた筈である。從つて共に天下に君臨するといふ條件を以て狹穗姬を誘うたとあるのも事實とは信ぜられず、紀に以レ色事レ人云々とあるが如きは筆者の潤色に過ぎぬ。若し此好餌がないものとすれば、妹に勸めて其夫たる天皇を弑せしめようとしたといふ說は人情を無視したもので、假に暴力による脅迫を以てしても、實現の困難なることは勿論、漏泄の危險を伴ふことは當然である。後世父權を以て絕對的と考へるやうになつた後に於ても、鎌倉三代記の時姬のやうに「親につくか夫につくか」といふ難問題に接した場合、敢然父子の絆を絕たうと決心したといふ心理が、社會からさして不合理とも目せられぬことを見ても、兄と夫とを衡にかけるが如きは論外で、殊に母系氏族に於ては、支配權代行者たるに過ぎぬ兄が、正當相續者なる妹に向つて、共夫の殺害を强要するほどの勢力をもたなかつた事はいふまでもない。

右の見地を以てすれば、此傳說の筋には少からぬ無理がある。兄と夫といづれを愛するかといふ問が、既に常軌を逸したものであるのに、愛レ兄と卽答するが如きは人情有り得ぬことである。されば紀には之を取つくらうて、狹穗姫は不同意であつたが、其場で諫めても聽かれさうにもないので、姑く甘諾を裝うたかのやうに叙述し、遂有ニ諫レ兄之情一歟と附言したのである。――但し此七字は後人の旁注が攙入したのであるかも知れぬ――右の如く辯護した結果、本意に反して兇器を佩びて居た理由を示さねばならなくなり、受ニ其匕首一獨無レ所レ藏、以著ニ衣中一といふ一句を挿入したのであらう。匕首は記に八鹽折之紐小刀とあるを原說とすべく、ヤシホヲリはイヤ(彌)シハ(數)ヲリ(折)の約で(四―二七頁)、幾度も折かへして鍛錬することを意味し、利刄の形容として用ひたので、紐小刀は前篇第六卷(九九頁以下)に述べたやうに、ヒメ(秘)とカタナ(彫刻刀)との二語より成り、大切な刀子といふ程の意で、紐は借字である。

狹穗姫の陰謀參與が事實でないとすれば、此やうに脚色した傳說子の心理について一考せねばならぬ。私見によれば其は此貴女が兄に連坐して自滅した理由を說明せんが爲で、兄が大罪を犯したといふ事實、若くは骨肉の誼といふだけの義理合を以て、無辜の狹穗姫が之に殉ずる理由なしとして、同意不同意はともかくも、若干の責任を負ふべき筋合があつたと想像したのであらう。さりながら其は後世の思想で、上代人は異つた觀念を有したから、此場合に於ては、縱ひ狹穗姫は全然無辜であつても、同族員として連帶責任を免かれずとせられたのである。爰に一々例證をあげて說明することは、與へられた紙面が之を許さぬから、結論のみに留めるが、此觀念は本論究各篇を通じ、隨所に現はれて居るのである。

(一) 上代の社會構成の單位は、個人でも一家でもなく、全氏族であつた。一氏族は一體と見なされたから、完全なる連帶觀念が存した。

(三) 結婚の結果氏族が變更するといふことはなかつた(三一一九六頁)。されば狹

穂姫は后妃として召された後に於ても、尙佐保（舊春日）氏族の人であつた。

（三）入内といふことは此當時の慣例ではなかつた（第一巻二四八頁）。遠國から迎へられた后妃は、或は皇居に近く邸宅を構へたこともあつたであらうが、大和貴族は常に自宅に行幸を仰いだのであるから、狹穂姫が兄と同一地區に居住したのは當然のことで、之を赦される叡慮があつたとしても、包圍後に於ては當人が脫出せぬ限り、救濟の道がなかつたのである。

以上の觀察に誤なしとすれば、紀記に掲げた狹穂彥の誘惑に關する一段は、後人が作意を以て語りそへたもので、原說には恐らくは此王孫が行幸の機會を伺うて、大逆を決行しようと企てたといふだけであつたのであらう。

狹穂彥の陰謀が、側近に居住せる狹穂姫の耳に達したことは有り得べきで、行幸の際危機切迫を密奏して遁しまゐらせたものと想像せられる。然るに傳說は上

記の如く、陰謀に與り且弑逆遂行の任にあたつたとしたので、自白に至るまでの心理と其場面とを、悲劇的に脚色したのである。左に先づ記の文を掲げる。

故天皇その謀を知ろしめさずて、其后の御膝を枕として御寢ましき。爾に其后紐小刀もち、其天皇の御頸を刺さむとして、三度擧りしかども、哀情に忍へずて、頸を刺し不能て、泣く淚御面に落ち溢りき。乃ち天皇驚き起きまして、其后に問ひ給はく、吾は異しき夢を見たり、沙本の方より暴雨零り來、急に吾が面を沾らし、又錦色なる小蛇、我が頸に纏繞ひき。かゝる夢は是れ何の表にかと問ひたまふ。爾に其后爭ふべくもあらずと以爲ひて、卽ち天皇に白さく、妾が兄沙本毘古王、妾に夫と兄と孰れか愛しきと問ひき。是に面問に勝たざりければ、妾は兄を愛しまむかもと答へき。爾妾に誂へけらく、吾汝と共に天の下治らむ、故天皇を殺せまつれといひて、八鹽折の紐小刀を作りて吾に授しき。是を以て御頸を刺さむと欲ひて三度擧りしかども、哀情

忽ち起りて頸(ミクビ)を得刺さずて、泣く涙落ちて御面を沾しぬ。必ず是の表(シルシ)にこそ

あらめと白す

記には右の如く之を皇居に於て起つた事件であるかのやうに說いて居るのであるが、紀は五年冬十月己卯朔天皇幸二來目一居二於高宮一時として、狹穗彦の發意後一年有餘を經た後、行宮での出來事として居る。來目は高市郡の鄕名であるが〔和〕、此處に離宮が存した形跡もないから、イクメ(活目)の訛傳とすべきで、高宮は字の如く高壯なる宮殿を意味し、恐らくは珠城宮に遷御以前の皇居であらう。年月次はともかくも、地名宮名の如きは紀の編者の揑造とは思はれぬから、一傳說に基くものとすべきで、記に之を省いたのは、右のクメがイクメの訛であることに氣づかず、餘りに無緣であると考へた爲ではあるまいか。狹穗姬の自白の顚末は記の所傳と同樣で、唯之に漢文式潤色を加へたに過ぎぬ。

天皇枕二皇后膝一而晝寢、於レ是皇后既無二成事(ナスコト)一而空思之、兄王所レ謀適是時也、

卽眼涙流之落二帝面一、天皇則寤之、語二皇后一曰、朕今日夢矣、錦色小蛇繞二于朕頸一、復大雨從二狹穗一發而來之濡レ面、是何祥也、皇后則知レ不レ得レ匿レ謀而、悚恐伏レ地、曲（ツブサニ）上二兄王之反狀一、因以奏曰、妾不レ能レ違二兄王之志一、亦不レ得レ背二天皇之恩一、告言則亡二兄王一、不レ言則傾二社稷一、是以一則以懼、一則以悲、俯仰喉咽、進退而血泣、日夜懷レ悒、無レ所二訴言一、唯今日也、天皇枕二妾膝一而寢之、於レ是妾一思矣、若有下狂婦成二兄志一者上、適遇二是時一、不レ勞以成レ功乎、玆意未レ竟、眼涕自流、則擧レ袖拭レ涕、從レ袖溢之沾二帝面一、故今日夢也、必是事應焉、錦色小蛇則授レ妾匕首也、大雨忽發則妾眼涙也

同一原說から出たものに相違はないが、記は沙本毘賣が弑逆を決行せんとして三度刀を擧げたが、恩愛の情に忍びずして不覺の涙にむせび、天皇の御夢を驚かしたといひ、紀には元來決行の意志がなかつたものとし、唯好機の目前に到來したのを見て、越方行末を思ひ廻らして落涙に及んだと說かれて居る。されば告白の

辭も、記は上掲沙本毘古の依囑を述べただけであるのに、紀に於ては緜々たる述懷が、巧妙なる語句を以て表現せられて居るのである。皮相の觀察を以てすれば紀の編者が皇后の爲に取つくらうたものとも了解せられるが、陰謀參加が上述の如く虛構であるとするならば、其所說の方が事實に近いやうに思はれる。恐らくは傳承に疑を挾み、原說に還元しようと試みたのであらう。

靈夢は此一段の骨子で、發覺の端緒とせられて居るのであるが、夢に託して神祕的に叙述することは上代話術の常套手段で、神武紀(記)には天皇の御夢二つ、高倉下の夢一つを掲げ、崇神紀にも前々章の儲位決定の夢占の外に、大物主神の祭祀に關しては天皇を始め奉り皇女廷臣の夢が一致したとあり、墨坂神大坂神の祭祀も夢中の神敎によるものとせられ、此御代に於ても天皇は夢宣に從うて本牟智和氣皇子を出雲に遣はされたといふ說があるのであるから、盡く史實と認定することは困難である。淚が御顏に落ちたので暴風雨にあうた夢を見られたといふ

のは有り得べきことであるが、其が佐保の方から來襲し、又錦色の小蛇が御頸に卷きついたとあるのは餘りに誂向で、後人の脚色らしく思はれる。若し此一段中に若干の史實が含まれて居るとすれば、其は狹穗姫の口から其兄の陰謀がもれたといふことに過ぎまい。明示せられて居らぬが、天皇が此告白を聞しめして直に高宮から脫出せられたことは勿論である。

討伐は當然の結果で、狹穗彦にも亦多少の準備があつたと見えて、討手を迎へて防戰した。記には之を次の如く叙して居る。

爾に天皇、吾は殆（ホトホト）欺（ハカ）らえむとしつる乎（カモ）と詔りたまひて、乃ち軍を興して沙本毘古王を擊つ時、その王稻城を作りて待ち戰ふ。此時沙本毘賣命は其兄を不得忍（ステカネ）て、後の門より逋出でゝ其之稻城に納（イ）りき

討伐軍の將は紀に八綱田とあり、狹穗姫は皇子を抱きて入城したとせられて居る。

卽ち

天皇謂二皇后一曰、是非二汝罪一也、卽發二近縣卒一命二上毛野君遠祖八綱田一令レ擊二狹穗彥一、時狹穗彥興レ師距之、忽積レ稻作レ城、其堅不レ可レ破、此謂二稻城一也、踰レ月不レ降、於レ是皇后悲之曰、吾雖二皇后一、既亡二兄王一、何以二面目一莅二天下一耶、則抱二王子譽津別命一而入ヨ之於兄王稻城一

イナキの原義は稻置卽ち穀倉の謂で(三—一九三頁)、大集團にあつては相當大規模のものが幾棟も建並べてあつたことも有り得るから、之を堡壘に代用し、敵の射かける矢を防ぎ、味方の爲にはヤサマ(箭眼)を作つて射出に便にし、恐らくは其外方に柵を結び繞らして突貫に備へたのであらう。これは楯を並べたものよりも遙に偏强な陣營で、西洋でも上代の寨柵は多くは此種のものであつたから、ブルワーク(堡砦)をブロックハウス(丸太小屋)ともいふのである。稻城の字をあてたのは此場合城寨に充當したからで、紀の編者が之を察せずして積レ稻作レ城と敷衍

したのは誤解とせねばならぬ。禾草の積堆も亦一時的の壘とするに足るが、雨露を妨ぐことが出來ぬから、陣營に代用すべきものではない。

此處には明示せられて居らぬが、八綱田は姓氏錄登美首（和泉）、我孫（アビコ）公（同未定雜姓）等の條下には豐城入彥命の男とあり、上毛野君の遠祖とある所を見ると、彥狹島王（第六四頁）の父王と思はれる。命または王等の敬稱をそへて居らぬのは、弟磯城、弟猾等と同じく、ヤツナダが地名なるが故に之を略したので、後段には天皇於レ是美二將軍八綱田之功一、號二其名一、謂二倭日向、武日向彥八綱田一とあるから（刊本には倭の字を脫して居る）、八綱田彥または彥八綱田と呼ばれたのであらう。日向は借字で、國名のヒムカと同じく秀御子（ヒミコ）の意（一―一八四頁）、又は秀庶子（ヒムコ）の義で（四―一五四頁）――火攻を用ひたが故に火平（ヒムケ）の義なりとする集解の說は俗解である――皇室の稱號なるヤマトを冠することを許され、且タケ（武）といふ美稱をすら添へたのである。狹穗彥が軍を興したとあるのは、一族の部衆を驅り集めて抗拒

したことをいひ、諸豪族と通謀して叛旗を飜したのではないから、近縣の卒を以て討手に差向けられたとあるのは、事實に近いやうである。

記は天皇が宮城に於て陰謀を聞しめしたとしたので、沙本毘賣の脫出を說かねばならなくなつたのであるが、紀の所說の如く行宮に於ける出來事とすれば、假に其クメ(來目)をイクメ(活目)の訛傳なりとする吾人の想定が誤つて居るとしても、其まゝ其處に駐蹕せられた筈はなく、一旦還幸せられたことは必然であるのに、其記事がもれ、且月を踰えて後、狹穗姬が王子を抱いて入城するのを抑留せられなかつたのは、是非ニ汝罪ー也といふ勅諚と矛盾する嫌がある。後記によれば母子の救出には叡慮を勞せられたとあるのであるから、縱ひ狹穗姬自身は兄に殉する覺悟を有したとしても、包圍軍をして之を阻止せしめることは必しも不可能ではなかつたのに、漫然手を束ねて入城を許したとは考へられぬ。されば此貴女は本初から其族人と共に籠城し、手許に於て養育中であつた幼皇子をも帶同した

ので、天皇が其無辜を憐み、且皇子の御身の上を氣づかはれて、救出に手を盡さしめられたものとせずばなるまい。此當時に在つては其が極めて自然の成行であつたのであるが、時世の變遷に伴うて其事情が不可解とせられるやうになり、終に上記の如く大改作が施されたのである。

狹穂姫自身は紀の所說の如く、兄を死地に陷れたことを悲んで、殉難の決心を以て籠城したものと解することも出來るが、其意ならば幼皇子を伴ふ理由がないから、紀には之を次の如く說明して居る。

天皇更益㆓軍衆㆒、悉圍㆓其城㆒、卽勅㆓城中㆒曰、急出㆔皇后與㆓皇子㆒、然不㆑出矣、則將軍八綱田、放㆑火焚㆓其城㆒、於焉(ココニ)皇后令㆑懷㆔抱皇子㆒、踰㆓城上㆒而出㆑之、因以奏請曰、妾始所㆔以遁㆓入兄城㆒、若有㆘因㆓妾子㆒免㆗兄罪㆖乎、今不㆑得㆑免、乃知㆓妾有㆑罪、何得㆓面縛㆒、自經而死耳、………時火興城崩、軍衆悉走、狹穂彦與㆑妹共死㆓于

城中」

是によれば皇子は恩赦の質に取つたといふのであるが、萬一引渡の時機を逸したならば、生(イキ)ながら火中に葬られる運命を免かれず、生母の選んだ手段としては餘り非人情であるから、盲信することは出來ぬ。記の釋明は之に反し、母妃入城當時は分娩前であつたといふので、其降誕を待つ間官軍は攻撃を緩めたと說き、皇子授受の光景を次の如く詳密に叙述して居る。

此時その后姙身(ハラ)めりき。是に天皇その后の懷姙(ハラ)めると、愛(イトホシミ)を重ねて三年になりぬるを、不忍(ステカテニ)思ほしければ、其軍を廻(メグラ)して急(ハヤ)く攻迫(セメ)たまはざりき。如(カ)此逗留(クトドコホ)れる間に、其姙める御子既に產(ア)れましき。故その御子を出して稻城の外に置きまつりて、天皇に白さしめけらく、若し此御子を天皇の御子と思し看(メ)さば、治めたまへと白さしめき。是に天皇その兄を怨みたまへども、猶愛(イトホ)しき其后を不得忍(ステカテニ)おもほせば、后を得たまはむ御心ましき。是を以て軍士(イクサ)の

中に力士(イサチ)の輕捷(イチハヤキ)を選り聚へて宣りたまひしくは、其御子を取る時、乃ち其母王(ミコ)をも掠(カス)ひ取り、髪にもあれ手にもあれ、取り獲むまゝに掬(ツカ)みて控(ヒ)き出しまつれと宣りたまひき。爾に其后豫めその情(ココロ)を知りて、悉く其髪を剃り、髪もち其頭を覆ひ、又玉の緒を腐(クタ)して手に三重まき、且酒もち御衣を腐して、全(ウツ)し衣(ミツ)のごと服(キ)、如此(カクマ)設け備へて其御子を抱き、城の外にさし出しき。爾に其力士等(イサチドモ)御其子を取り、即ち其御祖(オヤ)を握みき。爾(カレ)その御髪を握めば御髪おのづから落ち、其御手を握めば玉の緒且(カツ)絶え、其御衣を握めば御衣便ち破れぬ。是を以て其御子を取り獲て、其御祖を得取りまつらざりき。故その軍士等(イクサドモ)還り來て奏言(マヲ)さく、御髪おのづから落ち、御衣破れ易く、亦御手に纏かせる玉の緒も便ち絶えにしかば、御祖を獲ず、御子を取り得まつりぬと言す。爾に天皇悔い恨みたまひ、玉作る人等を惡みたまひて、皆その地(トコロ)を奪(ト)取りたまひき。故諺に地得(トコロエ)ぬ玉作といふ也……然して遂に其沙本比古王を殺し、其伊呂

妹も亦從ひき

此は甚無理な說明で、狹穗姬を無事に取かへす爲には、胎中に皇子の坐す間に、口之を質として引渡を要求するか、若くは此說のやうに、陷落に臨み力士をして强奪せしめるのが兩全の策であるのに、故意に攻擊を緩めて分娩を待ち、身二つになつてから兩者を併せとる手段を講ぜられたのは、餘りに迂遠といはねばならぬ。此やうな强辯を弄してまでも、皇子の奪還を說かねばならなかつたのは、此皇子が母妃と共に佐保に居られたといふ嚴然たる事實が存し、抹殺するを得なかつたからで、正后は必ず入內せられ、嫡出皇子も亦宮中に於て哺育せられた後代の事實と合致せぬ爲に、傳誦者によつて區々に說明せられたのであらう。

記の皇子授受の一段は頗る興味本位に敍述せられて居るが、事實でないことは勿論で、卷末の原文に照合しても判明するやうに、古言を以て傳へられたのではなく、話の筋が當代語によつて說かれたのであるから、撰錄者も亦殆ど純然たる

漢文を用ひて記述した。されば上掲のやうに國語に還元しても、尚奈良朝時代の言葉づかひを脱することが出來ず、描寫中にも不合理不自然を免かれぬ點があるのである。例へば剃髮は剪刀又は剃刀の如き鋭利なる器物を必要とするが、上代人は之を備へなかつたから、男女共に長髮であつたので、髻（ミヅラ）を結ひ、爪櫛を挿したのは決して裝飾の爲ではなかつたのである（二―九三頁）。手を執つて控（ヒ）き出すことの出來なかつたのは、玉の緒が腐ちて居た爲とあるから、玉に異狀があつたのではないのに、玉作が罰せられたといふのは無理なことである。地（トコロ）得ぬ玉作といふ諺が存したとすれば、其は紺屋の白袴、瓦屋の藁葺と同じく、貴重品を生産するにも拘はらず、工人自身は富を得ず、土地をも所有せぬといふ意味であつたのを、之に附會したものと思はれる。紀が此興味のある話を棄てゝ取らなかつたのは、其起原が新しく、信ずるに足らぬと認めたからではあるまいか。

官軍が稻城を燒打にしたといふ紀の所説は、記にも次の本牟智和氣御子命名所

由の項下に、當㆘火燒㆓稻城㆒之時㆖而火中所生といふ一句によつて示され、事實に於ても有り得ぬことではないが、火を放つたから皇子を出しまゐらせたのではなく、豫め老幼を遁がし、戰鬪員のみが最後まで踏留つたのではあるまいか。皇子が母妃に伴はれ、若くは胎中に在つて後日入城せられたものとしたから、其出城について特に說明を與へねばならぬやうになつたのであるが、若し本初から佐保に居住せられたものとすれば、他の老弱と共に無事に出城せられたことは敢て奇とするに足らぬ。上代に於ても足手まとひを城中に引とゞめ、徒に糧食を消耗するやうな愚策はとらなかつた筈である。狹穗姫の最後については、紀に當人の口から自經而死耳といはせて居るが、實行如何は不明である。

此事件は右を以て段落を告げたのであるが、記には尙次の如き附帶說話を揭げて居る。

亦天皇その后に命詔たまはく、凡し子の名必ず母名づく、是子の御名は何と稱はむとおほせたまふ。爾に答へ白さく、今稻城を火燒く時に當りて、火中に生れませれば、其御名は本牟智和氣の御子と稱ふべけれと白す。又いかに日足し奉らむと命詔たまふに、御母を取り、大湯坐若湯坐を定めて日足し奉らせたまへと答へ白す。故その后の白ししまにまに、日足し奉りき。又其后に問はせたまはく、汝が堅めし美豆能小佩は誰解かむと問はせたまへば、答へ白さく、旦波の比古多多須美智能宇斯王之女、名は兄比賣弟比賣、茲二の女王は淨き公民なれば使したまふべしと白す

右の如き問答が行はれたとは、上述の論究に徵しても勿論信ぜられぬことで、傳誦の間に漸次附加へられたものとすべく、皇子命名及哺育に言及したのは、籠城中の降誕と說いたからで、母妃に抱かれて入城せられたとある紀の傳には之を默殺して居る。幼名を生母が命ずることは、父母別居時代に在つては、極めて當然

の順序で、或時代まで存續した慣例であつたのであらうが、其名は成人後には殆ど用ひられることはなく、ホムチ別は既記の如く地名から出た稱號と解せられ（第四一頁）、ホヌチ（火中）の訛ではないから、幼名と同一視することは出來ぬ。火中出生もまた事實とは思はれず、火攻前に稻城の外に出しまゐらせたと紀にも記述せられて居るのである。思ふに之はホムチといふ名號所由を牽强せんが爲に、神子火中出現譚（六—一三五頁）から得た後人の着想で、同じく高千穗時代の育兒傳說（六—二一三頁）を之に結びつけたものであらう。御母（ミオモ）は右傳說の乳母（チオモ）湯母（ユオモ）にあたり、大湯坐若湯坐はその湯坐を二つに分けたに過ぎぬ。

繼室として丹波の王女を推薦したといふ說は紀にも收錄せられ、次の如く叙述せられて居る。

唯妾雖レ死之、敢勿レ忘ニ天皇之恩一、願妾所レ掌后宮之事、宜レ授ニ好仇一、丹波國有ニ五婦人一、志並貞潔、是丹波道主王之女也、當下納ニ掖庭一以盈中后宮之數上、天皇聽矣

后宮及掖庭は舊訓の如くキサキノミヤ及ウチツミヤにあたる漢語であるが、正殿に接して私宮、內房を設けられるやうになつたのはやゝ後代のことで、此時代に於ては未だ其制は存しなかつたのであるから、正后が後宮を支配し、掖庭の政に任ずるやうなことは有り得なかつた。されば記には單に汝所レ堅之美豆能小佩者誰解とあり、后妃たるに適するものゝ名を擧げよと命詔られたとあるのである。小佩は眞淵說の如くヲヒモと訓み〔記傳〕衣の紐をいひ、佩の字をあてたのはオビ(帶)に通ずるからで、爾雅の訓詁には衿は衣の小帶とあり、萬葉集九卷勝鹿眞間娘子の歌には、衿をヒモの假字に用ひて居る。此紐卽ち小帶(佩)は、上衣の制式が尙簡略であつた當時、衽を合はせる爲に男女共に必要としたのであるが、或時代には配偶者の外には手を觸れしめてはならぬといふ俗信が行はれ、萬葉集の歌にも屢〻其意が歌はれて居る。其故にミヅ(美稱)ノヲヒモヲ誰解カムといへば、何人を繼室とすべきかといふ意に了解せられるのである。

丹波の五王女を記に兄比賣弟比賣としたのは固有名詞ではなく、姉妹といふほどの意で、別の章下には通計五柱の名を擧げて居る(第四二頁以下)。然るに之を玆二女王としたのは稗田阿禮若くは太安萬侶の誤解で、原說ではあるまい。死に瀕する妻が繼室を見たて、遺言するといふことも絕無とはいへぬとしても、勿論恆例ではなく、特に此場合には右の如き餘裕はなかつたやうに思はれる。此やうな說を生じたのは、丹波の五王女が此貴女の姪にあたるからであらうが、上代に於ては母氏を異にする限り、兄妹相婚をすら妨なしとしたのであるから、其子女は全く他人と同樣であつた筈である。恐らくはヒバス媛等は其以前から妃として娶されて居たのであらう。

以上論述した所によると、此事件の眞相は比較的簡單で、武埴安彥の亂の如く政府顚覆を目的として亂を起したのではなく、個人的の大逆未遂犯に過ぎなかつ

たものゝやうである。其動機については何等傳ふる所がないが、私領の問題が直接原因であつたと思はれることは上記の通りである(第一〇〇頁)。御即位によつて皇室に復歸せられた天皇が、依然として佐保家(舊春日氏)の世襲財產たるイクメ(活目)を領有せられることは、狹穗彦等が不可解とし不平とした所で、其返還を請願して容れられなかつた彼が、窃に天皇を失ひ奉らば、當然自家の手に回收し得られると考へたことは有り得べきである。されば隱忍して好機の到來を待つ間に、おのづから其企が狹穗姬の耳に達し、一夜龍駕を迎へた際、危機切迫を感じたので、之を密奏して安全の地に落しまゐらせたのであらう。天皇の逆鱗は當然のことで、直に討手を差向けられたのであるが、狹穗姬は勿論その所生の皇子も同じ閭里に居住せられたから、先づ御子を取戻し、母妃の救出にも努力せられたけれども、遂に及ばなかつたのである。皇居を纏向に遷されたのも、恐らくは此事件が發生した爲で、擾亂地に朝廷を置くことを不可とせられたからであらう。

此見地を以てすれば、紀記所載の傳説の要領は次の諸點にあるもの丶やうである。

(一) 活目の高宮に於ける治世中、狹穗彦が陰謀を企てた。

(二) 天皇は狹穗姫の密告により、——其は此貴女の邸宅に於てなされたものとすべきである——危難を免かれたまひ、直に討手を差向けられた。

(三) 狹穗彦は閭里の稻置を堡寨にあて丶防戰した。

(四) 幼皇子は安全の地に遷しまゐらせたが、狹穗姫は連帶責任觀から族人と運命を共にする覺悟を以て籠城した。

(五) 寨兵は善戰したが、遂に官車の將彦八綱田の火攻によつて陷落し、狹穗彦兄妹を始め、一族の主なるものは戰死を遂げた。

然るに後世の傳承者は、皇子及其母妃の在營を奇怪として、之が釋明を與へる爲に、狹穗姫が陰謀に參加し、若くは參加を强要せられて、實行の任に選ばれたものとし、兄を賣つたことを悔いて、自滅の決心を以て入城したといふ脚色を加

へ、皇子に關しては其後の降誕とも〔記〕、或は恩赦を乞ふ爲の質として母妃が帶同したかのやうにも說いたのであつた〔紀〕。後日更に藝術化せられて狹穗姫を立役者とする悲劇の一幕が脚色せられ、義理と恩愛の柵に惱む女性の苦衷が、暴雨錦蛇の靈夢に結びつけて描寫せられ、更に幼皇子授受の劇的場面が插入せられたのである。

狹穗彦服誅後の殘黨同族の處分については、傳說は默殺して居るが、狹穗彦及其昆弟が血食した所を見ると（第二卷一三三頁）、累は佐保氏以外に及ばなかつたとせねばならず、――狹穗彦の子女は其々母氏に入籍して居たのであらう――其領地は勿論、宗族春日氏の私邑も沒收せられたものゝやうであるが（第二卷一五四頁）、尙名門として後世まで存續したのである。

第五章　祭神と神社

笠縫邑――伊勢大神宮――大倭神社――大神神社――三輪傳說――箸墓傳說――石上神宮――祭祀一般

師木二朝の記事には祭祀に關するものが極めて多いが、其は序說(第七頁以下)に述べたやうに、祭神制度の確立を物語るもので、此御代に於て祭祀が創始せられたといふのではない。さりながら多くは他の史實と結びつけて敍述せられて居る爲に、傳說の本旨か誤解せられ易いから、以下神宮神社別に縱貫して說述することにする。

(イ)皇大神宮

古事記には既に神代卷に於て、天照大御神から皇孫に授けられた鏡を拜ヨ祭佐

久久斯侶伊須受能宮一と述べて居るが、此二朝に在つては崇神皇女豐鉏比賣命及垂仁皇女倭比賣命を拜二祭伊勢大神宮一也とした外、大神宮に關する古傳說をあげて居らぬ。其は如何なる理由に基くか判明せぬけれども、紀によつて傳へられるが如き祭祀沿革を僞說なりとし、崇神朝以前から伊勢に奉齋したものと斷定した爲ではあるまい。恐らくは大神宮に關しては別に一篇を設ける腹案が存したのを實現するに至らなかつたのであらう。されば以下主として紀に據り、古語拾遺其他の文獻を參酌しつゝ說明する。崇神紀には先づ次の如く記述せられて居る。

　五年國內多二疾疫一、民有二死亡者一且二大半一矣

六年百姓流離、或有二背叛一、其勢難三以レ德治二之、是以晨興、夕惕、請二罪神祇一、先レ是天照大神、倭大國魂二神、並祭二於天皇大殿之內一、然畏二其神勢一、共住不レ安、故

　以二天照大神一託二豐鍬入姬命一、祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一

疾疫死亡流離背叛は神鏡奉遷の直接原因であるか、或は次の大物主及大國魂祭祀

の伏線であるのか明示せられて居らぬが、記によれば其は主として大物主神と關聯することのやうで(後記參照)、神籬造營の眞の動機は他に存すると思はれることは序說(第一四頁)に述べた通りである。天皇の大殿內に奉齋したとあるのは、神代紀(一書二)の同床共殿にあたるが(六一一九頁)、其は必しも皇祖神の思召ではなかつたやうで、天皇が本然的齋主として親祭せられる都合上、御靈代を宮中に奉安したのであるが、政務御多端の爲、皇女の一柱を御名代として專任せしめられることになつたので、淸淨の地を選んで奉遷せられたのである。此一轉機には毫も祭政分離といふやうな意味は含まれて居らず、皇祖神の祭祀は依然として最重要政務とせられたのであるが、唯天皇御自身が齋主たる職務に服せられることがなくなつたのである。

磯堅城神籬(五一一三頁以下)を設けられた笠縫邑は、瑞籬宮を距ること遠からぬ地點であつたらうと思はれるが、其趾を傳へて居らぬ。擬定地としては磯城郡織

田村大字茅原又は上之郷村大字笠を擧げたものもあり、川東村に笠形、朝倉村に笠間といふ地名もある。茅原說は皇太神宮儀式帳に活目天皇御世ニ倭姫内親王ヲ爲ニ御杖代一齋奉キ」美和ノ御諸原ニ造ニ齋宮一出奉テ齋始奉キとあり、茅原が三輪に近く、且笠の緣語〔神樂歌〕なるに因るものゝやうであるが、假に儀式帳を典據とするに足るものとしても、其は垂仁天皇の御宇と明記せられて居り、美和の御諸宮を出發點として諸國を巡廻せられたとあるのであるから、笠縫邑をいふものとすることは出來ず、カサは諸國にある地名で（第二卷一六八頁）、笠縫のカサとは全然別義であるから、此一語によつて牽强せんとするのは無謀である。神樂歌に笠のアサチ原とあるだけでは、笠縫が茅原と改稱したとする論據にはならず、尠くとも茅(チ)は笠縫の材料となるものではない。案ずるに敏達天皇の御孫笠縫王の母は櫻井玄王(ユミハリノミコ)と呼ばれたから、磯城郡櫻井に緣故を有し、其附近の地名を王子に負はせたものと想定することが可能で、此方面に笠縫と稱する一邑が存したものとす

べきである。或は今の櫻井町の西方笠神といふ地が其で、笠縫の祖神を祭つたが故に改稱せられたのではあるまいか。此界隈は古のヤマト又は大ヤマトの域内であるから(第一卷二六七頁)、特に此語を冠して倭笠縫邑と稱へたのであらう。

古語拾遺には之を次の如く詳記して居る。

至レ于ニ磯城瑞垣朝一漸畏ニ神威一同レ殿不レ安、故更令下齋部氏率ニ石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡、造レ劍以爲ニ護身御璽一、是今踐祚之日所レ獻神璽之鏡劍也、仍就レ於ニ倭笠縫邑一殊立ニ磯城神籬一奉レ遷ニ天照大神及草薙劍一、令ニ皇女豐鍬入姫命奉レ齋焉、其遷祭之夕、宮人皆參、終夜宴樂、歌曰、美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須賀良爾、今俗歌曰、美夜比登能、於保與曾許侶茂、比佐登保志、由伎乃與呂志茂、於保與曾許侶茂、詞之轉也

模造劍鏡を以て天津日嗣の神璽とせられたことは事實であるが、其が果して此機會に於て作製せられたものであるかは疑問で、石凝姥及天目一箇の子孫が之に迅

じたといふのは、神武朝の宮殿造營、神寶製作（第一卷二二九頁）と同じく推測に過ぎぬ。――奈良手向山八幡宮神官上司氏藏大和神社注進狀附記の「齋部家牒」には石凝姥神八世ノ孫瀛津足命、天目一箇命八世ノ孫圀振立命が製作したとある（古語拾遺講義による）――此二神が鏡作工人及筑紫伊勢の忌部によつて奉齋せられた事實があつたとしても、實在人として子孫を殘したとは信ぜられぬから（三一一〇八、一二〇頁）、恐らくは後日齋部氏に於て揑造したのであらう。

遷祭の夕の宴樂の歌についても亦疑がある。俗歌曰として注記したのは、神樂の大前張（サイハリ）中「宮人」の歌で、嘉禎本によれば、

宮人の　大よそころも　ひざとほし　きのよろしもよ　おほよそ衣

とあり、大ヨソ衣は大裝衣（ヨソヒ）の謂で、宮人卽ち神官の着る大禮服は膝まで着通し、立派であるといふ意に過ぎず、此書（古語拾遺）に本歌と稱するものと語音はよく似て居るが、内容は全然相違するから、轉呼又は訛傳と見ることは出來ず、强ひ

ていへば「作りかへ」又は「かへ歌」とすべきであるが、さのみ特異な曲譜とも思はれず、且神樂(カグラ)中には、古歌の語音を模倣して他の意味を表示した地口式の歌は一つもなく、一方本歌と稱せられるものも、歌意からいふと祭祀にも宴樂にも甚縁が乏しいやうである。於保與須賀良のオホ(大)は接頭語的に用ひられたもので、ヨスガラ(終夜)といふに同じく、伊佐登保志はイザ(誘)トヒ(訪)の一活用形で、誘ひ合はせてといふほどの意と思はれるから、宮人が夜もすがら誘ひ合はせて來往するのはよい事よといふに過ぎず、特に此場合の爲に作られた歌とも、或は謠はれたものとも考へられぬ。されば是は本歌ではなく、寧ろ神樂歌(カグラウタ)から思ひついた僞説で、縱ひ廣成の考案でないとしても、齋部氏家傳の一潤色に過ぎなかつたのであらう。――古語拾遺の所説の信ずべからざることは、前篇來屢〻述べた通りである。

垂仁朝に於ける神宮奉遷の動機については、序說（第一四頁）に述べた通りであるが、紀〔本文〕には其顚末を次の如く叙述して居る。

二十五年春二月丁巳朔甲子、詔二阿倍臣遠祖武渟川別、和珥臣遠祖彥國葺、中臣連遠祖大鹿嶋、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日一五大夫一曰、我先皇御間城入彥五十瓊殖天皇、惟叡作レ聖、欽明聰達、深執二謙損一志懷二沖退一綢二繆機衡一禮二祭神祇一剋レ己勤レ躬日愼二一日一、是以人民富足天下太平也、今當二朕世一祭二祀神祇一、豈得レ有レ怠乎、三月丁亥朔丙申離二天照大神於豐耜姬命一、託二于倭姬命一、爰倭姬命求下鎭二坐大神一之處上而、詣二菟田筱幡一（ササハタ）、更還之入二近江國一、東廻二美濃一、到二伊勢國一、時天照大神誨二倭姬命一曰、是神風伊勢國則常世之浪、重浪歸（ヨスル）國也、傍國可怜（ウマシ）國也、欲レ居二是國一、故隨二大神敎一、其祠立二於伊勢國一、因興二齋宮于五十鈴川上一是謂二磯宮一、則天照大神始自レ天降之處也

二月の詔勅は祭祀虔修の叡慮を布告せられたのであるが、神宮奉遷の前提たるこ

とはいふまでもない。五大夫の名を列擧したのは詔勅に公式の性質を帶びしめる爲であらう。當時の宣命奉行が果して此の如き形式を以て行はれたかは疑問で、詔旨は漢文で記述せられて居るのであるから、之を古言に還元して考察すべきことは勿論であるが、文字のない時代に此やうな內容を特に口宣する必要があつたとも思はれぬ。恐らくは此一節は後人が叡慮を忖度して追加したもので、神祇の祭祀は詔勅を待たずとも勵行せられて居たのであらう。

五大夫（マヘツキミ）は當時最も有力であつた廷臣をいひ、武渟川別と彥國葺とは、前朝以來屢〻名のあらはれた皇胤で、十千根の出系は第二卷（九七頁）に揭げたが、大鹿嶋及武日は之を初見とする。中臣系譜によれば大鹿嶋は天兒屋命九世の孫で、前篇第五卷（一五〇頁以下）に擧げた神聞勝命の子久志宇賀主命の男とある。又武日は公卿補任大伴健持連の注に天忍日命之後、道臣命之七世孫、祖父豐日命、父健日命也とあるから、道臣命の六世の孫で、豐日命の子であらねばならぬ。此人は景行朝武

將として日本武尊の東征に供奉し、男武以(健持)及その子室屋の代に至り大に顯達した。

此時まで豐耜入姫命が齋主として皇祖神に奉仕したのであるが、遷坐に莅み、倭姫命と交代せしめられた。此倭姫命は從來垂仁天皇の皇女と了解せられ、記にも上記の如く其旨を注記して居るのであるが、先學が年齒から推算して疑を挾んだやうに、此時の御杖代を此皇女とすることは不合理のやうである。恐らくは天皇の御妹なる千々衝倭姫命の謂であつたのを、同名の故を以て誤傳したのであらう。其はチチツク(神靈齋)といふ冠稱によつても證明せられることで(第三六頁)、ヤマト姫は皇室員たる女性の稱號に過ぎぬから、次の齋主も亦倭姫命と稱へられたことも有り得べきである。然るに古語拾遺には此倭姫命を垂仁天皇の第二の皇女とし母皇后狹穗姫と注記してあるが、紀記の所傳と一致せぬのみならず、譽津別皇子に御姉妹があつた形跡もない。思ふに齋部宿禰廣成は紀の年紀に基いて、

垂仁天皇の治世第五十八年に降誕せられた景行天皇の御同腹の妹皇女が、第二十五年に神宮斎主に任ぜられたことは有り得ぬとして、先后の出と改めたのではあるまいか。

奉斎地選定については、紀に一云として次の如き異傳をあげて居る。

以二倭姫命一爲二御杖一貢二奉於天照大神一、是以倭姫命、以二天照大神一鎭二坐於磯城嚴橿之本一而祠之、然後隨二神誨一以二丁巳年冬十月甲子一遷二于伊勢國渡遇宮一

イツカシのイツは美稱であるから、單に橿の木の下といふに同じく、普通名詞であるが、大和に此種の地名が多いことは既述(第二卷一五六頁)の通りで、雄略天皇の御製に「御諸のイツガシが下、橿がもと」ともあるから(記)、此には磯城といふ總名を冠してあるが、上掲儀式帳の美和乃御諸宮とあるに當るのではあるまいか。若し然りとすれば、其處から菟田の筱幡(ササハタ)に遷しまゐらせたので、筱は此云二佐佐一と訓注せられ、今も榛原町大字山邊三に笹幡といふ名が殘つて居る。伊賀に出る

街道にあたるから、神輿を駐められた事は有り得べきである。――式の御杖神社の所在地なる御杖村大字神末を以て之に擬するものがあるが、後記の如く大和から直接伊勢に奉遷したのではないから、此山地まで迂廻せられた筈がない。――筱幡出發後の巡廻地は紀〔本文〕には更還之入二近江國一東廻二美濃一到二伊勢國一とあるのみであるが、皇太神宮儀式帳には其前後に次の諸頓宮（カリミヤ）をあげて居る。

宇太乃阿貴宮。　天武紀に菟田吾城とある地で、天皇が吉野から甘樂村（第一巻一四四頁）に達する前に經由せられたとあるから、今の松山町以南であらねばならぬ。萬葉集にも阿騎大野と詠まれて居る。

佐々波多宮。　上記の筱幡である。

伊賀穴穗宮。　筱幡から柘殖に出る中間地であるから、今の名賀郡阿保村邊をいふのであらう。和名抄にも伊賀郡阿保郷とある舊地であるが、アホとアナホとは語義を異にするから、いづれか一方を訛とせねばならぬ。

阿閇柘殖宮。　今の東柘植村である。此地から東すれば伊勢の鈴鹿郡で、北に向へば近江の甲賀郡に出る。紀に更還之入二近江國一とあるのは之をいふのであらう。

淡海坂田宮。　坂田郡の一地點をいふのであらうが、所在を詳にせぬ。美濃に出る順路である。

美濃伊久良賀宮。　倭姫世記には伊久良河宮とあるが、此河も亦カの假字に用ひられたものとすべく、イは接頭語で、クラカ(倉處)の謂であらう。今の本巣郡川崎村大字居倉を以て之に擬するものもあるが、其地を横ぎる河流は存せず、縱ひ其趾を失うたものとしても、宮名に河を加へて呼ぶのは蛇足で、五十鈴宮をイスズ川之宮と稱へた例もない。加之此頓宮は淡海の坂田から伊勢の桑名に向ふ途上にあるべきで、居倉に立寄ることは聊か迂廻のやうに思はれる。

伊勢桑名野代宮。　和名抄に桑名郡野代（乃之呂）とある地で、今も此名を傳へて居る。

鈴鹿小山宮。　川俣縣造を召されたとあるから、神名帳に川俣神社とある地（今の井田川村大字中富田）の附近であらう。

壹志藤方片樋宮。　今は安濃郡に屬し、藤水村大字藤方と稱する。上古此附近はアサカと總稱せられたやうである（六一―九二頁）。

飯野高宮。　飯野郡（今の飯南郡の東部）の一地。

多氣佐々牟迤宮。　倭姫世記には佐々牟江宮とある。神名帳に竹ノ佐々夫江神社とある地で、今の下御絲村大字根倉にあたる。名の義は清淨御田で、其江をもササ御江と稱へたものと思はれる。

其より磯宮及宇治ノ家田ノ田上宮を經、現在の地に鎮坐せられたとある（後記參照）。儀式帳は延暦二十三年の奥書のある古記錄であるが、後人が筆を加へた形跡もな

いではないから、寸毫の誤のない事實とはいひ得ぬとしても、巡歷の道筋はほゞ眞に近く、尠くとも神宮祠官の間には右の如き傳承が存したのであらう。天武朝の古書と稱する倭姬世記には、右の巡路中に淡海甲可日雲宮、尾張國中嶋宮等を加へ、其外に丹波乃吉佐宮、木乃國奈久佐濱宮及吉備國名方濱宮にも鎭坐せられた事があつたかのやうに記されて居るが、此書の僞撰なることは明白であるから、問題とするに足らぬ。

伊勢を鎭坐地と定められたのは、皇祖神の神敎によると說かれて居るが〔紀〕、若し然りとすれば、伊賀、近江、美濃を巡歷する以前に啓示せられて然るべき筈であるから、此は倭姬命の感想を神宣に託して表現したのであらう。神風の伊勢とつづけたのは、イセの原語がイソ(磯)で、神地なるが故に神風の渡る磯といひかけたのであるから、皇祖神奉齋後慣用となつたものとせねばならぬが、其起原が古いので、神武天皇の御製と稱する歌にも之を用ひ(第一卷一七〇頁)、伊勢津彥の

示した奇蹟に因るものとも説明せられたのである(五—一七四頁)。常世之浪重浪は常世の重浪(シキナミ)といふに同じく、同一名詞を反復したのは上代の一語法で、南方遼遠の地なるトコヨの國(三—一二三頁)から折重なつて波浪の打寄せる國を意味し、伊勢(志摩を含む)南岸が太平洋に直面することを形容したものと思はれる。傍國(カタクニ)は大和の隣國といふ意で、ウマシ(可怜)は美稱である。

其祠立二於伊勢國一、因興二齋宮于五十鈴川上一とある祠と齋宮とは、別個の營造物をいふものとも、同一事項を繰かへし、少しく言葉をかへて表現したものとも解せられるので、古語拾遺には立二其祠於伊勢國五十鈴川上一因興二齋宮一令二倭姫命居一とかき改め、倭姫世記にも興二齋宮于宇治縣五十鈴河上大宮際一令二倭姫命居一と記注せられて居る。兩書ともに典據とするに足らぬが、齋部廣成及世記僞撰者が、紀の文中の齋宮を齋主の宮殿と解したことは事實とせねばならず、語義からいうても當時の事情から考へても、之に從はざるを得ぬ。前朝に於て笠縫邑に奉

遷するに當り、建立せられたとある磯堅城神籬は、前篇第五巻(一三頁以下)に述べたやうに、ユニハ(祭庭)の標識で、神の屋舎ではなく、神靈は一地に定住するものではないから、雨露を凌ぐ設備を必要としなかつたので、齋主以下は各自の邸宅に居住し、祭儀に莅んで參集したのであるが、新鎭祭地なる伊勢に定住奉仕せられる皇女の爲には先づ其御屋(宮)を必要としたから、之を造營せられたのであらう。さればこそ之を齋宮(イハヒのミヤ)と稱へたので、後世に於ても齋宮といへば(イツキのミヤと稱する)齋主たる内親王の御事と了解せられたのである。萬葉集第二巻の高市皇子哀悼歌(柹本人麿作)に、渡會乃、齋宮從、神風爾、伊吹惑之とある齋宮は神宮を意味するのであるが、其はやゝ後世のことで、垂仁朝當時御靈代を奉安したのはホクラ(神庫)であつた筈であるから、此の祠の齋宮と別個の營造物と見て、神武紀の靈畤と同じく、マツリのニハをいふものと解すべきである。從つて此齋宮を始め、上掲巡歷地の宮も亦御杖代たる皇女の頓宮をいふもの

とせねばならぬ。

齋宮を磯宮と稱したことは有り得べきで、上記の如く儀式帳にも此名が見え、次で宇治の家田（ヤタ）の田上宮に移られたとあり、家田は山田及浦田と同じく宇治の一地點名である。一書に遷二于伊勢國渡遇宮一とあるのは一異傳で、度會郡にある神宮の意とせねばならぬが、其は當時の稱呼とは思はれず（六―四四頁）、丁巳年冬十月甲子といふ年月次も異例で（丁巳年は二十六年である）、比較的後世の說とせねばならぬ。

紀（本文）に則天照大神始自レ天降之處也とあるのは、伊勢國に神宮が設けられたから、今まで高天原にのみ神留（カムヅマ）り坐しました皇祖大神が、爰に始めて天降せられたといふ意味で、單に靈鏡奉安所たるに止まらず、神靈降臨の地であるといふのである。然るに此始の字を原始または本初の意、卽ち建祠以前のことゝ誤解して贅辯を弄したものもあるが、萬一その事實の存在が信ぜられたとすれば、奉齋地

を求めて諸國を巡歴するまでもなく、直に此處に遷しまゐらせた筈である。——玉屋本には始自㆑天降の次の三字を削り、經㆓二十餘處㆒今在㆓此宮㆒といふ一句を補うてあるが、其は原文の意を解し得なかつた後人が改竄を加へたものと思はれる——さりながら神秘を好む人情の慣として、諸方物色の末此神境を發見したと解することに滿足せず、古語拾遺の如きも始在㆓天上㆒預結㆓幽契㆒衢神先降深有㆑以矣と說いて居るのであるが、猨田彥の伊勢來着に關する傳說には他に寓意が存すること前篇第六卷(第二章)に詳論した通りである。

(ロ) 大倭神社

既記の如く崇神朝までは倭大國魂神もまた大殿の內に祭祀せられたとあり(第一二八頁)、其理由は既に序說に於て論じた通りである(第九頁以下)。記には默殺せられて居るが、紀によれば此神に關しても若干の傳說が存し、神鏡奉遷と同時に、之を別所に奉齋したことを、次の如く記述して居る。

亦以二日本大國魂神一託二渟名城入姫命一祭、然渟名城入姫髪落體痩而不レ能レ祭建社については明記せられて居らぬが、齋主たる皇女の居住地に神靈奉安所が設けられたことは言ふまでもない。髪落體痩云々は癩病のため祭祀の任を履行し得ぬやうになつたことをいふのであるが、其裏面には司祭者が其人を得ぬために祟を受けたといふ意を寓するものゝやうである。災害の頻發も一部分は此に因るとせられたので、大物主神鎮祭の經緯を說く條下に於て此神にも言及して居る。卽ち倭迹速神淺茅原目妙姫及大水口宿禰等の神夢中に、大田田根子を以て大物主大神の祭主とし、市磯長尾市を以て倭國魂神の祭主とせば、必ず天下泰平ならむとあり、次に神敎に從うて此兩人をして二神を祭祀せしめたとある(後出原文參照)。今次の祭場も亦明示せられて居らぬが、市磯と稱する地域であつたと推定せられることは、第一卷(二六七頁)に論じた通りである。垂仁紀には一云として、上記大神宮の記事につゞけて次の如き一異傳をのせて居る。

是時倭大神著ニ穗積臣遠祖大水口宿禰ニ而誨レ之曰、太初之時、期曰、天照大神悉治ニ天原ニ、皇御孫尊專治ニ葦原中國之八十魂神(ミタマ)ニ、我親治ニ大地官(オホツチノツカサ)ニ者、言已訖焉、然先皇御間城天皇、雖レ祭ニ祀神祇ニ、微細(クハシクハ)未レ探ニ其源根ニ以、粗(オロソカニ)留ニ於枝葉ニ、故其天皇短命也、是以今汝御孫尊、悔ニ先皇之不レ及而愼祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣、時天皇聞ニ此言ニ、則仰(オホセ)ニ中臣連祖探湯主(イカキヌシ)ニ而卜レ之、誰人以令レ祭ニ大倭大神ニ、卽渟名城稚姫命食レ卜焉、因以命ニ渟名城稚姫命ニ、定三神地於ニ穴磯邑ニ、祠ニ於大市長岡岬ニ、然是渟名城稚姫命、既身體悉瘦弱以不レ能レ祭、是以命ニ大倭直祖、長尾市宿禰ニ令レ祭矣

倭大神又は大倭大神が倭大國魂神を意味することは勿論で、細目には相違の點もあるが、大體に於て上記崇神紀の所説と一致し、唯時代を異にするのみであるから、同一原説が區々に言ひ繼がれたものと思はれる。恐らくは紀の本文に採用せられたのは大倭神社の社傳で、是は物部氏及中臣氏から出たのであらう。其は特

に兩氏人の名を擧げたことによつて推測せられる。大水口宿禰は開化天皇の外祖にあたり（第二卷九六頁）、甚しく世代は相違するが、物部氏の遠祖であり、探湯は舊訓の如くイカキとよみ、ユカキ（湯攪）の意で、中臣としてクガタチ（斷罪）のユカキ（探湯）を管掌したが故に、此名を負うたのであらう。――クガタチを盟神探。湯と漢譯するにより、探湯にクガタチの意ありとして、クガタチヌシ又はクガヌシと改訓したのは甚しき賢しらである（古語大辭典クガタチの項下參照）――松尾社家系譜に上記大鹿島の弟としたのは眞僞不明であるが、卜占に任じたのは職掌上あり得べきことで、伃の字は北野本に仰、集解には命俥と改めてあるが、恐らくは付予の合字で、託の意を表示し、此處ではオホセテと訓むのであらう。

大水口宿禰の託宣は崇神紀に揭げた神夢の趣旨とは甚しく相違し、先帝の短壽の因を敬神の本末を誤つたことに歸し、天皇に祭祀を强要したとあり、皇祖神及天津日嗣との間に分擔が定まつて居たとあるが如きは、當時の人の思ひもつかな

かつた事であるから、信用するに足らぬが、尙大地を管掌するとあるのは、――大地官は舊訓オホツチのツカサとあるが、漢文としても國語としても意をなさぬから、官は衍誤ではないかと思はれる――此神が國魂卽ち產土神なることを明にするもので（第一〇頁）、崇神天皇を短命也と斷言したのは、序說（第六頁）に述べたやうに、紀記にあげた寶壽が過大なることの一旁證である。

此傳によれば大市の長岡岬といふ地點に祠を設けたとあり、大市は倭迹迹姬を葬つた地で（崇神紀）、和名抄に城上郡大市（於保以智）とあるに當り、神地と定められたと稱する穴磯にも隣接して居るから、若し此傳に誤なしとすれば、迹迹姬の墓趾の存在する今の織田村字箸中附近に祭られたものとすべきで、祭主を長尾市と稱するのも長岡主（ナガヲチ）の謂と思はれるが、長岡岬といふ地名は傳はらず、之に相當する地形も見えぬやうである。案ずるに本傳によれば祭主は市磯長尾市とあるから、市磯といふ地名を負うたものとすべく、從つて祭祀の地點も穴磯ではなく、

市磯であつたのを訛傳したのではあるまいか（第一卷二六七頁）。アナシとイチシとは對立する語で、先住民の穴居者をアナシといひ、市に住むものをイチシと稱へたやうであるから、錯誤混同はあり得ることで、大市、長岡の如きは一定所に限られた名稱ではないから、市磯の市を大市とも稱へ、其地に近い山の岬を長岡岬と稱へたのかも知れぬ。過信することの出來ぬ文書ではあるが、大倭神社註進狀に、倭大國魂神託₂渟名城入姫命₁祭₂於同國市磯邑₁とあるのも、必しも誤記又は誤傳ではなく、據る所があつたのではあるまいか。同書狹井神社の條下には大市長岡岬今狹井社地是也とあるが、此社は大神々社の境内に存し、和名抄の大市鄕即ち今の織田村とも、纏向の穴師とも若干の距離がある。

之を要するに倭大國魂神は、從來天皇が親祭せられたのを、崇神朝に至り他の有名な神と同列に下し、其親緣者を求めて之が祭祀を掌しめられたので、ヤマト又は大ヤマトを冠稱とする所を見ても、初期の御料地の國魂神なること疑なく、

其縁故によつて舊ヤマトの一地區なる市磯に鎮祭せられたのは至當なことで、若し纏向の穴磯にも其社の遺趾があつたとすれば、後日の遷坐とせねばならぬ。現在の社地なる山邊郡朝和村に移したのはいつの時代か判明せぬが、此神社によつて此地をもオホヤマトと呼ぶやうになり、和名抄にも城下郡大和(於保夜末止)とあるのである。

(八) 大神(ミワ)神社

大物主神の鎮祭に關しては、記の所説が簡にして要を得て居るから、左に之を掲載する。

此天皇の御世に役病(エヤミ)さはに起り、人民(ヒトクサ)死(ウ)せて盡きんとしき。爾に天皇愁ひ歎きまして神牀に坐せる夜、大物主大神 御(オホミ)夢(ユメ)に顯はれて曰さく、是は我が御心ぞ、故(カレ)意富多多泥古もて我が御前を祭らしめたまはゞ、神の氣起らず、國安平(ヤスラカ)ならむと曰す。是を以て驛使(ハユマツカヒ)を四方に班(ワカ)ち、意富多多泥古といふ人を

求むる時、河内の美努村に其人を見得て貢進りき。爾に天皇、汝は誰が子ぞと問ひ給へば、答へ白さく、僕者大物主大神、陶津耳命の女(メノコ)活玉依毘賣を娶(メ)して生みし子、名は櫛御方命の子、飯肩巣見命の子、建甕槌命の子、僕(アレ)意富多多泥古と白す。是に天皇大く歡ばして、天の下平かに人民榮えなむと詔りたまひて、卽ち意富多多泥古命を神主として、御諸山に意富美和の前を拜祭(イツキマツ)りたまひき

右によれば疫病の流行と人民の死滅とは大物主神の祟であるといふのであるが、何故に此やうな苛酷な祟をしたかといふことは說明せられて居らぬ。役病はエヤミといひ、紀に疾疫とあるに同じく（第一二八頁）、原語エ（疫）とヤミ（病）とより成立し、人民の二字は記の黃泉傳說に人草とあるに從ひ（二—一〇八、一一八頁）、ヒトクサと訓むべきで、——オホミタカラと訓するは非、其は上代一般民衆と區別する爲に、皇室直隷民を表示する語である（古語大辭典）——此朝に疫病が流行した

といふ事實を祭神制度確立に結びつけたものとも說明せられるが、倚序說(第一一頁)に述べたやうに、初代國母五十鈴姬命の祖神の祭祀が絕えたか、若くは司祭者が其人を得なかつたので、不祥事が續發したと信ぜられたことをいふものと了解すべきである。紀には上揭の如く疾疫、死亡、流離背を恢前年來の事實として叙し(第一二八頁)、其と大物主神祭祀との關係を數段にわけて說明して居る。以下分割して記述する。

七年春二月丁丑朔辛卯詔曰、昔我皇祖大啓二鴻基一、其後聖業逾高、王風博盛、不レ意今當二朕世一、數二災害一、恐朝無二善政一取二咎於神祇一耶、盍下命二神龜一以極中致レ災之所由上也

右によれば本初は粃政の爲に神祇の怒を買うたことが災害の因であると推定せられたといふので、之を卜占に問ふことを命二神龜一としたのは漢文式潤色である。之についで卜占の實行と其結果とが次の如く說かれて居る。

於レ是天皇乃幸ニ于神淺茅原一而會ニ八十萬神一以卜問之、是時神明憑ニ倭迹迹日百襲姫命一曰、天皇何憂ニ國之不レ治也、若能敬ニ祭我一者、必當ニ自平一矣、天皇問曰、教レ如レ此者誰神也、答曰我是倭國域內所レ居神、名爲ニ大物主神一、時得ニ神語一隨レ教祭祀

神淺茅原の所在は判明せぬが、アサチ原は似而非茅(アサチ)即ちチバナの生ひた原をいひ〔古語大辭典〕、靈地であつたが故に神を冠したのであらう。次にも大田田根子引見のために此處に親臨あらせられたとあり、目妙姫にも神淺茅原と冠稱して居るから、皇居を距ること遠からず、大物主神とも緣故のある地と思はれる。或は上揭の織田村大字茅原ではあるまいか(第一三〇頁)。倭迹迹日百襲姫は天皇の御大叔母で、皇室の長者であり、且名號からいうても神聖視せられた女性のやうであるから(第二卷一一二頁)、卜兆の判斷を下されたので、之を神の託宣と見なしたといふのであらう。――此貴女は或は大物主神の官選司祭者であつたのではあるまいか

と思はれることは序說(第一三頁)に述べた通りである。

此一段に於ても尙大物主神の祟が、災異の直接原因であるとはせられて居らぬのであるが、次の記事に於て始めて此神の意によるものであることが明にせられた。卽ち

然於レ事無レ驗、天皇乃沐浴齋戒、潔ヨ淨殿內一而祈之曰、朕禮レ神尙未レ盡耶、何不レ享之甚也、冀亦夢敎レ之、以畢ニ神恩一、是夜夢有ニ一貴人一、對ヨ立殿戶一、自稱ニ大物主神一曰、天皇勿下復爲上レ愁ニ國之不レ治、是吾意也、若以ニ吾兒大田田根子一令レ祭レ吾者、則立平矣、亦有ニ海外之國一自當ニ歸伏一

此によると大物主の不滿は祭祀者が其人を得ざることにあつたといふので、或は倭迹迹日百襲姬を配したことが不當であつたといふ意かも知れぬ。——海外之國云々は任那の蘇那曷叱知來朝の伏線であらう——此見解は次の一說によつて强められる。

秋八月癸卯朔己酉、倭迹速神淺茅原目妙姫(マクハシ)、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績(ヲミ)君、三人共同レ夢而奏言、昨夜夢之有二一貴人一誨曰、以二大田田根子命一爲下祭二大物主大神一之主上、亦以二市磯長尾市一爲下祭二倭國魂神一主上、必天下太平矣、天皇得二夢辭一益歡二於心一、布(アマネク)告二天下一求二大田田根子一、卽於二茅渟縣陶邑一得二大田田根子一而貢之、天皇卽親臨二于神淺茅原一、會二諸王卿及八十諸部(ヤソトモ)一而、問二大田田根子一曰、汝其誰子、對曰、父曰二大物主大神一、母曰二活玉依媛一、陶津耳之女、亦云奇日方天日方、武茅渟祇之女也　天皇曰、朕當二榮樂一、乃卜下使二物部連祖伊香色雄一爲中神班物者上吉之、又卜三便祭二他神一不レ吉、十一月丁卯命二伊香色雄一而以二物部八十手所作祭神之物一、卽以二大田田根子一爲下祭二大物主大神一之主上、又以二長尾市一爲下祭二倭大國魂神一之主上

神夢の信賴するに足ることを證する爲に、他の建白を擧示した例は神武紀にも見えるが(第一卷一五一、一六〇頁)、三人が同時に同一の夢を見たといふのは、極めて

稀有の事蹟であるのみならず、此までの話に關係のない倭大國魂神祭祀のことが現はれたのも甚唐突であるから、或は相似の內容を有する諸家の傳承を綜合したものであるかも知れぬ。物部氏家傳が大倭大神に關するものであつたことは、上揭垂仁紀の一書に見える通りで、伊勢麻績は大神宮に奉仕する民部であるから、其部長に示教した一貴人は、皇祖神の旨を受けたものであらねばならぬ。目妙媛の出自は不明であるが、ヤマトと冠稱せられて居る所を見ると、皇室に籍を有した貴女なることは疑なく、迹速はチハヤに通じ、神速を意味し(第二卷八一頁)、神淺茅原は其居住地で、マクハシが精妙の意なることは勿論である(マは接頭語)。此名號から見ても大物主神と關係があるらしく思はれるので、倭迹迹日百襲姫の別名であらうと說くものもあるが、皇族たる女性は紀記に名を擧げたものだけには限らぬから(第二卷一一四頁)、別人であつても少しも妨はない。

大物主神が大田田根子(意富多多泥古)を祭主に所望したとあるのは、上記の市

磯長尾市と同じく神裔なるが故で、其系譜について紀記の所說が一致せぬのは、各其一部分を傳へた爲に外ならず、舊事紀にはやゝ委しい系圖をあげて居るが、尙承統についての誤解があるので、之を考へ合はせて第一卷（二五四頁以下）に詳論したからこゝには再說せぬ。茅渟縣陶邑（紀）は神名帳に和泉國大鳥郡陶荒田神社とある地で、今の泉南郡陶器村であるから、記に之を河內之美奴村（今の中河內郡三野鄕村）に求めたとあるのは疑とせねばならぬ。茅野監（和泉監）設置までは、茅渟も亦河內國に屬したから（第一卷七九頁）、美奴は或は智奴の誤寫又は誤傳であつたかも知れぬ。驛使はハユマ（ハヤウマの連約）ツカヒと訓むべきであるが、此時代には尙未だ驛傳の設備はなかつた筈であるから、後人の潤色と見て、ハセツカヒベ（丈部）を四方に派出せられたことをいふものとせねばなるまい。

社地については特記せられて居らぬが、三諸山卽ち三輪山の舊蹟に於て祭祀せられたことは、次章の記事によるも明白で（後記參照）、ミワは御椈を意味し（第一卷

二八一頁、第二卷二一四頁)、ミモロはミムロ(御室)の轉呼で、ミヤ(宮)と同義語であるから、神廟によつて名を負うたものとすべく、社趾が廢絶したのではなく、賀茂氏が退轉して祭祀が絶えたから、復興せられたものとすべきである。

神意に隨うて此神を奉齋し、倭大國魂神以下天神地祇をも鎭祭したので、疫病が終熄し、國内が靜謐に歸したと傳へられ(後記參照)、紀によれば天皇は特に大物主神に報賽せられたとある。即ち

八年夏四月庚子朔乙卯、以二高橋邑人活日一爲二大神之掌酒一、冬十二月丙申朔乙卯、天皇以二大田田根子一令レ祭二大神一、是日活日自擧二神酒一獻二天皇一、仍歌之曰

この神酒(ミキ)は　わが神酒ならず　大和なす　大物主の　かみしみき　幾久いくひさ

如此歌之、宴二于神宮一、卽宴竟之、諸大夫等歌之曰

うま酒　みわの殿の　朝とにも　出でて行かな　三輪の殿どを

於レ茲天皇歌之曰

うまさけ　三輪の殿の　朝とにも　おしひらかね　三輪の殿どを

卽開二神宮門一而幸行之、所謂大田田根子、今三輪君等之始祖也

高橋は武烈紀影媛の歌にも見える舊地で、石上と大宅鄕との中間に位し、今の櫟本町にも高階といふ名を存する〔神祇資料〕。活日の出系は判明せぬが、釀造術に長じたが故に掌酒（此云二佐介弭苦一）（サカビト）に任ぜられたのであらう。歌詞の說明は歌謠篇にゆづるが、假に後世の修補が加へられたとしても、原歌の意を傳へて居るものとすれば、此當時の神酒供進の光景が髣髴せられる。其は陶醉享樂が目的ではなく、神に捧げた酒饌を頒つ儀式で、神と會飮するに等しいのであるから、極めて嚴肅に施行せられたことは勿論で、天皇臨御の場合には、內外臣僚が社殿に居流れて、掌酒の奉呈する神酒を聞し召し、一定の順序を以て臣下にも賜はり、其間に掌酒（サカヒト）は壽詞を奉り、夜を徹して抔を擧げつゝ謠歌したものゝやうである。「所

謂」以下は太田田根子の苗裔を附記したに過ぎぬ。

以上を以て大物主神祭祀の記事は終りとするが、之に附帶して紀記各一條の逸話を傳へて居る。記の所説は次の通りである。

此意富多多泥古と謂ふ人を、神の子と知りし所以は、上に云へる活玉依毘賣、その容姿端正し、是に壯夫あり、其形姿威儀時に比なし。夜半之時倐忽到來つ。故相感で丶共婚ひ共住める間に、未經幾時その美人姙身みぬ。爾に父母その姙身める事を怪しみて、其女に、汝は自ら姙めり、夫無きに何によりてか姙身みしと問へば、答へ白さく、麗美しき壯夫あり、其姓名を知らぬが、夕毎に到來て供住める間に、自然懷胎みぬと白す。是を以て其父母その人を知らまく欲りして、其女に誨へけらく、赤土を床前に散き、閇蘇の紡麻を針に貫きて、其衣の襴に刺せと誨へき。故教の如して旦時見れば、針に著けた

る麻(ヲ)は戸の鉤穴(カギアナ)より控(ヒ)き通り出でゝ、唯遺れる麻(ヲ)は三勾(ミワ)のみなりき。爾(スナハ)ち鉤穴より出でし狀を知りて、糸に從ひ尋ね行けば、美和山に至りて神の社に留まりき。故その神の子と知りしなり。故その麻の三勾(ミワ)殘りしによりて其地(トコロ)を名づけて美和と謂ふ也。此意富多多泥古命は神(ミワ)ノ君、鴨ノ君の祖なり

此はミワといふ語が三勾卽ち三把の意とも解せられるので、地名所由に牽强したに過ぎず、其類話は肥前國松浦郡の弟日姬子傳說を始めとし（風）、諸國の口碑に傳はつたものも少くはなく、朝鮮、支那、西洋にもあり（日本神話傳說の研究）、分布の廣い民譚であるから、此神婚傳說を以て原話なりと主張することは出來ぬ。鉤といふやうな上代に有り得ぬ品物の名が見えるのも、此逸話の起原が餘り古からぬことの證據で、紀は之を採らなかつたけれども、姓氏錄大神朝臣(ミワ)の條下にほゞ同樣の記事がある所を見ると、大三輪氏の家傳と思はれる。但し姓氏錄には神名を大國主とし、相手の女性を三嶋溝杭耳之女玉櫛姬、卽ち五十鈴姬命の御母とし

て居るのであるから、第一卷第八章(一二三四頁以下)の神胎說の一異傳とすべきで、地名所由說明を兼ねたものと思はれる。舊事本紀には大己貴系譜に於て都味齒八重事代主神化爲二八尋熊鰐一通二三嶋溝杙女活玉依姬一と述べて居るにも拘はらず、其本文には活玉依姬を大陶祇女子とし、大己貴神が乘二天羽車大鷲一而覓二妻妾一下二行於茅渟縣一この女性と婚したと說き、右の三輪傳說と結びつけて居るが、其は無考察に諸異傳を綴り合はせたものに過ぎぬから論ずるに足らぬ。

記の所說中には、二三語釋を要するものもあり、記傳の訓にも異議があるが、上揭のやうに一々原字をあげて旁訓を施したから、之を論議することは見あはせる。唯一言せねばならぬのは、此(ココ)のヘソ(閇蘇)は和名抄にいふ卷子(ヘソ)卽ち糸卷(綣)(ヘソ)のことではなく、經麻(ヘソ)卽ち織布の緯線をいひ、長く繫いで若干數の絭(ワ)に卷いて置くことを例としたが故に、三勾(絭)というたのである。

他の一插話は崇神紀に揭げたもので、次の如く敍述せられて居る。

是後倭迹迹日百襲姫命、爲ニ大物主神之妻一、然其神常晝不レ見而夜來矣、倭迹迹姫命語レ夫曰、君常晝不レ見者、分明不レ得レ視ニ其尊顏一、願暫留之、明旦仰欲三覲ニ美麗之威儀一、大神對曰、言理灼然、吾明旦入ニ汝櫛笥一而居、願無レ驚ニ吾形一、爰倭迹迹姫命、心裏密異レ之、待レ明以見ニ櫛笥一、遂有ニ美麗小蛇一其長大如ニ衣紐一、則驚之叫啼、時大神有レ耻、忽化ニ人形一、謂ニ其妻一曰、汝不レ忍、令レ羞レ吾、吾還令レ羞レ汝、仍践ニ大虛一登ニ于御諸山一、爰倭迹迹姫命仰見而悔之、急居（急居此云ニ菟岐于）則箸衝レ陰而薨、乃葬ニ於大市一、故時人號ニ其墓一謂ニ箸墓一也、是墓者、日也人作、夜也神作、故運ニ大坂山ノ石一而造、則自レ山至ニ于墓一、人民相踵、以レ手遞傳而運焉、時人歌之曰

おほ坂に　つきのぼれる　石むらを　手ごしに越さば　こしかてむかも

此は城上郡大市（和）に存したハシの墓といふ石造古墳の由來を述べたもので、天皇の大尊屬として、一世の信望を集めた倭迹迹日百襲姫の爲に、民衆が大坂山の

石を運んで築造したのであるが、餘りに早く工事が進捗したので、人間の力ばかりではなく、夜間は神も協力したのであらうといふ想像すら發生し、大坂に突起せる石群も手を以て遞傳すれば引越すことが出來るといふ意味の歌が生まれたといふのである（歌謠篇參照）。さりながら前半の話の筋には極めて無理な點がある。左に之を指摘する。

（一）倭迹迹日百襲姫は崇神天皇の御大叔母であるから、假に孝靈天皇晩年の御子としても、既に高齡に達して居られた筈で、神婚を云々するには適はしからぬやうな氣がする。

（二）爲二大物主神之妻一とあるのは、譬喩的表現で、奉齋の目的を以て配侍せしめられたものと了解することも不可能ではなく、上記の如く此神は此皇女の口をかりて祭祀を要求したともあるのであるが、其にしても既に大田田根子に其職を讓られたのであるから、所傳の如き事實の影が存したとすれば、其

は後任者の選定から交迭に至るまでの短時日間の出來事とせねばならぬ。さりながら其時機に薨去せられたとしては、武埴安彥の謀叛を豫知せられたといふ所說と抵觸するのみならず、事實と見るには餘りに奇怪である。

(三) 神が蛇體に化現するといふ信念を或時代の人が抱いて居たとしても、大物主の如き大首長の神靈が衣の紐(第一二二頁)に況へられるやうな美しい小蛇に化したとあるのは甚釣合はぬことである。恐らくは此は櫛笥(クシゲ)を舞臺道具に用ひんが爲の構想であらうが、此當時の婦人がクシゲを使用したかは疑問で、櫛は上代男子のみの裝具であつたのであるから(二—九三頁)、櫛笥もまた男子用とせられ、倭建命が之を携へられたといふ傳說が阿波風土記等にも見えるのである(六—一六二頁)。

(四) 縱ひ皇室の長者であつたとしても、痴情によつて斃れた一女性の爲に、傳ふるが如き大規模の墳墓が構築せられたとは考へられぬことである。

右の如く考察すると、前段はハシの墓といふ名の由來の說明に資せんが爲に脚色せられたものとすべきで、玉櫛媛傳說と上記の三輪傳說とを糾ひ合はせた後日の物語とせねばならぬ。案ずるにハシはワ（椈）の音便ハと、イシ（石）の原語シとより成り、椈石を意味し、大坂山の石を以て構築せられた墓なるが故に此名を負はせたので、ハカ（墓）も亦ワカ（椈處）の轉呼である（第一卷八一頁）。此貴女は大物主神の憑依者（ヨリマシ）となり、或は武埴安彥の叛を豫言せられたといひ、其名號から見ても高級の巫覡であつたと思はれるから、民衆の信仰が深く、自發的に出役して此墳墓を築いたのであらう。若し大物主の祭主に任ぜられた事があつたとすれば、如何に高貴の御身分でも、其氏人ではないから不適任なりとして神の祟があつたと信ぜられたのであるかも知れぬ。文中屢〻倭迹迹姬としたのは略稱に外ならず、孝元天皇の皇女と傳へられた倭迹迹姬（紀）は、誤解から生まれた架空の人物であらう思はれることは第二卷（一一四頁）に述べた通りである。

（二）石上神宮

石上の祭神は振神〔履中紀〕又は布留御魂神〔式〕といひ、建布都大神〔舊〕、布都努斯神〔姓〕等と稱し、神劍布都御魂を奉安すると傳へられて居る〔記〕。此神宮に關係のある傳說は垂仁紀の三十九年及八十七年の條下にも見えるが、第二章（六八頁以下）に原文を揭げて詳論した通り、大刀一千口を此神宮に藏め、五十瓊敷命をして之を主らしめたとあるのは、幣帛として贈進したのでも、此皇子を齋主に任じたといふ意でもなく、武庫を石上神宮の社地に設けて、皇子をして管理せしめられたことをいふので、祭祀は舊に依り物部連家の管掌であつたのである。然るに三十九年の紀には一云として次の如き異傳をあげて居る。

共一千口大刀者、藏二于忍坂邑一、然後從二忍坂一移之、藏二于石上神宮一、是時神乞之言、春日臣族名市河令レ治、因以命二市河一令レ治、是今物部首之始祖也

こゝに「治」とあるのは、單に神寶を管掌するばかりではなく、祭祀を司ることを

も意味したものゝやうで、出雲傳說の大物主神出現の條下に、治ニ我前一とあると同一用例と思はれるから(四―一九五頁)、物部大連家の外に物部首氏も亦此神に奉仕し、其祖は春日臣の一族市河と稱するものであつたといふのである。春日臣とあるによつて姓氏錄には之を皇別に連ね、次の如く記述して居る。

布留宿禰。 柿本朝臣同祖、天足彥國押人命七世孫、米餅搗(タガネツキ)大使主(オホミ)命之後也、男木事命、男市川臣、大鷦鷯天皇御世達レ倭、賀(イハフ)ニ布都努斯神社於ニ石上郷布瑠村高庭之地一以ニ市川臣一爲ニ神主一、四世孫額田臣、武藏臣、齋明天皇御代、宗我蝦夷大臣、號ニ武藏臣ヲ物部首、幷神主首一、因レ茲失ニ臣姓一爲ニ物部首一、男正五位上日向、天武天皇御世依ニ社地名一改ニ布瑠宿禰姓一、日向三世孫邑智等也

紀の明文を無視して、石上神宮奉齋を仁德天皇の御世としたのは、垂仁朝には未だ天足彥系の春日臣家は存立して居なかつたからで(第二卷一五四頁)、從つて柿本朝臣同祖とする說も信ずるに足らぬが、此氏が石上社人であつた事と、物部首と

いふ姓が蘇我蝦夷執權中の改稱であるといふことゝは事實と思はれる。垂仁朝に春日を以て氏名としたのは、既記の如く狹穗彥の外戚として（第四章參照）、奈良の春日に居住した一豪族の外はなく、和爾に退轉して春日和珥臣とも稱したが、其カバネのオミはオホミ（大忌）の約で、忌人（イハヒビト）なることを表示し、春日の大神を奉齋した氏族と推定せられることは前卷（一五四頁）に述べた通りである。市川のイチもイツ（齋）の轉呼とすべく、父の名のコゴト（木事）はコ（請）コト（言）卽ち祈請の辭を意味し、いづれも神職に適はしい名號であるから、舊春日氏人なることは疑の餘地がない。

春日氏人が石上神宮の祭祀に參與した理由は、此神宮の祭神を明にする上に於て極めて重要事である。物部宗家も春日に居住したと思はれることは第二卷（六七頁）に述べた通りで、其奉齋する社も同地に存し、今の地點に移されたのは舊事本紀によれば崇神朝のことで、同書物部系譜には次の如く說かれて居る。

遷ヨ建布都大神社於ニ大倭國山邊郡石上邑一、則天祖授ニ饒速日尊一自レ天受來天璽瑞寶同共藏齋、號曰ニ石上大神一、以爲ニ國家一、亦爲ニ氏神一崇祠爲レ鎭、則皇后大臣奉レ齋ニ神宮一

連家は天照大御神の裔と稱して居るのであるから、皇室と祖神を同うするのであるが、假に朝廷を憚つて之を避けたとしても、天火明命乃至饒速日命を氏神とすべきで、武甕槌神又は其所有した神劍、若くはフツヌシの神を以て之に代へる理由がないから、恐らくは神武天皇から給はつた寶劔を祖神の御靈代として、布留御魂社に奉安したのであらう。フルの原義は邑(ポル)で、ナラと同じく韓語から出た地名であるから(五—一九〇頁)、布留御魂は國御魂といふに同じく、春日地方の產土神であつたとせねばならぬ。されば春日大神を奉齋する舊春日氏が同じく此神を祭祀したのは當然のことで、物部氏と共に石上に移つた後に於ても、其族人中から神職を出したことは奇とするに足らぬ。況や垂仁朝に於ては此氏族は春日の本

據地を追はれて、石上の北隣なる和爾に移つたのであるから、依然として此神を崇拜したのである。

之を要するに石上神宮の祭神は本初二座より成り、其一座はもと春日の布留といふ地の產土神、卽ち布留御魂で、他の一座は物部氏の氏神であるが、御靈代なる神劍によつて布都御魂と呼ばれたものと思はれる。――此劍を佐士布都神又は甕布都神ともいふので〔記〕、建御雷之男神の一名建布都神又豐布都神〔記〕と混同し、更に經津主神とも訛傳せられたもの〻やうであるが、兩神が刀劍の化現なりとすれば大なる誤ではない――劍名を以て神號とし、族祖天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊といふ名稱を用ひなかつたのは、皇室に對して憚る所があつたからであらう。

特記を要する神宮神社は上記の通りであるが、此二朝に於て祭祀奉幣せられた

のは、少數の特別の神のみではなく、八十萬群神及天社國社〔紀〕または天神地祇之社〔記〕と表現せられたやうに、國家に不祀の神靈なからしめんと庶幾せられたことは、上記崇神天皇七年の詔及垂仁天皇七年の勅によつて明である。記は之を要約して次の如く說いて居る。

　又伊迦賀色許男命に仰せて、天之八十毘羅訶を作り、天神地祇之社を定め奉り、又宇陀墨坂神に赤色の楯矛を祭り、又大坂神に黑色の楯矛を祭り、又坂之御尾の神及河の瀨の神に悉く遺忘つることなく幣帛を奉りき。此に因り役の氣悉く息みて國家安平ぎき

紀は之を七年と九年との記事に分配し、前者に於ては上揭の如く、大物主大神及倭大國魂神祭祀に先ち、伊香色雄をして神班物者たらしめんことを卜して吉とあつたが、其便に他の神を祭ることを占うた所、不吉の兆があらはれたので、先づ二神を祭つたとある。伊香色雄をして班たしめられたものは、天之八十毘羅訶

(第一卷一六一頁)の類であらうが、其のみに止まらなかつたことは、物部の八十手をして製作せしめられたとあるによつても明白で、八十は多數を示し、手は伎人の意であるから、物部々衆に屬する諸工人をいふのである(五―一二三八頁)。齋部宿禰廣成の主張に從へば、此は當然忌部の擔任であらねばならぬが、古語拾遺も之を默殺して居る所を見ると、神事は決して忌部中臣兩氏の獨占ではなかつたのであらう。

之に次いで同年の紀には次の如く叙述して居る。

然後卜ㇾ祭ニ他神ニ吉焉、便別祭ニ八十萬群神ヿ、仍定ニ天社國社及神地神戸ヿ、於ㇾ是疫病始息、國內漸謐、五穀既成、百姓饒之

天社國社は記の天神地祇之社にあたるが、こゝには神地神戸と共に新に設定せられたかのやうに說かれて居る。案ずるに此當時に於ては、祭場祭壇が一定して居たものもあり、或は隨時隨處に祭祀したものもあつたのを、朝命を以て規定せら

れたので、後世の官社制度の濫觴と見るべきである。されば八十萬群神とはあるが、あらゆる氏族神、あらゆる產土神の爲に社を設けられたといふのではなく、朝廷に於て祭祀を廢すべからずと認められた神祇に限つたのであらう。其とても天皇御自身又は御名代を以て齋祀を營まれたと解釋するは不當で、大物主、大國魂等と同じく、其々有緣のものを祭主とせられたことは勿論である。

旣に官社を定められた以上、朝廷から神戶幣帛を贈進せられるのは當然のことで、物部の八十手の作つた祭神具を班たれたとあるのも之を意味し、記には於二坂之御尾神及河瀨神一悉無二遺忘一以奉二幣帛一也といふ句を補うて居るのである。其結果役病が終熄して國內安定したといひ、五穀が豐熟して百姓が饒はうたとあるのは、當時の世人の感想を寫したものであらねばならぬ。然るに墨坂神及大坂神に關しては、紀は左記の如く之を九年のこととして別に叙して居る。

九年春三月甲子朔戊寅、天皇夢有二神人一、誨之曰、以二赤盾八枚赤矛八竿一祠二墨

坂神一、亦以二黑盾八枚黑矛八竿一祠二大坂神一、夏四月甲午朔己酉、依二夢之敎一祭二墨坂神大坂神一

墨坂は菟田郡と磯城郡とを境する峠で(第一卷一五五頁)、其處に祭られた神を墨坂神といひ、大坂神は神名帳に葛下郡大坂山口神社とあり、當時の都市から河内に通ずる坂路の麓に祀られ、今も北葛城郡二上村大字穴虫に其祠を存し、之に隣して逢坂(下田村の大字)といふ地がある。此兩地は帝都の東西關門とせられたので之を守護する神に奉る幣としては武器を適當としたのであらう。赤と黑とは區別色で、八は神秘數である(一—二二九頁)。——記の祭の字は奉に通じ、紀に矛八竿とある竿はサホと訓してあるが、楯八枚(ヤツ)と同じく八竿をもヤツと訓むか、或は後記第八章の矛八矛の例に準じ(第二四三頁)、ヤホコと稱ふべきである——兵器を以て神幣とすることについては、垂仁紀にも次の如き記事がある。

二十七年秋八月癸酉朔己卯、令二祠官卜一三兵器爲二神幣一吉之、故弓矢及横刀納二

諸神之社、仍更定二神地神戸一以レ時祠レ之、蓋兵器祭二神祇一始興二於是時一也

此は兵器奉納の外に、祭祀の時日を定められたことを說いたのであらう。古語拾遺には崇神天皇六年の記事中に始令レ貢二男弓弭之調、女手末之調、今神祇之祭用二熊皮、鹿皮角、布等一此緣也と記し、徵貢の目的が恰も幣物調達にあつたかのやうに說いて居るが、其然らざることは後章に論ずる通りである。

以上敍述した所を綜合すると、師木二朝に於て定められた祭神制度の要點は左の諸項にあるものゝやうである。

(一) 皇祖神の奉齋は、天皇の御名代として、皇女の一柱をして擔當せしめられること

(二) 爾餘の諸神の祭主は其神裔または有緣のものが之に任ずること

(三) 祭祀永續を必要とする神靈に對しては、神地神戸を定め、官社を設け、幣

帛を贈進すること

（四）兵器を神幣とすること

右の如くして神祇崇拜を奬勵せられたので、種族的遺習によつて從來氏神國魂神の祭祀を重要しなかつた一部の民衆も亦之に倣ひ、我祭神道の基礎はこゝに確立し、民族的信仰の統一を見るに至つたのである。書紀の編者が崇神天皇を頌して崇二重神祇一恆有下經二綸天業一之心上焉とし、後世崇神といふ諡を奉つたのも至當であるといはねばならぬ。

上記の外紀記には出雲大神の祭祀についても關說する所が少くはないが、論究の便宜上第七章に於て記述することにする。

第六章　四道將軍

紀記に現はれた事蹟――東夷征討――北陸開拓――但馬氏歸順

ヤマト國家の版圖は卷頭に述べたやうに、崇神朝に於て大に擴張せられたのであるから、大小の征戰巡撫が相踵いで行はれた筈であるが、史書に記錄せられたのは、四道將軍の派出と出雲征討のみである。後者は次章に於て之を說き、本章に於ては四道將軍といふ題號の下に、各方面の征略について考察を試みる。派將に關しては紀には次の如く叙述せられて居る。

十年秋七月丙戌朔己酉、詔二群卿一曰、導レ民之本、在二於教化一也、今既禮二神祇一、災害皆耗、然遠荒人等、猶不レ受二正朔一、是未レ習二王化一耳、其選二群卿一、遣二于四方一、令レ知二朕憲一、九月丙戌朔甲午、以二大彥命一遣二北陸一、武渟川別遣二東海一、吉備津彥

遣二西道一、丹波道主命遣二丹波一、因以詔之曰、若有二不レ受レ教者一、乃擧レ兵伐之、既
而共授二印綬一爲二將軍一

詔勅は史家が口を之に藉りて此征旅の目的を述べたものと了解すべきで、我皇謨は常に教化懷柔を旨とし、能ふ限り武力行使をさけ、先づコトムケ(言向)即ち諭告を發して之をヤハ(和)することを努め(第一卷二一三頁)、尙歸伏(マツロ)はぬに於ては、始めて之を退撥(オヒハラ)ひ、討平げたのである(同二三〇頁)。記にも上揭の事實を次のやうに述べて居る。

又此之御世に、大毘古命をば高志の道に遣はし、其子建沼河別命をば東の方十二道(トヲマリフタミチ)に遣はして、其麻都漏波奴(マツロハヌ)人等(ドモ)を和し平げしめ、又日子坐王をば旦波國に遣はして、玖賀耳之御笠を殺(ト)らしめたまひき。此は人の名なり

此傳によれば吉備津彥は此任務に加はらず、丹波國に向うたものは道主命即ち日子多多須王ではなく、其父日子坐王とある。天皇の御伯父で且御舅なる大彥命す

ら北道に出征せられたのであるから、御兄皇子日子坐王が參加せられたとしても少しも差支のないことであるが、丹波道主といふ稱號からも、丹波河上之摩須郎女を妻としたとあるによつても〔記〕、日子多多須王が丹波方面に駐在せられたことは事實とせねばならぬから、玖賀耳之御笠を討伐したのも同人であつたかも知れぬ。クガはクニカ（國處）の約濁で、山地をいふものゝやうであるが、仁德朝の宮人に桑田玖賀媛といふものもあるから〔紀〕、丹波國桑田郡の一地域の稱呼で、恐らくは同郡山國鄕〔和〕をいふのであらう。即ち今の山國村に當り、保津川の水源である。ミミ（耳）は御身の謂であるから、其地の土豪の稱號で、ミカサは其名と思はれる。大和の三笠山を始め、筑前國御笠郡御笠鄕〔和〕の如く地名にも用ひられるが、ワカサ（若狹）の國、丹後の加佐郡等のカサと同じく、族名から出たものゝやうであるから（第二卷一六八頁）、之を名號とした事は有り得べきである。前卷（第一〇二頁）に述べたやうに、山城の葛野から丹後の竹野方面に通ずる街道の諸豪

は、前朝に於て歸順して居たもの丶やうであるが、山地には尙抗命者が割據し、西方に進出する爲には之を平定することを必要としたものであらう。

受命者の出發は第三章に掲げたやうに武埴安彥の反亂によつて一時遲延した。記には大毘古命だけが引返したかのやうに說いて居るが、紀によれば留二諸將軍一而議之とあり、大彥命の外に吉備津彥——五十狹芹彥とあるのは誤傳である(第八八頁)——も之が鎭定に從事したとあるのみならず、其後に於て進發したことが次の如く明記せられて居る。

冬十月乙卯朔、詔二群臣一曰、今反者悉伏レ誅、畿內無事、唯海外荒俗騷動未レ止、其四道將軍等今忽發之、丙子將軍等共發路

十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍以下平二戎夷一之狀上奏焉、是歲異俗多歸、國內安寧

右によれば出發より凱旋に至るまでに、僅に七ヶ月弱を費したに過ぎぬやうであ

るが、假に平二戎夷一の一句を文飾として、何等の抵抗を受くることなく、平和裏に巡行したものとしても、當時の交通狀態に鑑み、此短時日を以て往來し得た半徑は極めて短少であつた筈であるから、此月次日次は信用することが出來ぬ。海外とあるのも畿內に對して用ひた文飾で、今次の征旅に於ては海を渡つて或る地方に赴いた形跡はない。

紀には右の如く異俗多歸とあるのみで、到達地は示されて居らぬが、記の所傳は東方二道に關し、考察の手がかりとなるべき一地點をあげて居る。卽ち

故大毘古命は先の命の隨に、高志國に罷り行きき。爾に東の方より遣はさえし建沼河別、その父大毘古と共に相津に往き遇ひき。故その地を相津と謂ふなり。是を以て各も各も遣はえし國の政を和し平げて覆奏しき

前例によれば父子會同は必ずしも事實ではなく、アヒツ(相津)といふ地名の由來を說明せんが爲の脚色であつたかも知れぬが、此名の地點は決して今次の征旅と

無關係ではなかつたのであらう。從來岩代の會津を以て之に擬して居るが、アヒツは河川の合流點にある津をいひ、次朝の本牟智和氣皇子の記事にも尾張の相津とあり〔記〕、一地點に限られた固有名詞ではないから、名號だけを以て速斷することは許されぬ。越後の東北部が皇化に浴したのは比較的後世のことで、孝德朝に至り漸く邊塞を渟足(ヌタリ)まで進められたのであるから〔紀〕、大毘古命が阿賀川まで進出せられた筈はなく、建沼河別命が東方十二道に遣はされたとあるのは、後世の東海道十五國から、伊賀、伊勢、志摩の三國を除いた數をあげたのであらうが、此常陸風土記によるも此朝に於て同國以北に勢力範圍を擴げられた形跡はなく、此王子が常陸に出現したとも說かれて居らぬから、駿河の阿倍以東には進出せず、此地から富士川を遡り、甲斐を經て信濃に出で、木曾峽谷を下つて歸路についたものと想像せられる。されば大毘古命も亦北陸海岸を沿うて東行し、越後の西界から姫川を泝り、信濃國安曇郡を經て、同じく木曾谷に出られたものと假定する

と、或一地點に於て會合せられたことも有り得べきである。此推測に大差なしとすれば、相津は貞觀八年六月從四位下に叙せられた信濃國會津比賣神〔三代實錄〕の社地で、神名帳に安曇郡川會神社とある社が之に當り、今も北安曇郡會染村十日市場舊川合湖趾に存し、高瀬川と犀川との合流地點であるから、川會とも會津とも呼ばれたものと思はれる。

紀記にあらはれた事蹟は此だけであるが、上記の如く豐城入彥命は東を治めしめられたとあり(第六三頁)、常陸風土記には同國の經略を叙して居るから、此外にも大小の遠征隊が派出せられ、少くとも常陸、下野、上野地方は一旦歸伏したものとせねばならぬ。之に關する風土記の記事は左の通りである。

〔新治郡〕 古老曰、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲レ平ニ東夷之荒賊ー俗曰阿良夫流要斯母乃遣ニ新治國造祖ー名曰ニ比奈良珠命ー此人罷到云々

〔筑波郡〕古老曰、筑波之縣、古謂紀國、美萬貴天皇之世、遣采女臣友屬(トモガラ)筑簞命於紀國之國造時、筑簞命曰、欲令身名者著國而後世流傳、卽改本號更稱筑波者

〔行方郡〕古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇之世、爲平東夷之荒賊遣建借間命卽此那賀國造初祖引率軍士、行略凶猾、頓宿安婆之島、遙望海東之浦、時烟所見(ミユ)、爰疑有人、建借間命仰天誓曰、若有天人之烟者、來覆我上、若有荒賊之烟者、去靡海中、時烟射(サシテ)海而流之、爰自知有凶賊、卽命徒衆、褥食而渡、於是有國栖、名曰夜尺斯夜筑斯、二人自爲首帥、掘穴造堡、常所居住、覘伺官軍、伏衞拒抗、建借間命、縱兵驅追、賊盡逋還、閇堡固禁(マモル)、俄而建借間命大起權議、校閱敢死之士、伏隱山阿、造備滅賊之器、嚴飭海渚、連舳編桴、飛(ヒルガヘシ)雲蓋、張虹旌、天之鳥琴、天之鳥笛、隨波逐潮、杵島唱曲(キシマブリヲウタフ)、七日七夜遊樂歌儛、于時賊黨聞盛音樂、擧房男女悉盡出來、傾濱歡咲、建借

間命令ニ騎士問ㇾ俘、自ㇾ後襲撃、盡囚ニ種屬一、一時焚滅

右によれば崇神天皇の御代に此地方に派遣せられたと明記せられて居るのは、比奈良珠命、筑簞命、建借間命の三人であるが、ヒナラタマは同書卷頭に倭武天皇巡ヨ狩東夷之國一、幸ヨ過新治之縣一、所ㇾ遣國造毗那良珠命とあり、國造本紀にも新治國造の始祖は比奈羅布命といひ、成務朝の任命とせられて居るから、崇神朝の人としたのは誤傳であらう。筑簞は原文によればツクバ又は其類似音の假字と思はれるが、いづれにしても武力的平定の後に於て民治の爲に派遣せられたもの丶やうであるから、征討に從事したのは建借間命一人とせねばならぬ。戰況は右に引用した一條の外は傳へられて居らぬが、那賀(仲)國造の祖とある所を見ると、此地方鎭定の爲に殘留したものと思はれる。

此人は國造本紀によれば神八井耳命系であるから(五一—一五二頁)、其引率した隊伍は大和のヒ(火)族人から構成せられたものと思はれることは、第二卷(一四四頁)

に述べた通りで、彼等が謠うた杵島曲（キシマブリ）に賊衆が聞き惚れたとある所を見ると、其樂曲を解したものとせねばならず、國栖とはあるけれども、夜尺斯、夜筑斯等も同族であつたもの〻やうである。杵島曲は肥前風土記殘簡（萬葉抄所引）に、毎歳春秋、鄕閭の士女が提酒抱琴して杵嶋山に登り、樂飮歌舞する曲の名なりとし、左の歌詞をあげて居る。

霰ふる　きしまが嵩を　さかしみと　草とりかねて　妹が手をとる

然るに此歌は萬葉集第三卷に仙柘枝（ヤマヒトツミノエ）の歌として、第二句をキシミが嵩とかへて收錄せられ、古事記に速總別王の詠としてあげた

はし立の　倉椅山を　さかしみと　岩かきかねて　我手とらすも

とある歌も、同じ曲調に屬するもの〻やうであるから、肥前國ばかりではなく、夷曲中の秀絕なるものとして、大和に於ても吟誦せられたのであらう。但し歌詞そのものは夷人の賦ではなく、ヤマト人が此曲に合せて作つたものとすべきで、

杵島といふ地名に因んで、特に肥前國の民衆によつて愛誦せられ、後世まで傳へられたものと思はれる。されば東國の夷族も此曲調に魅惑せられたので、賊衆が掘レ穴造レ堡とあるのも、竪穴を設けて居住した此種族の特色を暗示するものゝやうである。

常陸風土記茨城郡の條下に、國巣(都知久母)を討伐したとある黒坂命も、大臣(多臣)の族(トモガラ)とせられて居るから、建借間命と同族で、年代は明示してないが、或は其同行者か、若くは卑屬の一人であつたのであらう。其戰功については同書に次の如く記述せられて居る。

〔茨城郡〕……此時大臣(オホノオミ)族黒坂命、伺ニ候出遊之時一、以ニ茨蕀一塞ヨ施穴内一、卽縦ニ騎兵一急令ニ逐迫一、佐伯等如レ常欲ミ走而歸ニ土窟一、盡繫ニ茨蕀一衝害刺傷、終疾死散……或曰、山之佐伯、野之佐伯自爲ニ賊長一、引ヨ率徒衆一横ヨ行國中一、大爲ニ刧掠一、時黒坂命規滅ニ此賊一以レ茨城造……

〔逸文〕　黑坂命征ニ討陸奥蝦夷一、事了凱旋、及ニ多歌郡角枯之山一、黑坂命遇レ病身故ミウセヌ

云々（萬葉抄所引）

こゝに陸奥とあるのは當時の柵外地方の謂で、若し黑坂命が崇神朝の人であつたとするならば、多賀郡境を出でなかつたと思はれる。何となれば今の磐城地方まで進出したのは、倭建命の遠征の際であつたと信すべき理由があるからである（次卷參照）。

東國の統治に任ぜられたとある豐城入彥命の治所についても、治蹟に關しても何等記述せられて居らぬが、建沼河別及建借間の遠征の後に於て就任せられ、下總國猨嶋郡方面に占據せられた形跡のあることは上章に述べた通りである（第六四頁）。國造本紀によれば、成務朝に建沼河別命の孫大臣命が那須（下野）の國造に任ぜられたとあり、同じ御代に筑波國造と定められた忍凝見命の孫阿閇色命も阿倍氏族の人と思はれるから、那賀國造となつた建借間命の子孫と共に、此外廷トホノミカドの

干城に任じたものと想定せられるのである。

北陸方面經略の成果については具體的記事はないが、國造本紀に大和直同祖御戈命といふものが、崇神朝に久比岐國造に定められたとあるのは、大彥命の裨將の一人が越後國頸城郡（和）地方鎭撫のため、此地に殘留したことを意味するのではあるまいか。其は大彥命の一行が姫川（西頸城郡）を遡つて信濃に出たとする上記の推定說と契合するもので、其以東の國造が擧げられて居らぬのみならず、越後國風土記殘簡（釋紀所引）に美麻紀天皇御世越國有レ人、名二八掬脛一其脛長八掬、多力太強、是出雲之後也 其屬類多とある所を見ても、異俗の占住地であつたとせねばならぬ。――出雲は疑もなく土雲の誤寫で、クマ即ちコシ族を意味するのである――越中以西の情勢も亦不明であるが、記にあげた二朝の皇胤中、左記三氏の如きは朝廷の威力が北陸地方に伸びたことの證左とするに足るもので、直接又は間接に

此征旅の結果であつたと思はれる。

能登臣。　崇神皇子大入杵命の後。國造本紀にも大入來命の孫彦狹嶋命が成務朝に於て此國造に任ぜられたとある。但し大入來命を活目帝皇子としたのは誤傳であらう。能登は從來出雲系なる素都乃奈美氏の所領であつたが（第二卷二二七頁）、此皇別と交迭したのである。

羽咋君。　垂仁皇子石衝別王の後。羽咋は能登國の郡名で、能登郡に隣する。國造本紀には石撞別命兒石城別王が泊瀨朝倉（雄略）朝に拜任したとあるが、甚しく世代が相違するのみならず、此磐城別は景行天皇の妃三尾氏水齒郎媛の兄であるから〔紀〕、恐らくは志賀高穴穗（成務）朝の誤記であらう。

三尾君。　同じく石衝別王の後（紀同斷）。三尾は近江國高嶋郡の地名（現存）で、越前に近く、石衝別四世の孫大兄彦は雄略朝三尾家から分れて、賀我（加賀）國造に任ぜられた〔舊〕。

右の外越（高志）國造は大彥命の後と稱し（第二卷一七六頁）、姓氏錄によれば道公は阿閉臣祖大彥命孫、彥屋主田心命の後とあり、右の越國造と同氏で、越前の海岸地方を支配したものゝやうである（欽明紀）。

吉備津彥が受命した西道は山陽道西部の謂であらうが、經略の成果については資料の徵すべきものがなく、唯國造本紀に吉備中縣及波久岐の國造を崇神朝の任命として居るのみである。中縣は仁德紀に吉備中國川島河とある中國に同じく、其川島河は今の河邊川であるから、備中の海岸地方の稱呼と思はれる。ハクキは前篇第五卷（第二七七頁）に述べにやうに、同國笠岡附近をいふものゝやうであるから、少くとも備後境までは此御代に平定したものとせねばならぬ。丹波方面に關しても同樣に資料が乏しいが、此當時丹波といふ名號は廣く出雲國家の領土以東を總稱したものゝやうで、道主王が經營した地方は、今の但馬を越えて因幡にも

及んだものと思はれ、出石に割據した天日槍の後裔が歸順したのは、其間接の結果であらねばならぬ。記は之を默殺し、紀には垂仁天皇八十八年の事實として揭げて居るが、其年紀の信ずるに足らぬことは既に屢〻述べた通りで、殊に此事件は紀が同天皇の治世第三年に渡來したと傳へた天日槍の曾孫との交渉であるから少くとも百年に近い歲月を距て〻居らねばならぬとして、故意に晩年の紀に繋(カ)けたのであるが、天日槍の渡來が遙に其以前にあることは前卷第六章(二三三頁以下)に論じた通りで、兩朝の治世は紀の年紀よりも遙に少いことを事實とするもの〻やうであるから(第七頁)、丹波經略後久しからざる時代の出來事とせねばならぬ。

左に先づ紀の原文を揭げる。

八十八年秋七月己酉朔戊午、詔二群卿一曰、朕聞新羅王子天日槍初來之時、將來寶物、今有二但馬一、元(ハジメ)爲二國人一見レ貴、則爲二神寶一也、朕欲レ見二其寶物一、卽日遣二使者一、詔二天日槍之曾孫淸彥(スガ)一而令レ獻、於是、淸彥被レ勅、乃自捧二神寶一而獻之、羽

太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿ノ赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具、唯有二小刀一一、名曰二出石一、則淸彥忽以爲、非レ獻（タテマツラジ）二刀子一、仍匿二袍中一而自佩レ之、天皇未レ知下匿二小刀一之情上、欲レ寵二淸彥一而召之、賜二酒於御所一、時刀子從二袍中一出而顯之、天皇見之、親問二淸彥一曰、爾袍中刀子者何刀子也、爰淸彥知レ不レ得レ匿二刀子一而呈言、所レ獻神寶之類也、則天皇謂二淸彥一曰、其神寶之、豈得レ離レ類乎、乃出而獻焉、皆藏二於神府一、然後開二寶府一而視レ之、小刀自失、則使レ問二淸彥一曰、爾所レ獻刀子忽失矣、若（ケダシ）至二汝所一乎、淸彥答曰、昨夕刀子自然至二於臣家一、乃明旦失焉、天皇則惶レ之、且更勿レ覓、是後出石刀子自然至二于淡路嶋一、其嶋人謂レ神而爲二刀子一立レ祠、是於レ今所レ祠也

天日槍の後裔即ち但馬家の系譜は第二卷第二章に記述したやうに、紀記の所傳一致せず、若干の繁閑異同があるが、左に記によつて之を圖示し、紀の所說と校覈する。——括孤内に細書したのは紀の傳承。

天之日矛（天日槍）―多遲摩母呂須玖（但馬諸助）―多遲摩斐泥（但馬日楢杵）―
　妻、多遲摩之俣尾之女前津見
　（太耳女麻多烏）

―多遲摩比那良岐（淸彥）―
　―多遲麻毛理（田道間守）
　―多遲摩比多訶
　―淸日子
　　妻、當摩之咩斐
　　―菅竈由良度美
　　―酢鹿之諸男

―葛城之高額比賣命
　夫息長宿禰王　―息長帶比賣命

諸助の母については紀の本文（八十八年の條下）に、前津耳 一云前津見、一云太耳 女麻拖能烏ともあるが、前津見はサキツミと訓み、サキツミミ（前津耳）の約縮で、サキは幸の意の美稱であるから、之に代へるにフト（秀出）を以てし、フトミミ（太耳）と呼稱したこともあり得る。男女いづれにも用ひ得られる稱號であるから、

二様に傳へられたので、マタヲ（マタノヲ）も亦人名と見られぬことはないが、女性の名には適せぬのみならず、敬稱の添へられて居らぬのも異とせねばならぬ。案ずるに是は地形から出た地點名で、俣尾（岡）のサキツミミと稱へられた女君であつたのを人名と誤解し、父子いづれかの稱號ならざる可からずとして、思ひ思ひに言ひ傳へたのであらう。其居住地をシマ（栖區）と稱へたから、紀の一傳に出嶋の人としたので、イヅシマがイヅシ（出石）シマ（栖間）の約なることは言ふまでもなく、今も出石町に近く小坂村大字島といふ名が殘つて居るのである。

諸助以下が但馬を冠稱としたのは、母氏の名と其所領とを相續し、之を男系に移した爲で、淸彥等が之を用ひなかつたのは旁系なるが故であらう。從つて此人を田道間守の父とする紀の所傳は不當とせねばならぬ。神寶奉呈の命を受けたのは勿論當時の但馬家の宗族長で、淸彥は使者として之を携帶して入朝したのである。記には多遲摩毛理を三子中の第一に序して居るが、此人は後記の如く同じ御

代に海外の遠國に派遣せられたとあり、當主であつたとは思はれぬから、多遲摩比多訶が族長を相續したのではなからうか。ヒタカはヒコ(彥)と同義語なるが故に(五―三三頁)、タヂマ彥(日高)と名乘つたことは有り得べきである(第一卷一八二頁參照)。大和に上つた淸彥は其地に於て當摩之咩斐といふ女性を娶つたのであるが、其子女がいづれもスカ(菅、酢鹿)を冠稱として居る所を見ると、スガといふ地を本貫としたので、淸日子(淸彥)も亦スガヒコと稱へたことは勿論である。信友は若狹國三方郡須可麻神社〔式〕所在地を以て此スガに擬したが〔若狹國官社私考〕、當時の事情から推しても、遠く鄕土を離れて居たものとは考へられぬから、貞觀十年十二月に從五位下に昇叙せられた但馬國菅神〔三代實錄〕、卽ち神名帳に同國出石郡須義神社とある地であらう。此社は現に出石町西方室埴村大字荒木に存し、俗に菅八幡と稱するから、須義の義は或は我の行書を書き誤つたのではあるまいか。――比多訶、淸日子等の後胤については第五卷に於て說述する。

家寶徵發は次章出雲經略の例によつて明なるが如く、臣從要求の口實で(第一卷二一八頁參照)、勅使の名は明記せられて居らぬが、大友主等ではなかつたかと思はれることは前卷(第二三六頁)に述べた通りである。日槍將來の神寶についても異說があり、記は之を玉津寶とよび、珠二貫、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、奧津鏡、邊津鏡の八種とし、此者伊豆志之八前大神也と注記して居るが、紀には羽太玉、足高玉、鵜鹿鹿赤石玉、出石小刀、出石桙、日鏡、熊神籬幷七物とあり(第二卷二三三頁)、――一云として揭げた異傳には羽太玉を葉細珠とした外に、膽狹淺大刀を加へ、幷八物とある(同第二三四頁)――こゝには出石桙を除いて六種のみをあげて居る。左に諸品について聊か考察を試みる。

羽太玉(葉細珠)。ハは映の語幹で、羽明玉の如くも用ひ(三―三六頁)、太、細は形狀をいふのである。

足高玉。高い脚のついた玉の謂であらう。

鵜鹿鹿赤石玉。　ウは大、カガは赫耀の意、赤く耀く大寶石をいふのである。

出石小刀(刀子)、出石桙(槍)。　イヅシは嚴石、卽ち良石材をいひ、地名の出石も同語であるから、此地に產した古い石器を神物として珍藏し、遠祖が將來したといひ傳へたのであらう。

日鏡(奥津鏡、邊津鏡)。　日鏡は明煌々として太陽の如しといふ意を以て名づけられたものと思はれる。記は奥津鏡、邊津鏡の二面として居るが、オキとへとは左右といふに同じく(二―一六二頁)、一雙の內別を表示するに過ぎぬ。恐らくは饒速日命の天璽瑞寶に關する傳說が混入したのであらう。

熊神籬。　神籬は借字で、こゝのヒモロギは神秘なる木を意味し(五―一四頁)、熊の害を攘ふ効驗のある護符をいふのである。

振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮。　ヒレは布片狀の護符をいひ(四―一三五頁)、風浪を振ひ起すものと、斷ち切る靈力を有するものとによつて四種に

分けられたのである。

膽狹淺大刀。　イササは齋淸淨の謂であるから(二—二二四頁)、神刀といふ意を以て此名を與へたのであらう。

淸彥が奉獻を躊躇した刀子が自ら寶府を脫出して淡路嶋に至り、嶋民によつて神として祭られたとあるのは、此氏族が同嶋に緣故を有することを神秘的に叙述したもので、恐らくは出淺邑に居住した族人が(第二卷二三九頁)、祖神の像代として一劍を奉安したことを暗示するのであらう。若し然りとすれば其は傳ふるが如き出石刀子ではなく、右のイザサの大刀であつたかも知れぬ。此語は神劍を意味するのみならず、イダサ(出淺)といふ地名にも通ずるのである(二—二二五頁)。此社が神名帳に見えぬのは、其族人と共に夙に退轉した爲か、若くは私祀なるが故に官社に列するを得なかつたものと思はれる。

比多訶の後は絕えたものゝやうで、タヂマといふ氏名は毛理(守)以後之を用ひ

たものはなく、其苗裔は三宅連と稱した〔紀〕〔記〕。恐らくは但馬の屯倉の首長の謂で、以前の領土は大御縣に編入せられたにより、之を冠稱することを憚つて、此姓を用ひるやうになつたのであらう。

出雲も亦ほゞ時を同うして朝廷の治下に收められたのであるが、便宜上次に一章を設けて論究する。

第七章　出雲併呑

神寶徴發――征討――大國主の祭祀復興――鎮撫使下向（本牟智和氣命）――肥長比賣

國讓傳説によれば出雲の國家は大國主から天孫に奉獻したとあるけれども、其が後日の作り話に過ぎぬことは前篇第五卷に詳論した通りで、事實は之に反し、大國主の子孫は連綿として此地方を支配し、獨立不羈の小邦として存續したのであるが、崇神朝に至つて遂に大和朝廷に併呑せられた。其は此御代の經略中最も重要視すべきことで、從來韓地から此地方に輸入した大陸文化が、併合と同時にヤマト民族に吸收せられ、鐵器土器工業が勃興し、海外との直接交通が開けたのである。古事記が此重大なる史實を默殺したのは、國讓傳説との抵觸を憚つた爲らしく、沒却するに忍びずとした古歌一篇は、之を倭建命に假託して其西征歸途

の一逸事として掲げて居るのであるが、其は稗田阿禮の改竄と認むべき跡が歴々として居る（次卷參照）。幸にも紀の編者は此重要なる古傳說を抹殺するを憚り、敢て之を收錄したので、其所說を論究することにより、上代史の闇に一點の光明を發見することが出來たのである。以下數段に分つて逐次考察を進めて行く。

六十年秋七月丙申朔己酉、詔二群臣一曰、武日照命（一云武夷鳥又云天夷鳥）從レ天將來神寶、藏二于出雲大神宮一、是欲レ見焉、則遣二矢田部造遠祖武諸隅一（一書云、一名大母隅也）而使レ獻、當二是時一出雲臣之遠祖出雲振根、主二于神寶一、是往二筑紫國一而不レ遇矣、其弟飯入根、則被二皇命一、以二神寶一付三弟甘美韓日狹與二子鸕濡渟一而貢上

神寶徵發は既述の如く臣從要求の口實で、但馬氏招降の事例と趣を同うするものであるが、之を武日照命が天から將來したものとしたのは、編者の加筆ではないかと思はれる。武日照命は注記の如く、武夷鳥又は天夷鳥とも呼ばれ、記に出

雲臣等の遠祖として擧げた建比良鳥命(三―二〇〇頁)と同一神で、天菩比命の兒と傳へられた(記)。出雲征討の副將であつたといふ說もあるが(出雲國造神賀詞)、大國主に代つて此地方の君主となつたと推定すべき根據はなく(五―一八、一九頁)、紀の一書に高皇產靈尊が勸降條件の一として當ㇾ主ㇾ汝祭祀ㇾ者、天穗日命是也と提案したとあり(五―一二四頁)、出雲臣等が此神の後裔と自稱することによつて(三―二〇頁以下)臆測するのみである。假に建比良鳥命が實在人で、出雲臣等は其血を受繼いで居るものとしても(四―二四四頁以下)、家寶相承は決して高天原系のみには限らぬ古俗であるから、八千矛命または其祖先の殘したものもあつたに相違はなく、出雲大神宮に藏すとある所を見ても、大國主以來相傳したものと思はれる。されば武日照命從ㇾ天將來としたのは、國讓傳說及後日の出雲臣系譜に迎合せんが爲に取繕うたものと推斷せざるを得ぬのである。

武諸隅は舊事本紀の物部系譜によれば、伊香色雄命の孫で(第二卷一二一頁)、大

母隅は其弟とあり、武諸隅の孫大別連が仁徳朝矢田皇女の皇子代部の長に任ぜられて矢田部造を氏名としたとある。使節というても若干の武力的背景を必要としたので、武將の家柄なる此人物が選任せられたのであらう。當時の出雲の君主即ち臣家の宗族長は振根（フルネ）と稱し（三―二〇一頁）、會〻不在であつたので、其弟飯入根が勅命を惶み、次弟甘美韓日狹（ウマシカラヒサ）及我子鸕濡渟（ウカツクヌ）をして神寶を携へ入朝せしめたとあるのは、上記淸彥（スガ）の場合と趣を同うするもので、振根の二弟がイヒ（夷）又はカラ（韓）を冠稱としたのは、贅子なるが故に他の氏族に入籍して居た爲ではあるまいか。入根が入彥と同義なることは言ふまでもないが、ヒサ（日狹）の語義は明ならず、姓氏錄に韓飯根（カラヒネ）とある所を見ると、ヒは或は胤（ヒ）を意味し、サはネに通ずる敬稱であつたかも知れぬ。ウカツクヌも亦宇迦ッ子（ク）に敬語ヌ（ネの音便）をそへたので、宇迦は此氏族の本據地である（四―二五三頁）。

振根の旅行先なる筑紫國を九州の謂と了解することは困難である。何となれば

此當時筑紫國が出雲に隷屬して居たと推斷すべき根據はなく、假に其北岸に占住した宗像氏族との間に親善關係が存したとしても、其中間には大小の獨立集團が介在したと信すべき理由があるから、海陸いづれの道を取つても、道中に長時日を要し、幾多の困難を伴うた筈で、一國の主たる身を以て輕々しく冒險したとは考へられぬ。案するにツクシの原義は築道(ツクチ)で〔古語大辭典〕、和名抄の備後國世羅郡津口鄕は今津久志村と稱へられ、出雲國八東郡宍道村大字伊志見から此方面に通ずる道路をも舊時ツクシ街道と稱したといふことであるから、こゝの筑紫國も世羅郡地方を意味し、當時出雲に內屬して居たので、巡察に赴いたのか、若しくは版圖擴張の目的を以て出征したのであらう。

歸來した振根が飯入根の執つた處置に異存がなかつたとすれば、出雲の國土は但馬氏の所領と同樣に、平和裏に朝廷の治下に歸したのであらうが、其反抗の爲

に遂に出兵を見るに至つた。紀は之を次の如く叙して居る。

既而出雲振根從二筑紫一還來之、聞三神寶獻二于朝廷一、責二其弟飯入根一曰、數日當レ待、何恐之乎、輙許二神寶一、是以既經二年月一猶懷二恨忿一有二殺レ弟之志一、欺レ弟曰、頃者於二止屋淵一多生レ菨、願共行欲レ見、則隨レ兄而往之、先レ是兄竊作二木刀一、形似二眞刀一、當時自佩之、弟佩二眞刀一、共到二淵頭一、兄謂レ弟曰、淵水淸冷、願欲二共游沐一、弟從二兄言一、各解二佩刀一置二淵邊一、沐二於水中一、乃兄先上レ陸、取二弟眞刀一自佩、後弟驚而取二兄木刀一共相擊矣、弟不レ得レ拔二木刀一、兄擊二弟飯入根一而殺レ之、故時人歌之曰

八雲たつ　出雲たけるが　佩ける大刀　黑葛さはまき　さ身なしにあはれ

於レ是甘美韓日狹、鸕濡渟、參三向朝廷一曲奏二其狀一、則遣三吉備津彥與二武渟河別一以誅二出雲振根一

既經二年月一とあるのは潤色で、前後の文意に徵するも、此事件は甘美韓日狹等の

出發直後に起り、京師到着前に其情報を接受したものとせねばならぬ。詭計を設けて弟を殺害したことの眞僞は不明であるが、止屋は出雲國神門郡の鄕名で〔風〕、今も簸川郡鹽谷村に其名を留め、宇迦を距ること遠からぬ地である。

征討の爲に派遣せられたのは上記四道將軍中の二名で、吉備津彥は前巻（第一二三頁）に述べたやうに、大吉備津日子（比古伊佐勢理毘古）命又は若建吉備津日子命の子又は孫で、之を彥五十狹芹彥一名吉備津彥命自身のことゝする紀の編者の見解は誤つて居る（第一八二頁參照）。此吉備津彥は西道經略に任じたとあるから、當時最も有力な武將の一人であつたことは疑なく、其領國も比較的出雲に近いから選任せられたので、吉備海岸地方から今の勝山又は三次を經て陸路進軍したものと思はれる。武渟河別が取つた徑路は判明せぬが、道主王によつて開拓せられた丹後、但馬の一地から乘船し、海路進發したことも有り得べきである。

戰況は省略せられて居るが、大なる抵抗を受けなかつたのであらう。記は上述

の如く此征戰を景行朝の事とし、倭建命が九州から振旅の途次此方面に迂廻し、渠帥を誅戮せられたかのやうに說いて居る。其は使命の中に含まれて居らぬことであり、前後の事情から考へても訛傳とせねばならぬが、此序を以てこゝに論究する(次卷々末原文參照)。

卽ち出雲國に入り坐して、其出雲建(タケル)を殺さむと欲(モ)ひて、到りし卽ち結友(トモユヒ)たまひき。故竊に赤檮もち詐刀(キタチ)を作り、御佩かして、共に肥河に沐(ミヅア)みたまひき。爾に倭建命河より先づ上りて、出雲建が解置ける橫刀(タチ)を取佩かして、易刀(タチカヘ)せむと詔りたまふ。故後に出雲建河より上りて、倭建命の詐刀を佩く。是に倭建命誂みて、伊奢刀(イザタチ)を合はさむといひて、各その刀を拔く時、出雲建詐刀を拔き得ず、卽ち倭建命その刀を拔きて出雲建を打殺したまふ。爾に御歌曰

やつめさす　出雲建が　佩ける大刀　つゞら多(サハ)まき　さ身なしにあはれ

故かく撥ひ治めて參上り覆奏(カヘリゴトマヲ)したまひき

出雲建の名號は示されて居らぬが、歌詞によるも、話の筋から見ても、同一原說から出たものとせねばならぬから、記は之を作りかへたのであらう。詐刀の意を古言で言ひあらはすとすれば、アザタチであるが、紀の木刀にあたるから、其旁訓に從うてキタチと訓んでもよい。――宣長は仁德天皇の御製に「夜麻志呂賣能許。久波母知」とあるを例としてコタチと訓したが、其は許を上につけて、山城女之子鍬もちといふ意と解するを至當とするから、例にならぬのみならず、木鉢、木皿をコハチ、コサラと稱へるものもない。

神寶を奉じて入朝して甘美韓日狹及鸕濡渟が褒賞せられたのは勿論で、後者は父飯入根の功により、宗家の家督を授けられて、出雲國造(舊)、出雲臣、神門臣等の祖となり(姓)、甘美韓日狹(又は可美乾飯根)は旁系(マタネ)として別に一家を創立し、其孫野見(ヌミ)宿禰が土師部を率ゐて奉仕して以來、代々土師連(宿禰)と稱へ、――姓

氏錄に飯入根の後とある攝津國の土師連は別系であらねばならぬ——菅原、秋篠、大枝諸氏を分岐した(姓)。大國主の子孫といふことを憚つて祖先を天穗日命に託したのは此等の諸氏であらう(四—二四四頁)。さればや丶後日まで出雲に在留した一門の中には、姓氏錄左京未定雜姓の野實連の如く、依然として大穴牟遲命之後と稱したものがあるのである。事件當時は出雲本國に於ても一旦大國主神の祭祀を廢したが、久しからずして朝命を以て之を復興せしめられたことが、崇神紀の前文の續きに記述せられて居る。卽ち

故出雲臣等畏二是事一不レ祭二大神一而有レ間、時丹波氷上人名氷香戸邊、啓二于皇太子活目尊一曰、己子有二小兒一而自然言之

王萎しづし　出雲人まつれ

旁系の甘美　鏡おしはふりて　うまし御神の　底寶御寶主を

山河の水くゝり　御珠垂かけて　うまし御神の　底寶御寶主を

是非レ似ニ小兒之言ニ、若有ニ託言ニ乎、於レ是皇太子奏ニ于天皇ニ、則勅之使レ祭

丹波の氷上が當時出雲族の占據地であつたと思はれることは前卷(第一〇一頁)に述べた通りで、ヒ族のカミ(首長)の鄕(クニ)を意味するのであるが、或はヒカ(カは處の意)ともいひ、其地の女君をヒカ(氷香)戸邊(トベ)(第一卷九五頁)と稱したのであらう。歌詞の說明は歌謠篇に讓るが、其大意は出雲臣の旁系(マタネ)なるウマシ韓日狹に對し、鏡玉を捧げて甘美御神底寶御寶主(大國主の神靈の假稱)を祭れといふのである。眞の寓語若くは童謠か、或は之を假りて祭祀復興を愁訴したのか判明せぬが、朝廷に於ても其必要を認めて勅命せられたのである。

此の如くして出雲の國家は朝廷に併呑せられたのであるが、出雲族中には尙心服せぬものがあつたことは勿論で、垂仁朝にも之が鎭壓を必要としたことを紀は次の形式を以て敍して居る。

二十六年秋八月戊寅朔庚辰、天皇勅二物部十千根大連一曰、屢遣三使者於二出雲國一雖レ檢二校其國之神寶一、無二分明申言者一、汝親行二于出雲一、宜二檢校定一、則十千根大連、校二定神寶一而分明奏言之、仍令レ掌二神寶一也

神寶は崇神天皇の御代に、甘美韓日狹等が携帶して入朝し、既に貢上した筈で、假に天覽の上還付せられたものとしても、再び檢校する必要はなく、或はその以外の神寶調査の意と解するものがあるかも知れぬが、物部十千根に管掌を命ぜられたといふからには、同人が出雲に殘留したか、若くは校定した神寶を携へて歸京したものとせねばならぬのに、少しも其形跡のない所を見ると、或は神寶檢校は假託で、府庫、田地、戸口の調査を暗示したのではあるまいか。

古事記には垂仁朝に皇子本牟智和氣を出雲大神參拜の爲に同國に差遣せられたとある。其動機は皇子が成人の後まで喑啞であつたのを、此大神の祟によるものとし、之を鎭める爲とせられて居るのであるが、其物語の前段は紀にも收錄せら

れ、皇子の不具に假託して、廷臣をして新附の諸國を巡撫せしめられたことを説いたものゝやうであるから、順序は先後するけれども、第九章に於て述べることとし、爰には出雲に關する部分だけを掲げる。

是に天皇患ひ賜ひて御寢ませる時、御夢に覺し曰さく、我宮を天皇の御舍のごと修り理めたまはゞ、御子必まこと問はむと曰す。かく覺しまをす時に、布斗麻邇に占相へて、何の神の心ぞと求むるに、爾の祟は出雲大神の御心なりき。故その御子を其大神の宮拜ましめに遣はさむとする時、誰人を副はしめば吉けむと占ひしに、曙立王卜に食ひき。故曙立王に科せて、宇氣比白さしむらく、此大神を拜むによりて誠に驗あらば、是鷺巣の池の樹に住む鷺乎宇氣比落せ、かく詔りたまふ時、宇氣比により、其鷺地に墮ちて死にき。又宇氣比活かせと詔りたまへば、更に活きき。又甜白檮之前なる葉廣熊白檮を宇氣比枯し、亦宇氣比生かしき。爾その曙立王に名を賜ひて、倭者師木登美

豐朝倉曙立王といふ。卽ち曙立王、菟上王二王(フタハシラ)を其御子に副へて遣はす時、那良戸よりは跛盲(アシナヘメシヒ)に遇はむ。大坂戸よりも亦跛盲に遇はむ。唯木戸こそ掖月之吉戸と卜ひて出で行く時、到り坐す地(トコロ)毎に品遲部を定めたまひき

以上は出發までの經緯で、曙立王、菟上王を皇子に副へて派遣したといふことを、神夢、卜占、呪詛、俗信等に結びつけて、神秘的に述べたのである。到所に品遲部を定められたとあるのは、此行が祭神の爲のみでなかつたことを暗示するものであるが、爰には直接關係がないから、第九章に於て說明する。

神夢は旣述のやうに(第一〇九頁)、上代話術の一形式と見るべきもので、嚴重なる批判を加へる價値はないが、修ニ理我宮一如ニ天皇之御舍一といふ交換條件は、表現形式には多少の相違があるけれども、國讓傳說にも見えるから(五一一一七頁以下)、其から思ひついたものではあるまいか。フトマニは卜占の對象をいふらしく(二一六五頁以下)、之に問うて出雲大神の祟と知り、鎭祭の爲に下向せらるべき皇

子の供奉者を定めたといふのは、有り得べきことであるが、縦ひ大國主に皇室を御恨み申上ぐる理由があつたとしても、其を鎮める爲には自ら他に方法もあり、殊に此行は上述の如く必しも神宮參拜のみが目的ではなかつたやうであるから、不具なる皇子を遙々出雲まで派遣せられたとは考へられぬ。案ずるに、眞事登波受といふ事實にも疑があることは後記の通りであるから、大神の祟云々は後日の脚色と見なすべきであらう。

首席供奉員として選ばれた曙立王は、前卷(第一三二頁)に擧げたやうに、日子坐王の孫で、皇子の再從兄にあたるのであるが、倭者師木登美豐朝倉といふ冠稱を賜はつたとあるのは、必しも大和國磯城郡朝倉に由縁を有した爲ではなく、言葉の縁による序の一種で、アケタツ——恐らくはアガタチ(縣主)の轉呼で、伊勢國佐那縣を領したから此稱號を用ひたのであらう(第二卷一八二頁)——を字によつて曉に起(タ)つといふ意に取なして朝座(アサクラ)につゞけ、美稱として豐を用ひ、更にシキトミ

（重富）を冠したものゝやうである。倭者といひ起したのは「大和に在りては」といふに同じく、倭者彼彼茅（ソソチ）原淺茅原（顯宗紀）、淡海者水渟（ミツタマル）國（播磨風土記）の如き例もあり、今も上州ハ佐位郡國定村のやうに用ひることがあるのである。――宣長が者を老の誤寫としてオユと訓したのは理由のないことである――次席の莵上王は曙立王の弟である（第二卷一三三、一八三頁）。

宇氣比の原義は誓約、卽ち肯定的の誓で（三―四一頁）、轉義によりこゝでは呪詛（カジリ）（第一卷一六三頁）と同樣に用ひられて居るが、尙科㆓曙立王㆒令㆓宇氣比白㆒とあるのは、皇子の供奉を誓約せしめられたことを意味する。記傳には因㆑拜㆓此大神㆒以下の訓を誤り、字を削つた上に甚むつかしく說いて居るが、上揭の如く讀み下せば（卷末原文參照）、殆ど註釋を必要とせず、「更に活きさ」の上にも「宇氣比により」といふ一句を補うて讀めば一層明白である。――眞福寺本には宇氣比者といふ四字がある――鷺巢池は神名帳に高市郡鷺栖神社とある地で、此鳥の群棲によつて

名を負うたものと思はれ、甜白檮之前(アマカシサキ)も神名帳の高市郡甘樫坐神社の所在地をいひ、今の飛鳥村大字豊浦字アマガスの丘の岬のことである。アマ白檮及クマ白檮は樫の種名で、アマ（海人）及クマ（熊）といふ族名を區別稱呼に用ひたに過ぎぬ。

行旅の安寧を庶幾する爲に、出發に際し不祥な事物に遭逢せぬやう戒心することは、今も世に行はれて居る俗信で、此文によれば或時代の民衆は、旅の門出に跛者または盲者を見ることを不吉としたものと思はれる。當時磯城の都から西國に向ふには、奈良山又は大坂（第一七六頁）を超え、若くは紀伊を經由したので、之を奈良戸、大坂戸、木戸と稱し、――トは出國の門戸といふ意味で、必しも關門が實在したのではあるまい――其いづれを選ぶべきかを卜占に問うたら、前二道では跛盲に遭逢する虞があり、紀門(キト)のみは掖月之吉戸なりといふ占斷を得たとある。掖月の月は戸又は門の誤記として、ワキト卽ち側門の意と解すべしといふ説もあるが（記傳）、若し然らば唯掖月之木戸是吉戸(ワキツキノキトゾエキト)といふ方が口調もよいのに、殊更に

腋月之の三字を下に移した所を見ると、別の意味とせねばならぬ。或は此ワキツキも雄略天皇の妃袁杼比賣が「い倚りたゝすワキツキの下の板にもが」と詠じた脇衝で(歌謠篇參照)、エ(柄)にかゝる枕詞として用ひ、兼て側道の意をほのめかしたのではあるまいか。

紀伊國より出雲に至る經由地が明示せられて居らぬのは、後章に說述する山邊大鷂(オホタカ)の巡路と重複するからで、上掲の如く毎ニ到坐地一といふ一句を以て、諸國を巡行せられたことを暗示して居るのである。之に續けて出雲に於ける行動が次の如く叙述せられて居る。

故出雲に到りて、大神を拜み訖(ヲロガ)へて還り上ります時、肥河之中に黑樔橋を作り、假宮を仕へ奉りて坐せき。爾に出雲國造之祖、名は岐比佐都美、靑葉山を餝りて、其河下に立てゝ大御食を獻らむとする時、その御子詔りたまひけらく、是河下に靑葉山なすは、山と見えて山にあらじ、若(ケダ)し出雲の石硐之曾(イハクマノソ)

の宮に坐す葦原色許男大神を以ちいつく祝が大廷かと問ひたまひき。爾御伴に遣されし王等聞き歡び、見喜びて、御子をば檳榔の長穗の宮に坐せて、驛使を貢上りき

此一節は神教に從ひ出雲大神を拜祭した結果、皇子の不具が愈えたといふので、大意は明白であるが、二三註解及語釋を要するものがある。大國主神の廟所卽ち石坰之曾宮は、當時に於ても杵築に存したものゝやうで(四—二五四頁)、奉齋者岐比佐都美はキヒサといふ地名を負うて岐比佐ッ臣と呼ばれたのであるから、其地に居住したものとせねばならず、此名は消滅したけれども、和名抄の出雲郡漆沼郷(今の伊波野界隈)に屬したものゝやうである(四—九一頁)。されば黑樔橋を設けたのは其よりも河上とせねばならぬが、杵築から態々內地に進入せられた理由については說明を缺いて居る。スバシば記の應神天皇の卷にも船中の簀椅とあり、橋(椅)は借字で、ハシラ(柱)のハシと同じく木桿を意味し、之を並列した床をス

ノコといふと同様に、スハシとも稱へたのであらう。黒はクロ木即ち皮を削らぬ木材をいひ、次に皇子が河下を展望せられたとある所を見ると、水面にかけ出したものと思はれる。

靑葉山を餝るとあるのは形容で、綠葉を以て大饗宴場を裝飾したことをいひ、其が餘り大規模であつたので、皇子が感興の餘り、思はず言語を發せられたといふのである。假宮から遷しまゐらせた檳榔之長穗宮は、ナガホといふ地名を負うたものとすれば、其の緣によつてアヂマサを枕詞に用ひたものとも了解せられるが、其地が聞えぬ所を見ると、ナガ(長)は長大の謂で、ホは秀を意味し、アヂマサを以て葺いた高壯なる宮殿といふ意であるかも知れぬ。檳榔は熱帶植物で我國土には生育せぬが、九州地方の如き暖地に產する蒲葵も亦ビロウ(檳榔)と稱へられることを考へ合はせると、一般に長葉植物を意味し、原義はアヂ(美稱)マ(接頭語)サ(麻)で、賞美すべき麻といふに同じく、其葉が纖維原料に適するにより、命

名せられたものゝやうであるから、椶櫚科以外の植物にも此名が用ひられたこともあり得る。驛使を以て上聞したとあるのが、文飾に過ぎざることは既述の通りである（第一五八頁）。

右の如く此皇子の出雲下向は、徹頭徹尾その啞啞を治すことが目的であつたと說かれて居るのであるが、八拳鬚生ふるまで物言はぬ一貴人が、或機會に發言するやうになつたといふ話は、出雲風土記仁多郡三津鄕の條下にも、阿遲須枳高日子命の事として揭載せられて居り（前篇第四卷々末原文參照）、須佐之男命の泣イサチ（二一―二〇三頁）とも趣が似て居るから、上代に流布した語り草と見るべきである。尾張風土記殘簡（釋紀所引）にも、丹羽郡吾縵（阿豆良）鄕の名號所由說中に、品津別皇子生七歲而不ㇾ語とあり（第十章參照）、此皇子が啞啞であつたといふ傳說が存したのは怪しむに足らぬが、史實と認定することは困難である。其故に出雲に派遣

せられた事實が存したとすれば、新附地鎭定の使命を有せられたものと了解すべきで、其は此傳說の末段に次の如く叙述せられて居ることによつても推定し得られるのである。

爾に其御子、一宿肥の長比賣に婚ひき。故その美人を竊伺ひたまへば蛇なりき。卽ち見畏みて遁逃げたまひき。爾に其肥の長比賣患みて、海原を光らし船より追ひ來たれば、益〻見畏みて、山の多和より御船を引越して逃げ上り行ましき。是に覆奏さく、大神を拜みしに因りて大御子物詔りたまふが故に、參上り來ぬと奏す。故天皇歡喜ばして卽ち菟上王を返して、神宮を造らしめたまひき

肥長比賣はヒ（火）族の大姬をいひ、肥の川流域に占據した此種族の土豪が（四—六三頁）、出雲臣等の恭順した後に於ても、尙朝命を抗拒したので、皇子は之を征服し、其嫡女を娶されたのであるが、尙未だ心服するに至らざる賊徒は、皇子の

歡會を好機とし、危害を加へようとしたが、辛うじて逸脫せられたことを、上掲の形式を以て述べたのである。一夜寢た美人を不意に覗いて見たら、蛇體であつたといふのは、上記三輪傳說と同樣に、或る時代の人が好んで用ひた話術で、殊に出雲の火族が族祖と仰いだ淤迦美神は、靈龍の謂とも了解せられた形跡があるから(四一六二頁)、之を借りて賊徒の兇猛を表現したのであらう。

追擊が急であつたので、山のタワ(峠)から船を引越して遁げたとあるのも上代には有り得た事實で、航路の難關をさけ、或は捷路を取る爲に、舟を陸上に引上げて曳行した例は、播磨風土記賀古郡鴨波里及揖保郡石海里の條下にも見える。——拙者「播磨風土記物語」(第二〇六頁)參照——之を怪物が海原を照らして舟で追ひかけて來た爲としたのは潤色で、原說には恐らくは火族の占據地附近なる肥の川を舟行退却中の危難と說かれてあつたのであらう。都まで遁げ還られた筈はないから、言明せられては居らぬけれども、再び兵衆を驅り集めて討滅の後覆奏せ

られたものと思はれる。

故天皇歡喜、卽返=菟上王-令レ造=神宮-とあるのは、上の神夢の記事と相應ぜしめんが爲で、現在のやうな神宮が此朝に創始せられたかは疑問とすべきであるから(五一一二頁以下)、此王子を再派せられた事實が存したとすれば、鎭定の功を完うせんが爲であつたと了解せねばならぬ。之を要するに垂仁天皇の御代に於ける朝廷と出雲との交涉は、紀記いづれの傳によるも、此國家の滅亡後その地の住民を鎭撫するに少からぬ努力を要したことを語るもので、近世の事例に徵するもさも有りぬべき事である。

第八章　海外交通

任那入貢――都怒我阿羅斯等――比賣語曾神話――松樹君――常世國視察

出雲併呑の結果、從來同國とのみ交通した外人は、直接大和に入朝するやうになつた。崇神紀には之に關し次の如き記事がある。

六十五年秋七月、任那國遣二蘇那曷叱知一令二朝貢一也、任那者去二筑紫國一二千餘里、北阻レ海以在二鷄林之西南一

任那といふ國名が支那史書に現はれたのは宋書を以て最初とし、其夷蠻傳中倭國の章下に、使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王とあるが、魏志東夷傳にあげた弁辰二十四國中にも其名が見えぬから、我國から與へた名稱なりとする舊說に從ふべきで、後記の如く垂仁紀一書に御間城天皇の御名

を負はせて國名としたとある所を見ると、ミマナのミマは御間卽ち御料地を意味し、ナは接尾語として添付せられたか、若くはミマノ國といふべきをミマナ國と轉呼したのであらう。さりながら崇神天皇の御名を負うたとあるのは疑問とすべきで、恐らくは神功皇后が三韓を內官家(ウチノミヤケ)とし〔紀〕、或は百濟を渡屯家(ワタノミヤケ)と定められた〔記〕とあると同樣に、此時代に與へられた名稱であらう。我駐在官の公衙を任那日本府と稱し、此名が最もよく國民に知られて居たので、此傳說に於ても遡つて之を用ひたものと思はれる。鷄林は新羅の別稱で、金氏の遠祖の出現傳說から出た名であるが、國號に代用せられるやうになつたのは遙に後のことで、唐書に龍朔二年詔以二新羅國一作二鷄林一とあるを初見とする。

右の如く任那は地理的名稱ではないから、其境界も甚漠然たるもので、蘇那曷叱智は垂仁紀一書によれば、都怒我阿羅斯等亦名于斯岐阿利叱智于岐といひ、自ら意富加羅國王之子と名乘つたとあるから、駕洛國卽ち後の金海府が之に當るも

のゝやうであるが、上に引用した宋書の倭國王稱號は、倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東將軍ともあり、欽明天皇二十三年の紀の注文によれば、總言ニ任那一、別言ニ加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古嵯國、子他國、散半下國、乞飡國、稔禮國一、合十國とある。地名考證は次篇にゆづるが、之を要するに鷄林卽ち新羅の西南、倭人が占據した地方及島嶼の總稱と了解すべきである。

來朝使臣蘇那曷叱知のシチは、東國通鑑に駕洛國王名或曰居叱彌、或曰坐知、或曰銍知、或曰鉏知とあるから、敬稱なることは疑なく、次に阿利叱智干岐といふ名も見え、都怒我阿羅斯等のシトも同語で、國語のツチ（二―一七六頁）と語原を同うするものゝやうである。紀によれば此人は滯京中諒闇に際會し、垂仁天皇の二年に歸國したとある。卽ち

是歲任那人蘇那曷叱智請之、欲レ歸ニ于國一、蓋先皇之世來朝未レ還歟、仍賚ニ赤絹一百疋一賜ニ任那王一、然新羅人遮ニ之於道一而奪焉、其二國之怨始起ニ於是時一也

旁線を劃した一句は地の文と見るにしても文脈が通らぬから、分注又は旁注の攙入とすべきである。新羅人が賜物を掠奪したのは歸國途次の出來事とあるから、後日の傳聞をこゝに附記したのであらうが、仇怨は必ずしも此事件によつて激發せられたのではなく、種族的反目により、其以前から存したのであらう。

垂仁紀には一云として次の如き異傳をあげて居る。

御間城天皇之世、額有レ角人、乘二一船一泊二于越國笥飯浦一、故號二其處一曰二角鹿一也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰二于斯岐阿利叱智干岐一、傳三聞日本國有二聖皇一、以歸化之、到二于穴門一時、其國有レ人、名伊都都比古、謂レ臣曰、吾則是國王也、除レ吾復無二二王一、故勿レ往二他處一、然臣究見二其爲レ人、必知レ非レ王也、卽更還之、不レ知二道路一、留三連嶋浦一、自二北海一廻之、經二出雲國一至二於此間一也、是時遇二天皇崩一、便留之仕二活目天皇一、逮二于三年一、

天皇問二都怒我阿羅斯等一曰、欲レ歸二汝國一耶、對諮（マヂサク）、甚望也、天皇詔二阿羅斯等一、曰汝不レ迷レ道必速詣之、遇二先皇一而仕歟、是以改二汝本國名一、追負二御間城天皇御名一、便爲二汝國名一、仍以二赤織絹一給二阿羅斯等一返二于本土一、故號二其國一謂二彌摩那國一其是之緣也、於レ是阿羅斯等、以二給（ハリシ）赤絹一藏二于己國郡府一、新羅人聞レ之、起レ兵至之、皆奪二其赤絹一、是二國相怨之始也

之を本文と對照するに

(一) 任那國人が入朝したといふこと

(二) 崇神朝末に來着し、垂仁朝の始に歸國したこと

(三) 家苞として赤絹を給はつたこと

(四) 其赤絹を新羅人に奪はれたこと

の四點が一致して居るから、同一事件が二樣に傳へられたものとすべく、蘇那曷叱智と阿羅斯等とは同人であらねばならぬが、此異傳には前後矛盾抵觸が多く、

例へば埀皇坐すと聞き歸化せんとして入朝したとあるにも拘はらず、數年ならずして歸國を熱望したといひ、劈頭に入朝を御間城天皇の御世としながら、次に諒闇の後來着したかのやうに說いて居る等、傳誦の間に若干の改修が加へられたものゝやうである。

額に角が生ひて居たとあるのは、姓氏錄吉田連の條下に、其祖鹽垂津彥は頭上有レ贅三岐如ニ松樹一因號ニ松樹君一とあるが如く(後記參照)、疣瘤若くは皮角を誇張したものとも了解せられるが、尙ツヌガ(角鹿)といふ地名に附會した戲說とすべきで、ツヌガの本義は津之處(ツノカ)であらねばならぬ。――今ツルガ(敦賀)と稱へるのは其轉呼である――阿羅斯等は此地に居住したから、其地名を以て冠稱としたので、姓氏錄に大市首(左京)、辟田首(ヒラタ)(大和)、三間名公(右京未定雜姓)等、此人の後と稱する氏名を擧げて居る所を見ると、其地の婦人を娶つて子孫を留めたのであらう。されば其本號はアラシトで、シトは上記の如くシチ(叱智)に通じ、アラはカ

ラ（加羅）の音便、または任那の一國なる安羅を名に負うたのか、若くは顯の意の美稱であらう。一名于斯岐阿利叱智干岐とあるのは、此アラシトにウシキといふ冠稱（語義不明）と、干岐といふ稱號をそへたに過ぎず、干岐は任那諸邦の小君主の名に屢〻用ひられ、恐らくは神子の意から出た敬稱であらう。繼體紀に見えた加羅の國主阿利斯等及敏達天皇の召により來朝した百濟在住人達率日羅の父、火葦北國造阿利斯登も、此アラシト又はアリシチが純然たる個人名化したものと思はれる。

阿羅斯等の入朝を阻止したといふ穴門（長門）の伊都都比古は嚴津の貴人といふ意で、宗像氏族の人と思はれることは前篇第三卷（二二〇頁）に述べた通りである。眞僞は不明であるが、有り得べからざることではなく、當時ヤマト朝廷の號令は尙未だ此地方に及ばず、所在の豪傑が威を振うて居たもの〻やうであるから、伊都都比古が國王と自稱したとしても敢て怪しむに足らぬ。但しアラシトが本初か

ら大和に歸化することを目的として來航したかは疑問とすべきで、從前から交通の存した出雲國に赴かんとして、航路を誤つて關門に着き、其地にあらざることを知つて引返し、海岸に沿うて漸く目的地に達した時には、出雲國家は既に朝廷に併呑せられて居たので、爰に始めて東方に一大帝國の存することを知り、之と款を通ずる爲に角鹿(敦賀)に來航したのであるかも知れぬ。

阿羅斯等來朝の動機に關しては、更に次の如き一異傳が垂仁紀に收錄せられて居る。

一云、初都怒我阿羅斯等有レ國之時、黃牛負二田器一將レ往二田舍一、黃牛忽失、則尋レ跡覓レ之、跡留二一郡家中一、時有二一老夫一曰、汝所レ求牛者、入二於此郡家中一、然郡公等曰、由二牛所レ負物一而推之、必設二殺食一若其主覓至、則以レ物償耳、卽殺食也、若問下牛直欲上レ得二何物一、莫レ望二財物一、便欲レ得二郡內祭神一云爾、俄而郡公等

到之曰、牛直欲レ得ニ何物一、對如ニ老父之教一、其所レ祭神是白石也、以ニ白石一授ニ牛主一、因以將來置ニ于寢中一、其神石化ニ美麗童女一、於レ是阿羅斯等大歡之欲レ合、然阿羅斯等去ニ他處一之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之、問ニ己婦一曰、童女何處去矣、對曰、向ニ東方一、則尋追求、遂遠浮レ海、以入ニ日本國一、所レ求童女者、詣ニ于難波一爲ニ比賣語曾社神一、且至ニ豐國國前郡一、復爲ニ比賣語曾社神一、並二處見レ祭焉

此は古事記(應神天皇の卷)に天之日矛の事蹟として掲げた記事と同一原説から出たもので、描寫に多少の相違はあるけれども、左記の點に於て全く一致して居る。――第二卷第六章(一三二頁以下)及同卷々末原文參照。

(一) 寶石が美麗なる少女に化したといふこと――記には此寶石の由來が怪奇的に叙述せられて居る。

(二) 此寶石は代償として或男子(阿羅斯等又は日矛)の手に歸したのであるが、其が田器(飲食物)を負はせた牛と因緣を有すること

(三) 少女が出奔したので、其後を追うて我國に來航したといふこと

(四) 此少女は難波のヒメコソの神であるといふこと――記には神號を阿加流比賣として居る。

右によれば此話はヒメコソの社の緣起を說くことが目的で、寶石を得た男子は何人であつても、事に於て妨はないのである。此社は延喜式の神名帳にも比賣許曾神社と見え(攝津國東生郡)、四時祭式及臨時祭式には祭神を下照比賣とし、天稚彥とも關係があつたと思はれることは前篇第五卷(五九頁)に述べた通りであるから、――記に其神號を阿加流比賣としたのは、同國住吉郡赤留比賣命神社(式)と混同した爲か、若くは此社も往昔ヒメコソと呼ばれたのであらう――外來の女神なることは疑がない。紀に豐國國前郡にも祭られたとある社は、同國志によれば姬島に存在するといふことであるが、其處にも祭祀せらるる理由として、攝津風土記(萬葉抄所引)は次の如き說明を與へて居る。

比賣島松原、古輕島豐阿岐羅宮御宇天皇御宇（ミヨ）、新羅國有ニ女神一、遁ヲ去其夫一來、暫住ニ筑紫國伊波比乃比賣嶋（地名）乃曰、此島者猶不ニ是遠一、若居ニ此島一男神尋來、乃更遷來、遂停ニ此島一、故取ニ本所レ住之地名一、以爲ニ嶋號一（「古風土記逸文」に據る）

右によれば最初に到着した比賣島では本國に近過ぎて、追手のかゝる恐があるから、難波に轉住したので、難波から豐國國前郡に遷つたのではないが、筑紫國伊波比乃比賣島は正に豐後の姫島にあたるのである。ツクシは九州の總名にも用ひられるから、豐國を含むことは勿論で、祝島は今周防に屬するけれども、姫島と相隣して居るから、此姫島を難波の其と區別する爲に冠稱したものと思はれる。姫島は祝島と共に內海航路の要衝であるから、韓地から來航する船舟は早鞆の瀨戶を過ぎて後、こゝに寄泊することを例としたのかも知れぬ。

右の外ヒメコソの社に關し、肥前風土記は基肄郡姫社鄕の條下に次の如く記述して居る。

此郷之中有ㇾ川、名曰二山途川一、其源出二郡北一、山南ヲ流而會二御井大川一、昔者此門之西有二荒神一、行路之人、多被二殺害一、半凌半殺、于ㇾ時卜求二祟由一、兆云、令三筑前國宗像郡人珂是古祭二我社一、若合ㇾ願者、不ㇾ起二荒心一、覓二珂是古一令ㇾ祭二神社一、珂是古即捧ㇾ幡祈禱云、誠有ㇾ欲二我祀一者、此幡順ㇾ風飛往、墜二願ㇾ吾之神邊一、便即擧ㇾ幡、順ㇾ風放遣、于ㇾ時其幡飛往墮二於御原郡姫社之社一、更還飛來落二此山途川邊之田村一、珂是古自知二神之在家一、其夜夢見三臥機 謂二久都毗枳一 絡垜 謂二多多利一 儛遊出來、壓二驚珂是古一、於ㇾ是亦織女神即立ㇾ社祭ㇾ之、自ㇾ爾已來、行路之人不ㇾ被二殺害一因曰二姫社一、今以爲二郷名一

夢にクツビキ（臥機即ち足をかけて機躡を上下せしむる具）及タタリ（絡垜即ち紵をうむ時、之を引かけるに用ひる小直立桿）があらはれたので、織女神をも併祀したかのやうに說かれて居るが、祭主の名をカセコ（桛子）といひ、ハタ（布）――幡は借字――を飛ばして神地を求めたとある所を見ると、姫社の祭神も亦織機に關

係のあるものであらねばならぬ。隣國の人なる珂是古がトに食うたとあるのも、同人が宗像郡の織幡神社の社家の出であつたからではあるまいか。若し然りとすれば肥前及筑後の姫社の祭神は織女神とすべきで、機織は我ヤマト民族が外國人から學んだ重要工業の隨一であるから、――其以前は機構を用ひず、手で綜たのである――之を傳へた工女の靈を祭祀したことは有り得べきである。之をヒメコソと稱へ、姫社の字を充てたのは、女神を祭祀する社なるが故で、コソは神社の意を有する古言又は外來語であらう。若し古語とすればカ(神)ス(栖)の轉呼とすべきで、コソベ(社戸、社部)といふ名稱もあり、助語コソの假字にも社をあてることがあるのである。難波のヒメコソが肥前の其と同一神を祭祀したものであるといふ確證は存せぬが、機織の神であるとすれば、九州には限らず、畿内にも其社があつて然るべきで、其由來が世間から忘れられた後、上掲のやうな傳説が生まれ、祭神を下照比賣又は阿加流比賣と稱へたのであらうが、尙テルタへ(照妙)

○○○アカルタへ(明妙)といふ布帛の美稱と多少の緣故があるやうに思はれる。

上記の外、任那との交通に關しては、姓氏錄左京皇別吉田連の項下に次の如き一異說がある。

昔磯城瑞籬宮御宇御間城入彥天皇御代、任那國奏曰、臣國東北有二三己紋(コモン)地一、上己紋、中己紋、下己紋、地方三百里、土地人民亦富饒、與二新羅國一相爭、彼此不レ能二攝治一、兵戈相尋、民不レ聊レ生、臣請將軍令下治二此地一、即爲中貴國之部上也、天皇大悅、勅二群卿一令レ奏二應レ遣之人一、卿等奏曰、彥國葺命孫鹽垂津彥命、頭上有レ贅、三岐如二松樹一、因號二松樹君一、其長五尺、力過二衆人一、性亦勇悍也、天皇令二鹽垂津彥命遣一、奉レ勅而鎭守、彼俗稱レ宰爲レ吉、故謂二其苗裔之姓一爲二吉氏一、男從五位下知須等、家ヨ居奈良京、田村里間一、仍天璽(シルシ)國押開豐櫻彥天皇 諡聖武 神龜元年賜二吉田連姓一、 吉ハ本姓、田ハ取二居地名一地云々

右によれば吉はキチと音讀し、新羅官階十七等中第十四階の吉士をいふものゝやうであるが(北史)、此氏人がキチのタと稱したかは疑問とすべきで、恐らくは尋常にヨシダと稱へたのを、祖先が海外に使したといふ家傳が存したので、吉士に牽强したのであらう。松樹君といふ名號は、或は韓地に於て得たのかも知れず、頭上に三個の贅肉を有したことも絶無ではないが、其が松樹に類したといふのは例の戯說とすべきである。假に鹽垂津彦といふものが任那に派遣せられた事實があつたとしても、崇神天皇の御代のことゝ斷定するに足る根據はなく、彦國葺の孫とすれば、難波根子建振熊と同世代であるから、應神朝初年(神功皇后垂簾時代)のことであつたかも知れぬ。己紋の地(今の慶尙北道金泉郡地方)を大和朝廷の部(ホウ)とせられよと申出でたといふが如きは、崇神朝の來使の口から出た言葉とは考へられぬのみならず、朝廷に於ても、一外人の言を聞いて輕卒に海を超えて派兵せられた筈がない。

蘇那曷叱智又は阿羅斯等以後、任那の使節が來朝したといふ傳説はなく、右の吉田連家傳の外には此二朝に於て使臣を任那に派遣せられた形跡はないが、既に交通の道が開けて居たとすれば、非公式の來往はあり得た筈であるのみならず、垂仁天皇の御代には更に遠方にある海外の國を偵察せしめられたことが有つたやうである。記には其を次の如く傳へて居る。

又天皇三宅連等の祖名は多遲摩毛理を常世國に遣はして、登岐士玖能迦玖能木實を求めしめたまひき。故多遲摩毛理、遂に其國に到りて其木實を採り、縵八縵、矛八矛を將ち來る間に、天皇既に崩りましぬ。爾に多遲摩毛理、縵四縵、矛四矛を分ちて大后に獻り、縵四縵、矛四矛を以て天皇の御陵戸に獻り置きて、其木實を擎げて叫哭び白さく、常世國の登岐士玖の迦玖の木實を持ち參り上り侍ふと白し、遂に叫哭び死にき。其登岐士玖の迦玖の木實は、

是今の橘者也

木實は二字を合はせてミと訓み(コノミと訓するは非)、トキジクのカグのミといへば、季節に關はらぬ香木の果實といふ意になるのである。紀には之を非時香菓(香菓此云箇俱能未)と譯して居るが(後掲原文參照)、トキジクは不時の意ではなく、隨時不斷をいふのである(古語大辭典)。縵八縵、矛八矛は日一日、夜一夜等と同例で、數稱として同一名詞を反復したに過ぎぬから、八縵八矛といふに同じく、縵は果實の若干數を蔓を以て括り合はせたものをいひ、矛は紀に八竿とあるやうに、之を運搬する竿を意味する。――內膳式に橘子廿四蔭、桙橘十枝などゝあるのは、擬橘子卽ち裸實に對し、葉又は枝附の橘をいふものゝやうであるが、其は此傳說の用語に對する誤解から生れた稱呼で、準據すべきものではない――此果實は勿論香橙の謂であるが、是今橘者也とあるのはタチマ毛理が將來したナ(食物)なるが故に、タチバ(バはマの音便)ナ(こゝでは果實を意味する)と稱へる

やうになつたといふことを意味するのであらう。例の名號所由說明であるが、是は事實らしく思はれる。

此事件に關する紀の所傳は、記と同一原說を漢譯して、之に若干の文飾を施したものゝやうで、大體に於ては相違はない。卽ち

九十年春二月庚子朔、天皇命二田道間守一、遣二常世國一、令レ求二非時香菓一、今謂レ橘是也

九十九年秋七月戊午朔、天皇崩二於纒向宮一、時年百四十歲、冬十二月癸卯朔壬子、葬二於菅原伏見陵一、明年春三月辛未朔壬午、田道間守至レ自二常世國一、則賷物也、非時香菓八竿八縵焉、田道間守於レ是泣悲歎之曰、受二命天朝一、遠往二絕域一、萬里蹈レ波、遙度二弱水一、是常世國則神仙秘區、俗非レ所レ臻、是以往來之間自經二十年一、豈期下獨凌二峻瀾一、更向中本土上乎、然賴二聖帝之神靈一、僅得二還來一、今天皇既崩、不レ得二復命一、臣雖レ生之、亦何益矣、乃向二天皇之陵一、叫哭而自死之、群臣聞皆流レ

涙也、田道間守是三宅連之始祖也

弱水は後漢書東夷傳夫餘國の條下に、西與二鮮卑一接、北有二弱水一とあり、今の松花江をさすものゝやうであるが、若し之に準據したとすれば、無稽の甚しきもので、香橙は溫熱の地を原產とするものであるから、之を朔北に求めた筈がない。常世國則神仙秘區とあるのも筆者の空想若くは文飾で、此傳說を全然虛構と見なさぬ限り、香菓を得たのは實在地であらねばならぬ。案ずるに常世國は御毛沼命が日向國から此地に渡航せられたとあり(六―二三六頁)、南海に面する伊勢國を常世之浪重浪歸國とある所を見ても(第一三四頁)、南方洋上の一國とせられたことは疑なく、溫熱常綠の故を以てトコヨ(常世)と呼ばれたのであらうが、――常陸風土記に其國の富饒を說いて、古人曰二常世之國一、蓋疑此地とあるのは、常世の字によつて仙鄕なりと速斷した後世式の解釋である――少くとも大和人には其所在が知られて居なかつたやうである。されば此常世國は必しも御毛沼命の移住地を意

味するのではあるまいが、高天乃至海人族の本郷と想像せられ(三一一二二頁)、常に憧憬の的であつたことは有り得べきである。田道間守が派遣せられたのが史實とすれば、之を偵察して爲し得べくば朝廷の手に回收する計畫が存したものと解すべきで、紀にいふが如く絶海萬里の異域ではなく、之に通ずる航路がほゞ知られて居たものとせねばならぬ。其がどの方面であつたかは、次の如く考察することによつてほゞ想像せられる。

(一)任那人の入朝によつて、從來海外諸國との直接交渉をもたなかつた大和朝廷の爲に、此方面進出の門戸が開かれた。史書には現はれて居らぬが、爾來任那との交通が繼續し、其國の南方海上に、所謂常世國ではあるまいかと想像せられるやうな一島國があることを知り、之と通交する目的を以て使節が派出せられたのであらう。

(二)田道間守の祖先は前卷(第二三七頁以下)に述べたやうに、韓地居住のアマ族

(倭系)であつたから、既に五代を經たけれども、但馬家には其故鄕の事情及言語風俗が多少判明して居たので、特に此氏人から選任せられたものと推察せられる。若し然りとすれば其目的地の住民も亦、倭種であつたとせねばなるまい。

右の見地から之を日韓海面に求めるとすれば、後の耽羅卽ち濟州島が最よく條件に適するやうである。九州南岸から直接此島に渡航することは、上代の行船術を以てしては殆ど不可能であつたと思はれるから(五―二六八頁)、御毛沼命が移住せられた常世國は別地であつたかも知れぬが、此名稱は上述のやうに一國一島に限るものではないので、香橙を產する此島をも、我上代人がトコヨの國と呼稱したことは有り得べきである。――耽羅については次篇に再說する。

第九章　內治財政

調役漕運——農業振興——地方巡撫——屯倉及民部設置

崇神天皇は版圖擴張に努力せられたのみならず、內治上にも一新紀元を劃せられたことは、序說（第一六頁）に述べた通りで、紀には詔勅の形式を以て其事實を次の如く叙して居る。

四年冬十月庚申朔壬午、詔曰、惟我皇祖、諸天皇等、光二臨宸極一者、豈爲二一身一乎、蓋所下以司二收人神一經中綸天下上、故能世闡二玄功一時流二至德一、今朕奉レ承二大運一、愛二育黎元一何當聿遵二皇祖之跡一、永保二無窮之祚一、其群卿百僚竭二爾忠貞一並安二天下一不二亦可一乎

十二年春三月丁丑朔丁亥詔、朕初承二天位一獲レ保二宗廟一、明有レ所レ蔽、德不レ能

レ綏、是以陰陽謬錯、寒暑失レ序、疫病多起、百姓蒙レ災、然今解(ハラヒ)レ罪改レ過、敦禮ニ神祇一、亦垂レ教而綏(ヤスメ)ニ荒俗一、擧レ兵以討ニ不服一、是以官無ニ廢事一、下無ニ逸民一、教化流行衆庶樂レ業、異俗重レ譯來、海外既歸化、宜下當ニ此時一更校ニ人民一令上レ知ニ長幼之次第及課役之先後一焉

右の如き内容の詔勅が實際宣布せられたかは疑問で、後詔の異俗重譯云々の如きは、明に後日の事實を追記したものとせねばならぬが、兩詔にあらはれたやうな大御心が存し、若くは存したと信ぜられたことは有り得べきで、校ニ人民一以下は此詔勅につゞけて記載せられた次の事實をさすものである。

秋九月甲辰朔己丑、始校ニ人民一、更科ニ調役一、此謂ニ男之弭調、女之手末調一也、是以天神地祇共和享而風雨順レ時、百穀用成、家給人足、天下大平矣、故稱謂ニ御肇(ハツクニ)國(シラス)天皇一也

人口を檢校したのは勿論調役負課の準備事業で、エクチ卽ち强制無償勞働につい

ては說明を缺いて居るが、ミツキ(調)即ち人頭稅は男女ともに品物を以て課せられ、之をユハズ(弭)の調、タナスヱ(手末)の調と呼稱したといふのである。手末調は勿論手工品を意味し、弭調は弓箭の獲物をいふのであるが、恐らくは屋外勞動收穫の代表として此語を用ひたのであらう。――古語拾遺に之を今神祇之祭用ニ熊皮鹿皮角布等ニ此緣とあるのは、餘りに偏狹な說明とせねばならぬ――記にも同じ意味を次の如く述べて居る。

爾(カレ)天の下太平(タヒラ)ぎ、人民(ヒトクサ)富み榮えき。是に始めて男(ヲノコ)の弓端(ユハズ)の調(ミツギ)、女(メノコ)の手末の調を貢らしめたまふ。故その御世を稱(タタ)へて所レ知二初國一(ハツクニシラス)之御眞木天皇と謂(マヲ)す也

戶口檢校及調役負課の如きは、一擧にして全國に實施することの出來るものではないから、先づ近畿から始めて遠國に及ぼしたのであらう。調貢の品物は所在の集團長が取まとめて進達したのであらうが、之が爲に運搬轉送機關の設備を必要としたので、紀には更に次の如き詔勅をあげ、直に實施せられたとして居る。

十七年秋七月丙朔午詔曰、船者天下之要用也、今海邊之民、由レ無レ船以甚苦ニ歩運一、其令ニ諸國一、俾レ造ニ船舶一、冬十月始造ニ船舶一

舟は原始時代から存したのであるから、此に始造ニ船舶一とあるのは公用船建造の謂と了解せねばならぬ。驛遞傳馬について所説のないのは、當時尙馬匹が輸入せられて居なかつたか、若くは常用せられなかつたことの一證とすべきである（第一五八頁參照）。

農業振興に關しては次の如き記事がある。

六十二年秋七月乙卯朔丙辰詔曰、農天下之大本也、民所ニ恃以生一也、今河內狹山埴田水少、是以其國百姓怠ニ於農事一、其多開ニ池溝一、以寬ニ民業一、冬十月造ニ依網池一、十一月作ニ苅坂池反折池一一云天皇居ニ桑間宮一造ニ是三池一也

灌漑疏水が農作に必要なることはいふまでもないが、殊に米田に在つては或時期

間一定量の水を與へねばならぬから、狹山と呼ばれるやうな丘陵地で、硬質土壤より成る塡田に於ては、池溝の設なくんば米を生產する望がない。されば之を開墾するものはなく、多くは沮洳地を選んで之に播種又は移植したのであるが、水量が多きに過ぎても亦完全なる成育を妨げるので、疏水の必要をも痛感したのであつた。ヨサミは寄水即ち瀦の意であるから（第二卷一九五頁）、明示せられては居らぬが、依網池は灌漑を目的とせず、疏水の爲に造られたのであらう。此政策は爾來歷代遵奉せられたが、殊に垂仁朝には之を勵行したことが、三十五年の紀に於て次の如く記述せられて居る。

秋九月遣ニ五十瓊敷命于河內國一、作ニ高石池茅渟池一、冬十月作ニ倭狹城池及迹見池一、是歲令ニ諸國一多開ニ池溝一、數八百之、以レ農爲レ事、因レ是百姓富寬、天下太平也

即ち大和河內に於て試みた結果が良好であつたので、大に天下に奬勵せられたと

いふのである。記にも造池傳說を擧げて居るが、其數及地點に相違があるから、重複を嫌はず左に摘錄する。

〔水垣宮〕　又是之御世に依網池を作り、亦輕之酒折池を作りき

〔玉垣宮〕　印色入日子命は血沼池を作り、又狹山池を作り、又日下之高津池を作らしき

池水の源泉は之を溪流に求め、坡塘を築いて之を堰き留めたもの丶やうで、今尙殘存するのは少數に過ぎぬが、其遺跡によつて察するも、決して小規模のものではなかつたやうである。左に其所在を列擧する。

狹山池。　和名抄河內國丹比郡狹山(佐也萬)とある地で、今も南河內郡狹山村に現存する池である。記には印色入日子命が作られたとあるが、此皇子の由緣の地ではないから、誤傳とすべきであらう。

依網池。　大坂市住吉區依網村の一小池が其名殘で、舊池域の大部分は新大和

川の河身に取込まれた。記には仁德朝にも依網池を作られたとあるが、其は改築を意味したのであらう。

苅坂池。　苅坂は大和の輕（第二卷五五頁）の坂の意で、――カルといふ地名もまたカリ（鳧鴨の總稱）から出たのである（古語大辭典）――應神朝に作られたとある輕池（紀）は之を修築したものと思はれる。されば記には垂仁天皇の御代にも本牟智和氣皇子の爲に、輕池に舟を浮べたとあるのである。遺跡不明。

反折池。　記に輕之酒折池とあるのが誤記でないとすれば、苅坂池と同じく輕の地に作られたものとせねばならぬ。地名も遺跡も殘存せぬが、反折（酒折）はサカヲリと旁訓してあるから、サカヲリ（坂降）の意で、――發音の便宜上サカオリは約してサコリといふか、若しくはオを半母韻化してサカヲリと稱へるのが通例である――苅（輕）坂の下に今一つ池を作られたものと了解せられる。記の輕之酒折池は輕坂池反折池とした本もあり、「之」の下に「池」の字

脫とする說もあるが〔記傳〕、紀記兩傳は必しも一致せねばならぬものではないから、紀は二池を傳へ記は其一を擧げたものと了解しても差支はない。

高石池。 高石は今の和泉國泉北郡高石町で、高脚海〔持統紀〕、高師能濱〔萬一〕を以て聞えた舊地であるが(古は河內に屬した)、高石池については他に所見がない。タカシは高磯の謂で、池を作るに適する地點とも思はれぬから、或は萬葉集十卷に妹手乎取石池(イモガテヲトラシ)とある池の別名であつたかも知れぬ。其は高石の隣地で、今も其名殘を留めて居る。記に日下之高津池とあるのも之にあたり、日下は和名抄に大鳥郡日部(久佐倍)とある地(泉北郡鶴田村草部)をいひ、高石及取石の東に接する。高津は記傳に高師の誤にやとあるが、上古此處に入江が存したとすれば、高津と稱へたことも有り得るのである。

茅渟池。 チヌは泉南一帶の總稱であるが、此池については或は日根郡野々村の西なる布池であるといひ〔和泉志〕、或は佐野村の北、街道の東にありと稱し

〔名所圖會〕、尙定說がない。

倭狹城池。　今の生駒郡都跡村大字佐紀は和名抄の添下郡佐紀郷で、其地の水上池が古の狹城池であるといはれて居る。

迹見池。　鳥見鄕（五―一九四頁）中に存したものと思はれるが、其地點を詳にせぬ。神名帳の添下郡登彌神社の所在地とすれば、今の生駒郡大字石木であるが、池の遺跡は發見せられぬ。

崇神紀の分註に天皇が桑間宮に坐して三池を作らしめられたとあるのは解しかねることで、此朝に築造せられた四池中二池は河內に存し、二池は大和に設けられたのであるから、工事監督の爲に行宮に駐蹕せられたものとすれば、いづれかの二池であらねばならぬ。桑間といふ地名も他に所見がないが、マは地域を意味し、桑原というても大差はないから、神功朝に新羅俘人を置かれたとある桑原邑卽ち和名抄の葛上郡桑原鄕のことであるかも知れぬ。其所在は判明せぬが、應神

朝百濟池の築造に新羅人を使役したとある所を見ると、百濟村を距ること遠からぬ地であつたと思はれるから、輕の二池をいふものと解すべきであらう。

垂仁朝に於ては御父天皇が經略せられた諸地方を鎭撫することが、最大急務であつた筈で、前々章にあげた出雲の例によるも、決して放任して置いたのではないと思はれるが、紀記によれば一廷臣が諸國を巡行したといふことが、本牟智和氣(譽津別)皇子の生ひ立に託して記述せられて居るのみである。此皇子は生來啞であらせられたが、出雲大神を參拜することによつて、本然の機能が活くやうになつたと傳へられたことは既述の通りで(第二四頁以下)、其外に鵠の聲を聞いて突然出言せられたといふ傳說も存したらしく、記は此兩說を綴り合せて一連の物語としたものゝやうであるが、紀には出雲下向說を取らず、後說のみを收錄して居るのである。此部分に關する話の筋は紀記同一であるが、其內容に多少の相

違があるから、左に先づ記の文を全掲し、說明を加へつゝ紀の所傳と對照することにする。

故その御子を率て遊ぶ狀は、尾張の相津なる二俣椙を二俣小舟につくりて、持上り來て、倭之市師池輕池に浮べて、其御子を率て遊べり。然るに是御子八拳鬚心前に至るまで眞事とはず。故今高往く鵠之音を聞かして始めて阿藝登比したまひき。爾に山邊之大鶙を遣りて、其鳥を取らしめたまへば、是人その鵠を追ひ尋ねて、木國より針間國に到り、亦追ひて稻羽國を越え、卽ち旦波國多遲麻國に到り、東の方に追ひ廻りて、近淡海國に到り、乃ち三野國を越え、尾張國より傳ひて、科野國に追ひ、遂に高志國に追ひ到りて、和那美之水門に網を張り、其鳥を取りて持上り獻りき。故その水門を號けて和那美之水門といふ也。亦其鳥を見まさば物言はむと思ほししに、思ほしし如言ひたまふ事なかりき

二俣舟は諸手舟と同じく、副筏を有する丸木舟の謂であるのを(五―一〇九頁)、傳誦者が叉狀の舟と速斷し、其當時尾張人の口碑によつて有名であつた相津(所在不明)の二俣椙に附會したので、原傳說の本意ではあるまい。舟體を叉狀にしたとすれば前進は可能でも、後退又は轉廻が至難の筈であるから(日本古俗誌一三五頁)、實用に適せぬのみならず、運搬にも甚しく不便であつたであらう。紀に此一節を省いたのも、無根と認めたからではあるまいか。爾餘の部分は左記の如く修飾を加へて漢譯せられて居る。

二十三年秋九月丙寅朔丁卯、詔㆓群卿㆒曰、譽津別王、是生年既三十、髯鬚八掬、猶泣如㆑兒、常不㆑言何由矣、因㆓有司㆒而議之、冬十月乙丑朔壬申、天皇立㆓於大殿前㆒、譽津別皇子侍之、時有㆓鳴鵠㆒度㆓大虛㆒、皇子仰觀㆑鵠曰、是何物耶、天皇則知㆓皇子見㆑鵠得㆑言而喜之、詔㆓左右㆒曰、誰能捕㆓是鳥㆒獻之、於㆑是鳥取造祖、天湯河板擧(ユカハタナ)奏言、臣必捕而獻、卽天皇勅㆓湯河板擧㆒曰、汝獻㆓是鳥㆒必敦賞矣、時湯

河板擧遠望二鵠飛之方一、追尋詣二出雲一而捕獲、或曰得二于但馬國一、十一月甲午朔乙未、湯河板擧獻レ鵠也、譽津別命弄二是鵠一、遂得二言語一、由レ是敦賞二湯河板擧一、則賜レ姓而曰二鳥取造一、因亦定二鳥取部、鳥養部、譽津部一。

垂仁天皇の治世第二十三年とあるのは推定年紀と思はれるが、當時皇子の御齡を三十歳とした所を見ると、筆者が降誕を父天皇踐祚前と認定した爲とせねばならぬ（第二六頁）。八拳鬚至二于心前一〔記〕または髯鬚八掬〔紀〕は、二年の紀に及レ壯而不レ言とあるやうに、年長に至るまでといふ意を誇張したに過ぎず、眞事登波受のマは接頭語で、コトトフは發言を意味し（事は借字）、成人の後も口がきけなかつたことをいひ、必しも智的發育が不良であつたといふのではない。然るに紀が泣如レ兒（ナクコト）と潤色したのは、スサノヲの命の泣イサチの意義を誤解した爲か（二一二〇五頁）、或は出雲傳說に阿遲須枳高日子命、御須髮（ヒゲ）八握于レ生晝夜哭坐之、辭不レ通とあるのを模倣したのであらう（第二二三頁）。其出言の機會についても、紀に天皇

記が皇子を携へて大殿の前に立たせられた時とあるよりも、輕池に舟遊中とした記の所説の方が自然に近く、カルは上記のやうに鳧鴨類を意味するから、大卒を鵠が鳴き渡つたといふことゝも緣がある。

鵠は紀の舊訓にクグヒとあり、和名抄も之に準據して古布、日本紀私記云、久久比と註記して居るが、宣長は萬葉集第三卷に近江海、八十之湊爾、鵠佐波二鳴とあるを證據としてタヅと訓した。ツルもクグヒも本來長頸によつて與へられた稱呼で、種名ではないから、どちらでも差支はないが、クグヒ之音といふ用例がないから、宣長說に從ひタヅと訓む方がよいやうである。之を聞いて阿藝登比せられたとあるアギトヒは、アギ(孩兒)とトヒ(音の活用形)とに分解し得られるから、小兒の如く物言ふことで、恐らくはアレヨアレヨと言はれたといふ意であらう。紀に是何者耶と譯したのは、宣長の所謂漢意である。

鵠を捕りに遣はされた廷臣を、紀に天湯河板擧(板擧此云ニ拖儺一とある)とした

のは、此人が鳥取連の祖なるが故で〔姓〕、後記の如く巡察が主目的であつたとすれば、必しも此氏人なるを要せず、記の如く山邊氏であつたかも知れぬ。尾張氏六世建麻利尼命の後裔中に山邊之縣主と稱するものがあり〔舊〕、當時此一族は隆盛であつたから、巡察使に選任せられたこともあり得る。其名を大鵠と稱したのは、此物語によつて後日付與せられたのかも知れぬが、一族中に鷲(ワシ)比賣といふものもあるから(第二卷九二頁)、偶然鳥名を負うて居たものとも了解せられる。

紀には直路出雲又は但馬に赴いて此鳥を捕獲したとあるが、記によれば紀伊國を起點とし、播磨を經て先づ因幡に超えたとあり、第七章に述べた本牟智和氣皇子の經路を髣髴せしめるものがある。原說には或は紀の所傳の如く出雲にも達したとあつたのを、皇子下向說と重複するので、之を削つたのではあるまいか。姓氏錄鳥取部連(左京)の條下には、捕鳥の地を出雲國宇夜ノ江として居るが、宇夜は出雲郡健部鄉(今簸川郡莊原村)の舊名であるから〔風〕、出雲進出は全然無根では

なかつたのであらう。因幡から但馬丹波を過ぎ(恐らくは山城を横斷して)、近江に出で、美濃尾張を經、木曾川を遡つて信濃に入り、越國に達したとあるのは、當時のヤマト帝國の版圖を一巡したことを表示するもので、其道順もよく地理に合致する。和那美之水門は所在を詳にせぬが、第六章に述べたやうに、當時信濃川流域には尙未だ皇化が及んで居なかつたやうであるから、頸城郡地方の水門即ち河口を謂ひ、ワナミ(語義不明)と稱したが故に、罠網の意に取なして捕鳥の地としたのではあるまいか。

右の如く說明すると、此傳說の裏面に新附地巡撫の事實が潛んで居ることは殆ど疑がないが、一回の行程としては、當時の交通狀態に鑑み、過多の感があるから、或は西方巡行を終へた後、山城から一旦歸京し、休養の上再び東國に向つて進發したか、或は西方には本牟智知和氣皇子が派遣せられ、山邊大鶙は東國巡撫を分擔したのであつたのを、捕鳥傳說と結びつける爲に合併したのかも知れぬ。

紀に天湯河板擧が鳥取造の姓を賜ひ、鳥取部、鳥養部、譽津部を定められたとあるのは、記にも掲載せられて居る事實で、民部新設を意味すること、後記の通りである。

垂仁天皇二十七年の紀に興二屯倉于來目邑一とあるのは、上記輕の二池構築の結果、皇室直隷地の米作も增加したので、之を貯藏する爲であつたと思はれる。從來米穀收納用に供した倉廩は之を稻置と稱へ(三一一九三頁)、集團每に設けられて居たのであるが、其は朝廷の施設ではなく、私的の配給管理の爲であつたから、別に皇室直屬の蓄藏所を必要とするやうになつたのであらう。屯倉は此云二彌夜氣一と訓註せられ、或はオホヤケ(大宅)とも稱へ、ミヤ又はオホヤ即ち官家のウケ(稻)を意味するのである。當時は尙未だ內藏大藏の別なく、皇室財產と官有物とは同一視せられて居たのであるから、國家有事の日の需要に應ずる爲に之を設置

するやうになつたのであらう。一々は記錄せられて居らぬが、逐次各大御縣にも增置せられたものゝやうで、之を名とする鄕邑は諸國到る所に殘存する。

大御縣卽ち皇室直領地には其々田部（ミタベ）が配屬し（次卷序說參照）、部造（トモミヤツコ）の指揮の下に耕織に從事し、自治集團の貢物と相待つて供御を充たしたのであるが、中央集權に伴ひ、衣食住の資料以外に、有形無形の需要が益々多きを加へ、之に應ずる爲に上揭のやうに調役を賦課したけれども、尙種々の意味に於て直隷民部の增置を必要とし、あらゆる機會に於て之を設定せられるやうになつた。其徵募編制については明徵はないが、雄略紀によれば廷臣又は氏部族長から貢進せしめられたものゝやうで、官選の部長の下に集結したのであるが、忌部、物部、來目部の如き舊部族とは異り、自治權を有せざるものであるから、之を區別する爲に爾今民部。といふ稱呼を用ひる。史書にあらはれたのは垂仁紀（記）以後で、特に此朝に於ては設立の動機を二三皇子の事蹟に結託して說いて居る。卽ち記の本牟智和氣傳說

には、降誕の條下に大湯坐若湯坐をあげ(第一二〇頁)、出雲參拜の條下には毎ニ到坐地ニ定ニ品遲部ニとあり(第一二六頁)、其終に次の如く叙して居る。

是に天皇その御子に因りて鳥取部、鳥甘部、品遲部、大湯坐、若湯坐を定めたまひき

紀にも上掲の如く鳥取部、鳥養部、譽津部を定められたとあるが、事蹟又は名號に多少の因緣はあるにしても、其民部の實質は殆ど此皇子とは無關係である。左に逐次之を略說する。

鳥取部。　供御の料たる禽鳥捕獲に任ずる民部で、天湯河板擧が其部の造に任ぜられたとある。姓氏錄によれば此人は角凝魂命三世孫で、――三は誤記であらう――委文宿禰(連)と同祖であるから、海人系なることは疑なく(三一二三五頁)、天はアマ(海人)に充てた假字と思はれる。ユカハタナの語義は確言し得ぬが、或は齋川田という地名に敬稱ネの音便ナをそへて稱號としたのか

も知れぬ。姓氏錄には湯河桁命ともある。

鳥養(廿)部。　鳥類の飼育に任ずる民部で、猪養部及犬養部と同種に屬する。雄略朝に吳から將來した鵞を嚙殺した犬の持主が驚懼して鴻十隻と養鳥人とを獻上したと傳へられ、又菟田人の狗が鳥官の禽を嚙殺したによつて、其狗の主を黥面して鳥養に編入したとあり、信濃國の直丁と武藏國の直丁とが之を非議して、我國ニ積ル鳥之高、同ニ於小墓一、旦暮而食、尙有ニ其餘一、然るに一鳥の故を以て人を黥するは無道であるというたとある所を見ると、飼育せられたのは鳧鴨の類で、食用の爲であつたと思はれる。

品遲部、礐津部。　秀御道部、秀御津部の謂で、既述の如く道路港津の構築修理に任ずる民部を意味する(第四一頁)。其部長として品治部君(因幡)、伊勢之品遲部君、吉備品遲君等の名が見える(第二卷一八〇、一八二、一九二頁)。

大湯坐、若湯坐。　此兩湯坐が前文(第一二〇頁)の所說の如く、皇子哺育の職員

であつたとすれば、民部ではないが、鑄物座も亦ユヱと稱へられ（三―二〇九頁）、此朝に於て鐵工業が勃興したことは既述の通りであるから（第六七頁）、或は其を意味したのかも知れぬ。若し然りとすれば右の哺育談はユヱといふ名から思ひついて、豐玉姫傳說（六―二一三頁）を模倣したのであらう。

此皇子の外に印色入日子命も亦、記には鳥取之河上宮に坐して河上部を定められたとあるが、此河上部は既述の如く、紀の本文には川上部（カハカミノトモ）亦名曰裸伴（アカハダガトモ）とあつて、劒の名とせられ、別に一云として次の如き一異傳を掲載して居る。

五十瓊敷皇子居二于茅渟菟砥河上一而、喚二鍛名河上一、作二大刀一千口一、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并十箇品部賜二五十瓊敷皇子一

右によれば河上は鍛工の名とあるから、其部下の工人を河上部と稱したとも了解せられる。或は河上は一人の名ではなく、此工人部の稱呼であつたかも知れぬ。

十品部中には左記の如く種々の性質のものが含まれて居る。

倭文部、玉作部。既存の部族で(三―二三五、二三九頁)、布、玉の製作に任じたものである。

神弓削部、神矢作部。神は美稱で、弓矢工作部員の謂である。官用兵器製作の爲に、此御代に於て始めて此等の民部を設置せられたのであらう。之を此皇子に屬けられたとあるのは、弓矢を得たいといふ情願によるものと了解せしめんが爲と思はれる(第六五頁)。

楯部、大刀佩部。獨立民部ではなく、本來兵種の名と見るべきものであるが(五―二五七、二五八頁)、此時代に區分せられたので、之を皇子に附會したのであらう。

日置部。ヒキはキ(木)族の一支の名であるから(四―三頁)、西紀地方にも居住したことは絕無ではなく、其名を負うた地域が存したことも有り得るが、其

本郷は出雲國のやうであるから（古語大辭典）、或は鐵工業創始の爲に、河上部と共に出雲から招致せられたのであるかも知れぬ。

神刑部（オサカベ）。　神は美稱、刑部は借字で、此皇子が作らしめられた大刀千口を一時大和の忍坂（オサカ）に收藏したとある所を見ると（第六九頁）、皇子も其地に假寓せられ、所在の民衆を糾合して一民部を編成し、地名に因んでオサカ部と稱へたのであらう。

大穴磯（アナシ）部。　大は美稱、アナシは纒向の一地點名で、當時の皇居の側近であるから、忍坂から此處に移られた皇子の領民として配屬せしめられたものとも了解せられるが、アナシの原義は穴栖卽ち穴居で、先住民の呼稱にも用ひられるから、菟砥川上に居住した此族人を馴致して編制した民部であつたかも知れぬ。

泊橿（ハツカシ）部。　羽束物部の謂で（五―二五〇頁）、兵役部隊であるから、此皇子に配屬

せしめられたことも有り得る。

上掲の外、記には伊登志別命の名の下に因レ无レ子而爲二子代一定二伊部一とあるが、此に關しては既に第一章（五七頁）に詳論した。之を要するに以上三皇子に因んで設定せられたとあるのは口實又は附會で、皇室直隷民部增加が目的であつたことは如上の說明によつて自ら明である。

第十章　逸　事

當麻蹶速——殉葬停止——土師部の設置——餘錄

以上九章の說明にもれた傳說及記錄を假に逸事と名づけて、本章に於て一括して論ずる。崇神紀の記事は一も剩す所なく說明を了したが、垂仁紀には旣述の外に次の如き記事がある。

七年秋七月己巳朔乙亥、左右奏言、當麻邑有二勇悍士一、曰二當麻蹶速一、其爲レ人也、强力以能毀レ角申レ鉤、恆語二衆中一曰、於二四方一求レ之、豈有下比二我力一者上乎、何遇二强力者一而、不レ期二死生一頓得レ爭レ力焉、天皇聞レ之詔二群卿一曰、朕聞當麻蹶速者、天下之力士也、若有二比レ此人一耶、一臣進言、臣聞出雲國有二勇士一、曰二野見宿禰一、試召二是人一、欲レ當二于蹶速一、卽日遣二倭直祖長尾市一、喚二野見宿禰一、於レ是野

見宿禰自二出雲一至、則當麻蹶速與二野見宿禰一令二捔力一、二人相對立、各擧レ足相蹶、則蹶二折當麻蹶速之脇骨一亦蹈二折其腰一而殺之、故奪二當麻蹶速之地一、悉賜二野見宿禰一、是以其邑有二腰折田一之緣也、野見宿禰乃留仕焉

此は角力（スマフ）の起原であるといふ俗說が行はれ、今も斯道の神として野見宿禰を崇めて居るのであるが、文面によつても明なるが如く、此は遊戲でも競技でもなく、生命がけの決鬪であるから、皇極紀以下に見える體技化した相樸とは全然性質を異にする。思ふに此傳說は土師連氏から出たもので、遠祖野見宿禰の上京奉仕の機緣を說いたのであらう。

野見宿禰は後出土師宿禰道長の上表並に新撰姓氏錄によれば土師連（宿禰）の祖で、天穗日命十四世の孫とあり、飯石郡野見（風）といふ地に居住した出雲臣の一族なることは明で、其嫡流たるの故を以てスクネ（直系）と號したのであらう。此人は上文の如く朝廷に召出されて、京師に轉貫したのであるが、其氏人は尙鄕里

に留まり、ヌミを以て氏名としたと見えて、後日左京に來住したものに野實連と稱する一門がある（姓氏錄未定雜姓）。大穴牟遲命之後者と記注せられて居るのは頗る興味のあることで（第二一二頁）、師木二朝の御代に出京した出雲臣等は、振根が朝命を抗拒したことを憚つて、遠祖を天穗日命に託したが、本國に於ては依然として大己貴の後裔と稱して居たことが立證せられるのである（四―二四五頁）。

之と角力した蹶速はクヱハヤと旁訓せられて居るやうに、敵手を潰す捷男といふ意を以て號けられたので、蹶はフムとも訓み、擧足の謂であるが、こゝは蹶倒し、踏潰くことを意味するから、クヱ――クエ（潰）に通ずる（古語大辭典）――と稱へたのである。大和の當麻（五―二四四頁）に居住したので、地名を冠稱とし、勇猛を以て聞えた人であつたと思はれるが、野見宿禰に蹶殺されたといふ事實が存したかは疑問で、此出雲臣が當麻に居住地を給はり、且其地にコシヲリ田といふ地點が存したので脚色せられたのかも知れぬ。コシヲリ田はコシ（高志）族のオリ

（貴人）の田の意とも了解せられる。

右の一段は後記の埴輪創製者の出現の序幕であるが、之に次いで伏線として左記の如き一挿語が揭載せられて居る。

二十八年冬十月丙寅朔庚午、天皇母弟倭彦命薨、十一月丙申朔丁酉、葬二倭彦命于身狹桃花鳥(ムサノツキ)坂一、於レ是集二近習者一、悉生而埋二立於陵域一、數日不レ死、晝夜泣吟遂死而爛臰之、犬烏聚噉焉、天皇聞二此泣吟之聲一、心有二悲傷一、詔二群卿一曰、夫以(オモフニ)生所レ愛、令レ殉レ亡者是甚傷矣、其雖二古風一之非レ良、何從、自レ今以後議之止レ殉

此は殉死禁制の動機を誇張して說いたものゝやうである。貴人の死後近習者が之に殉ずることは、未開社會に普く行はれる風習であるから、我國にも上文の如く古習として存したことがないとは言へぬが、生ながら陵域に埋立てたとあるのは疑問で、晝夜泣き叫んだといひ、犬烏が聚り噉うたとある所を見ると、頭部だけ

地上に出て居たものと了解せねばならず、話にのみ聞く生埋といふ酷刑に類する殉葬が、死者の冥福の爲に行はれたとは考へられぬことである。殉死はもと故主を慕ふ餘りの自發的行爲で、靈魂となつた主君に近侍したいといふ觀念から出たのであるが、其が儀禮的になり、死にたくないのに生命をすて、或は嫌がるものを引捉へて死なせるといふ場合も有り得たことであり、昔話にも殘つて居るけれども、假に此場合が其例に屬したとしても、身狹の桃花鳥坂から二里餘を隔てた大宮の內まで泣吟の聲が聞えたとあるのは、何としても誇張といはねばならぬ。恐らくは原說は之と相違し、陵墓の側に殉死したものゝ遺體が收瘞せられず、禽獸の來り食むに委せてあるのを見て、其遺族が泣き悲しむといふ噂が、天皇の御耳に達したとあつたのであらう。偶〻記の倭日子命の分注に此王之時始而於レ陵立ニ人垣一とあるので、之を生而埋ヨ立於陵域一といふ紀の文に引つけて說くものもあるが、記傳にも引用したやうに、太神宮儀式帳の皇太神御形新宮遷奉時儀式行

事に人垣可ニ仕奉一男女(人)等とも、諸内人物忌等及妻子等人垣立テ衣垣曳テ蓋(ミカサ)、刺(サシ)羽(ハ)等棒テ幸行ともあり(外宮儀式帳にも同様の記事がある)、人垣が儀仗の爲の堵列者の意なることは極めて明白で、倭日子命は天皇の同母弟でもあり、其名の示すやうに尚未だ臣籍に降下せられなかつた皇子であるから、大葬に準じて始めて人垣を立てられたことをいひ、紀とは全然別個の傳承と見ねばならぬ。但し兩傳ともに特に厚葬せられたといふ意が含まれて居ることは勿論である。

紀には埴輪立物の起原を右の傳說と關聯させて次の如く說いて居る。

三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命 一云日葉酢根命也 薨、臨レ葬有レ日焉、天皇詔ニ群卿一曰、從死之道、前知ニ不可一、今此行之葬、奈ニ之爲何一、於レ是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋ニ立生人一、是不良也、豈得レ傳ニ後葉一乎、願今將下議ニ便事一而奏上レ之、則使者、喚ニ上出雲國之土部壹佰人一、自領ニ土部等一、取レ埴以造ニ作人

馬及種種物形一獻二于天皇一曰、自レ今以後、以二是土物一更ヨ易生人一、樹二於陵墓一爲二後葉之法則一、天皇於レ是大喜之、詔二野見宿禰一曰、汝之便議、寔洽二朕意一、則其土物始立二于日葉酢媛命之墓一、仍號二是土物一謂二埴輪一、亦名立物也、仍下レ令曰、自レ今以後、陵墓必樹二是土物一無レ傷レ人焉、天皇厚賞二野見宿禰之功一、亦賜二鍛(カタシノ)地(トコロ)一、卽任二土部職一、因改二本姓一謂二土部臣一、是土部連等主二天皇喪葬一之緣也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也

記にも亦其大后(オホミメ)比婆須比賣命之時、定二石稅作一又定二土師部一此后者葬二狹木之寺間陵一也とあり〔眞福寺本〕、稅は諸本祝とし、宣長は棺の誤寫としてイシキツクリと解讀したが、定とあるからには一時的のものではなく、永久的の民部であらねばならぬのに、地名にも姓氏にも殘つて居らぬ所を見ると、或は石作部の誤記か、若くは稅作の二字をツクリと訓むべき理由があるのではあるまいか。姓氏錄石作連(左京)の條下にも、垂仁天皇御世、奉ヨ爲皇后日葉酢媛命一作二石棺一獻之、仍賜二姓

石作大連公一とあるから、此民部が石棺の製造にも從事したことは疑がないが、其は日常の需要品ではないから、製棺を專業とする民部が設置せられたと考へることは出來ぬ。いづれにしてもヒバス媛が天皇に先つて薨去せられ、其埋瘞に際し、ハニシ(土師)をして副葬品を造らしめられたことは史實とすべきで、ハニシは粘土工作(爲)を意味し、紀に土部をハジベと訓したのは其約濁である。

野見宿禰が出雲國から土部一百人を呼び寄せ、製作させて獻上したのは人馬その他種々の物の形で、之を陵墓に立てゝ殉埋にかへ、以て恆例とせられたから、右の土物を埴輪又は立物と稱するといふのが紀の傳承の大意であるが、野見宿禰の答奏中に、埋三立生人一是不良也とあるのは、上記殉葬傳說と一致せしめんが爲に、後人が補說したのであらう。されば桓武朝土師宿禰道長等の上言には、左記の如く生埋に言及して居らぬのである〔續紀三六〕。

土師之先出レ自二天穗日命一、其十四世孫、名曰二野見宿禰一、昔者纏向珠城宮御宇垂

仁天皇世、古風尙存、葬儀無ㇾ節、每ㇾ有二凶事一、例多殉埋、于ㇾ時皇后薨、梓宮在ㇾ庭、帝顧問二群臣一曰、後宮葬禮爲ㇾ之奈何、群臣對曰、一遵二倭彥王子故事一、時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如二臣愚意一、殉埋之禮、殊乖二仁政一、非ㇾ益ㇾ國利ㇾ人之道、仍率二土師三百餘人一、自領取ㇾ埴、造二諸物象一進ㇾ之、帝覽甚悅、以代二殉人一、號曰二埴輪一、所謂立物是也

土師氏の家傳の大意は恐らくは此文の通りであつたのであらう。之を埴輪と稱する理由は說明せられて居らず、日本紀私記には師說として、山陵乃女久利(メグリ)爾埴人形乎立如二車輪一故云とあるから〔釋紀〕、――和名抄にも此說を引用して居る――平安朝時代にはハニモノのワの意と了解せられたものと思はれるが、國語の構成法則からいへば右の如き省約は許されず、ハニワと言へば粘土(ハニ)の輪廓(ワ)の意とせねばならぬ。されば亦名立物または所謂立物是也とあるのは土師氏の誤傳で、人馬その他の物象は本初立物とのみ稱へられ、ハニワは玄室の周壁を意味し、土器製の

圓壔等を並列して石槨に代用したものを謂ふのであらう。所謂考古學の智識の乏しい私には、其やうな遺物の有無は不明であるから、敢て斯界の專攻家の敎を仰ぎたいと思ふ。

ハニシ(ハジ)部は紀の文にも明示せられて居るやうに、出雲國には其以前から存立したのであるが、野見宿禰が之を紹介したので、其民部の統領に任ぜられ、鍛地を給はり、土部臣と稱し、土師連(宿禰)の祖となつたのである。鍛は借字で舊訓カタシとあり、型(カタ)工作(爲(シ))卽ち土偶等の型を造ることをいひ、共に要する土地を給與せられたのは當然のことである。此緣によつて土師連等が大葬事務に携はるやうになつたとあるのは明白なる事實で、推古朝にも來目皇子の殯葬管掌の爲に、土師連猪手といふものを周芳の娑婆に派遣せられたとあり(紀)、上記道長の上奏も、專ら凶儀に預ることを不本意として、居住地菅原を以て氏名とせんことを請願したのである。

さりながら此傳說は埴輪及立物の起原を語ることの外に、土器工業の勃興を暗示するものと了解せられねばならぬ。平瓮、嚴瓮の如き土器の製作は、神武紀、崇神紀等にも見え、大和に於ても太古から知られて居たのであるが、物象を製出するほどには進歩して居なかつたのみならず、其等は所謂手抉(タクジリ)で、專門職工といふものはなく、未だ工業化して居なかつたに反し、出雲には既にハニシと稱する工業團體も存したので、野見宿禰の進言により其工人を召し寄せて之を普及せしめられたのであらう。五十瓊敷入彥命の鐵工業輸入と共に、出雲併呑がヤマト民族の經濟生活に及ぼした大影響の一と見るべきである。

狹木之寺間陵は、前章(第二五七頁)に擧げた狹城池の附近で、垂仁天皇の御陵のある菅原の伏見とも相距ること遠からぬ地である。テラマといふ地名は殘つて居らぬが、或はテル(光)マ(地區)の轉呼で、日あたりのよい處といふ意ではあるまいか。

紀記の傳說は上記を以て盡く網羅したが、此序を以て爾餘の古書中に此時代の事實として揭げたものについて、餘錄として論究を試みる。國造本紀には祟神朝の任命と稱する若干の國造を擧げて居るが、今までに關說しなかつたのは石見と波多との兩國造のみである。波多は和名抄の土佐國幡多郡(現存)をいふのであるが、此時代に四國の最南端まで皇化が及んで居たとは考へられぬことであり、神敎によつて天韓襲命(アマノカラソ)を國造に定められたとあるのも奇怪であるから、此地に占據したアマ系の豪族が、其遠祖カラソ(名の義不明)といふものを顯揚せんが爲に、祟神朝に拜任したと稱したのであらう。石見國造は紀伊國造と同祖、蔭佐奈朝命の兒大屋古命が定賜せられたとあるから、大國主系と同種の木族人で、早く此地に占據し、出雲征討の際降伏したので、本領安堵を許されたものと思はれるが、其出自も名號の所由をも明にし得ぬ。

右の外火（大分）及阿蘇國造も同書には此朝の任命とあるが、誤傳と思はれることは既に前卷（第一三九頁以下）に論じた通りである。然るに其地方に於ては火君の遠祖を健緒組（純）とし、崇神朝の人なりとする說が行はれて居たと見えて、肥前及肥後風土記に國號所由說の一部分として之を揭げて居る。兩者同一內容で、多少文飾を異にするのみであるから、左に肥前風土記から其一條を拔萃する。

肥前國者、本與二肥後國一合爲二一國一、昔者磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世、肥後國益城郡朝來名峰、有二土蜘蛛打猴頸猨二人一、帥二徒衆一百八十餘人一拒二捍皇命一、不二肯降伏一、朝廷勅遣二肥君等祖健緒組一伐之、於レ茲健緒組奉レ勅悉誅滅之、兼巡二國裏一、觀二察消息一、到二於八代郡白髮山一、日晩止レ峯、其夜虛空有レ火、自然燎、稍々降下就二此山一燎之、時健緒組見而驚怪、參二上朝廷一奏言、臣辱被二聖命一、遠誅二西戎一、不レ霑二刀刃一、梟賊自滅、自レ非二威靈一何得レ然之、更擧二燎火一之狀奏聞、天皇勅曰、所レ奏之事、未二曾所一レ聞、火下之國可レ謂二火國一、即擧二健緒組之勳一

賜ニ姓名一曰ニ火君健緒純一、便遣レ治ニ此國一

建緒組が建緒純と名を易へたものとも思はれぬから、純は誤寫であらう。右の如く磯城瑞籬朝とはあるけれども、此御代には九州に派兵せられた形跡はなく、又兩筑若くは肥前を經由せずして、突如肥後の益城郡に兵を進められたとも考へられぬから、縱ひ其が事實であつたとしても景行朝以後のことであらねばならぬ。國造本紀に崇神朝の任命とある火國造遲男江はワカヲエとも訓み得られるが、或は遲は建、江は組の行書を誤寫したので、右の健緒組と同人であるかも知れぬ。いづれにしても其父と稱せられる志貴多奈彥命は、同書に成務朝定賜として掲げた伊余國造速後上命の父敷桁彥命と同一人のやうであるから(第二卷一四三頁)、景行天皇に供奉して西征したものとすべきで、朝來名の賊徒討伐に派遣せられたのは恐らくは其子であらう(次卷第三章參照)。

古風土記殘簡には尙一つ此時代に關する異聞がある。其は釋紀〔一〇卷〕に引用

せられたもので、尾張國風土記中卷曰として次の如く記述せられて居る。

丹羽郡吾縵鄕、卷向珠城宮御宇天皇御世、品津別皇子、生七歲而不レ語、傍問ニ群下ニ無ニ能言レ之、乃後皇后夢有ニ神告ニ曰、吾多具國之神、名曰ニ阿麻乃彌加都比女ニ、吾未レ得レ祝、若爲レ吾充ニ祝人ニ、皇子能言、亦是壽考、帝卜ニ人覓レ神者ニ、日置部等祖、建岡君卜食、卽遣レ覓レ神時、建岡君到ニ美濃國花鹿山ニ、攀ニ賢樹枝ニ造レ縵誓曰、吾縵落處、必有ニ此神ニ、縵去落ニ於此間ニ、乃識レ有レ神、因竪レ社、由レ社名レ里、後人訛言ニ阿豆良里ニ也

此は記のホムチ和氣傳說の後半から思ひついたものゝやうであるが、吾縵鄕の名號所有を說くことを目的としたもので、恐らくは此地にある阿豆良神社(式)の社人の家傳であらう。アマのミカツ比賣は出雲風土記に阿遲須岐高日子根神の后とある天御梶日女命のことで(四―八四、二二二頁)、楯縫郡の多伎都比古命を生んだとあるから、多具國も亦その地をいふのであらう。日置部も亦出雲氏族なるが故に

（第二七〇頁）、故あつて此女神を奉じて尾張國に移住し、其祭神を顯揚する爲にホムチ和氣皇子に假託したので、勿論信ずるに足らぬ說である。

〔參照〕

古事記中卷

御眞木入日子印惠命、坐二師木水垣宮一治二天下一也、此天皇、娶二木國造名荒河刀辨之女（刀辨二字以音）遠津年魚目目微比賣一生御子、豐木入日子命、次豐鉏入日賣命、（二柱）又娶二尾張連之祖意富阿麻比賣一生御子、大入杵命、次八坂之入日子命、次沼名木之入日賣命、次十市之入日賣命、（四柱）又娶二大毘古命之女御眞津比賣命一生御子、伊玖米入日子伊沙知命、（伊玖米伊沙知六字以音）次伊邪能眞若命、（自伊至能以音）次國片比賣命、次千千都久和（此三字以音）比賣命、次伊賀

比賣命、次倭日子命、(六柱)此天皇之御子等、幷十二柱、(男王七、女王五也)故伊久米伊理毘古伊佐知命者治二天下一也、次豐木入日子命者(上毛野下毛野君等之祖也)妹豐鉏比賣命、(拜二祭伊勢大神之宮一也)次大入杵命者、(能登臣之祖也)次倭日子命、(此王之時始而於レ陵立二人垣一)此天皇之御世、疫病多起、人民死爲レ盡、爾天皇愁歎而、坐二神牀一之夜、大物主大神顯二於御夢一曰、是者我之御心、故以二意富多多泥古一而令レ祭二我御前一者、神氣不レ起、國亦安平、是以驛使班二于四方一、求下謂二意富多多泥古一人上之時、於二河內之美努村一見二得其人一貢進、爾天皇問二賜之汝者誰子也一、答曰、僕者大物主大神娶二陶津耳命之女、活玉依毘賣一生子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、健甕槌命之子、僕意富多多泥古白、於レ是天皇大歡以詔之天下平人民榮、卽以二意富多多泥古

命爲神主而、於御諸山拜祭意富美和之大神前、又仰伊迦賀色許男命作天之八十毘羅訶、（此三字以音也）定奉天神地祇之社、又於宇陀墨坂神祭赤色楯矛、又於大坂神祭黑色楯矛、又於坂之御尾神及河瀨神悉無遺忘以奉幣帛也、因此而役氣悉息、國家安平也、此謂意富多多泥古人、所以知神子者、上所云活玉依毘賣、其容姿端正、於是有神壯夫、其形姿威儀於時無比、夜半之時倏忽到來、故相感共婚供住之間、未經幾時其美人姙身、爾父母怪其姙身之事、問其女曰、汝者自姙、无夫何由姙身乎、答曰有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然懷姙、是以其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閇蘇（此二字以音）紡麻貫針、刺其衣襴、故如教而、旦時見者、所著針麻者

自戸之鉤穴控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾卽知自鉤穴出之狀而、從糸尋行者、至美和山而留神社、故知其神子、故因其麻之三勾遺而、名其地謂美和也（此意富多多泥古命者神君鴨君之祖也）又此之御世、大毘古命者遣高志道、其子建沼河別命者遣東方十二道而、令和平其麻都漏波奴（自麻下五字以音）人等、又日子坐王者遣旦波國、令殺玖賀耳之御笠、（此人名者也、玖賀二字以音）故大毘古命、罷往於高志國之時、服腰裳少女、立山代之幣羅坂而歌曰

古波夜、美麻紀伊現毘古波夜、意能賀袁袁、奴須美斯勢牟登、斯理都斗用、伊由岐多賀比、麻幣都斗用、伊由岐多賀比、

宇迦迦波久斯良爾登、美麻紀伊理毘古波夜

於是大毘古命思怪、返馬問其少女曰、汝所謂之言何言、爾少

女答曰、吾勿レ言、唯爲二詠歌一耳、卽不レ見二其所一レ如而忽失、故大毘古命更還參上、請二於天皇一時、天皇答詔之、此者爲在二山代國一我之庶兄建波邇安王、起二邪心一之表耳、（波邇二字以レ音）伯父興レ軍宜レ行、卽副二丸邇臣之祖日子國夫玖命一而遣時、卽於二丸邇坂一居二忌瓮一而罷往、於レ是到二山代之和訶羅河一時、其建波邇安王、興レ軍待遮、各中二挾河一而對立相挑、故號二其地一謂二伊杼美一、今謂二伊豆美一也、爾日子國夫玖命乞云、其廂人先忌矢可レ彈、爾其建波爾安王、雖レ射不レ得レ中、於レ是國夫玖命彈レ矢者、卽射二建波邇安王一而死、故其軍悉破而逃散、爾追二迫其逃軍一、到二久須婆之度一時、皆被二迫窘一而屎出懸二於褌一、故號二其地一謂二屎褌一、今者謂二久須婆一、又遮二其逃軍一以斬者、如レ鵜浮二於河一、故號二其河一謂二鵜河一也、亦斬二波布理其軍士一故、號二其

地謂波布理曾能、（自波下五字以音）如此平訖、參上覆奏、故大毘古命者隨先命而罷行高志國、爾自東方所遣建沼河別、與其父大毘古共往遇于相津、故其地謂相津也、是以各和平所遣之國政而覆奏、爾天下太平人民富榮、於是初令貢男弓端之調、女手末之調、故稱其御世謂所知初國之御眞木天皇也、又是之御世、作依網池、亦作輕之酒折池也、天皇御歲壹佰陸拾捌歲、（戊寅年十二月崩）御陵在山邊道勾之岡上也

伊久米伊理毘古伊佐知命、坐師木玉垣宮治天下也、此天皇娶沙本毘古命之妹、佐波遲比賣命生御子、品牟都和氣命、（一柱）又娶旦波比古多多須美知能宇斯王之女、氷羽州比賣命生御子、印色之入日子命、（印色二字以音）次大帶日子淤斯呂和氣命、（自淤

至氣五字以音 次大中津日子命、次倭比賣命、次若木入日子命、五柱 又娶其氷羽州比賣命之弟、沼羽田之入毘賣命、生御子、沼帶別命、次伊賀帶日子命、二柱 又娶其沼羽田之入日賣命之弟、阿邪美能伊理毘賣命、此女王名以音 生御子、伊許婆夜和氣命、次阿邪美都比賣命、二柱、此二王名以音 又娶大筒木垂根王之女、迦具夜比賣命、生御子、袁邪辨王、一柱 又娶山代大國之淵之女、苅羽田刀辨、此二字以音 生御子、落別王、次五十日帶日子王、次伊登志別王、伊登志三字以音 又娶其大國之淵之女、弟苅羽田刀辨、生御子、石衝別王、次石衝毘賣命、亦名布多遲能伊理毘賣命、二柱 凡此天皇之御子等十六王、男王十三女王三 故大帶日子淤斯呂和氣命者治天下也、御身長一丈二寸、御脛長四尺一寸也 次印色入日子命者作血沼池、又作狹山池、又作

日下之高津池㆒、又坐㆓鳥取之河上宮㆒令㆑作㆓横刀壹仟口㆒、是奉㆔納石上神宮㆒、卽坐㆓其宮㆒、定㆓河上部㆒也、次大中津日子命者、山邊之別、三枝之別、稻木之別、阿太之別、尾張國之三野別、吉備之石无別、許呂母之別、高巣鹿之別、飛鳥君、牟禮之別等祖也　次倭比賣命者、拜㆓祭伊勢大神宮㆒也　次伊許婆夜和氣王者、沙本穴太部之別祖也　次阿邪美都比賣命者、嫁㆓稻瀨毘古王㆒　次落別王者小月之山君、三川之衣君之祖也　次五十日帶日子王者、春日山君、高志池君、春日部君之祖　次伊登志和氣王者因㆑無㆑子而爲㆓子代㆒定㆓伊部㆒　次石衝別王者、羽咋君、三尾君之祖　次布多遲能伊理毘賣命者爲㆓倭建命之后㆒　此天皇以㆓沙本毘賣㆒爲㆑后之時、沙本毘賣命之兄沙本毘古王、問㆓其伊呂妹㆒曰、孰㆓愛夫與㆑兄歟、答曰、愛㆑兄、爾沙本毘古王謀曰、汝寔思㆑愛㆑我者、將㆔吾與㆑汝治㆓天下㆒而、卽作㆓八鹽折之紐小刀㆒、授㆓其妹㆒曰、以㆓此小刀㆒刺㆓殺天皇之寢㆒、故天皇不㆑知㆓其之謀㆒而、枕㆓其后之御膝㆒爲㆓御寢㆒坐

也、爾其后以紐小刀爲刺其天皇之御頸、三度擧而不忍哀情、不能刺頸而泣涙落溢於御面、乃天皇驚起問其后曰、吾見異夢、從沙本方暴雨零來、急沾吾面、又錦色小蛇纏繞我頸、如此之夢、是有何表也、爾其后、以爲不應爭、卽白天皇言、妾兄沙本毘古王、問妾曰、孰愛夫與兄、是不勝面問故妾答曰、愛兄歟、爾誂妾曰、吾與汝共治天下、故當殺天皇云而、作八鹽折之紐小刀授妾、是以欲刺御頸、雖三度擧、哀情忽起不得刺頸而、泣涙落沾於御面、必有是表焉、爾天皇詔之吾殆見欺乎、乃興軍擊沙本毘古王之時、其王作稻城以待戰、此時沙本毘賣命、不得忍其兄、自後門逃出而納其之稻城、此時其后姙身、於是天皇不忍其后懷姙及愛重至于三年、故廻其軍不急攻迫、如此逗

留之間、其所レ姙之御子既產、故出二其御子一置二稻城外一、令レ白二天皇一、若此御子矣、天皇之御子所思看者可二治賜一、於レ是天皇詔、雖レ怨二其兄一猶不レ得レ忍レ愛二其后一故、卽有二得レ后之心一、是以選二聚軍士之中力士輕捷一而宣者、取二其御子一之時、乃掠二取其母王一、或髮或手、當下隨二取獲一而掬以控出上、爾其后豫知二其情一、悉剃二其髮一以レ髮覆二其頭一、亦腐二玉緒一三重纏レ手、且以レ酒腐二御衣一如二全衣服一、如レ此設備而抱二其御子一刺二出城外一、爾其力士等取二其御子一、卽握二其御祖一、爾握二其御髮一者御髮自落、握二其御手一者玉緒且絕、握二其御衣一者御衣便破、是以取二獲其御子一不レ得二其御祖一、故其軍士等還來奏言、御髮自落、御衣易破、亦所レ纏御手之玉緒便絕故、不レ獲二御祖一取二得御子一、爾天皇悔恨而、惡二作レ玉人等一皆奪二其地一、故諺曰、不レ得レ地玉作

也、亦天皇命詔其后言、凡子名必母名、何稱是子之御名、爾答白、今當火燒稻城之時而、火中所生故、其御名宜稱本牟智和氣御子、又命詔、何爲日足奉、答白、取御母、定大湯坐若湯坐、宜日足奉、故隨其后白以日足奉也、又問其后曰、汝所堅之美豆能小佩者誰解、（美豆能三字以音也）答白、旦波比古多多須美智能宇斯王之女、名兄比賣弟比賣茲二女王、淨公民故、宜使也、然遂殺其沙本比古王、其伊呂妹亦從也、故率遊其御子之狀者、在於尾張之相津二俣榲、作二俣小舟而持上來以、浮倭之市師池輕池、率遊其御子、然是御子、八拳鬚至于心前眞事登波受、（此三字以音）故今聞高往鵠之音、始爲阿藝登比、（自阿下四字以音）爾遣山邊之大鶙（此者人名）令取其鳥、故是人追尋其鵠、自木國到針間國、亦追越

稻羽國、卽到旦波國多遲麻國、追廻東方、到近淡海國、乃越三
野國、自尾張國傳以追科野國、遂追到高志國而、於和那美之
水門張網、取其鳥而持上獻、故號其水門謂和那美之水門也、
亦見其鳥者、於思物言而如思爾勿言事、於是天皇患賜而御
寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事
登波牟〈自登下三字以音〉如此覺時、布斗摩邇邇占相而、求何神之心、爾
祟出雲大神之御心、故其御子、令拜其大神宮將遣之時、令副
誰人者吉、爾曙立王食卜、故科曙立王令宇氣比白、〈宇氣比三字以音〉因
拜此大神誠有驗者、住是鷺巢池之樹鷺乎宇氣比落、如此詔
之時、宇氣比其鷺墮地死、又詔之宇氣比活爾者、更活、又在甜
白檮之前葉廣熊白檮令宇氣比枯、亦令宇氣比生、爾名賜其

曙立王謂倭者師木登美豐朝倉曙立王、（登美二字以音）卽曙立王菟上王二王、副其御子遣時、自那良戸遇跛盲、自大坂戸亦遇跛盲、唯木戸是腋月之吉戸卜而出行之時、每到坐地定品遲部也、故到於出雲、拜訖大神還上之時、肥河之中作黒樔橋仕奉假宮而坐、爾出雲國造之祖、名岐比佐都美、餝青葉山而立其河下、將獻大御食之時、其御子詔言、是於河下如青葉山者、見山非山、若坐出雲之石硐之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大廷乎問賜也、爾所遣御伴王等、聞歡見喜而、御子者坐檳榔之長穗宮而貢上驛使、爾其御子、一宿婚肥長比賣、故竊伺其美人者蛇也、卽見畏遁逃、爾其肥長比賣患、光海原自船追來故、益見畏以、自山多和（此二字以音）引越御船逃上行也、於是

覆奏言、因拜大神大御子物詔故參上來、故天皇歡喜、卽返菟上王令造神宮、於是天皇因其御子定鳥取部甘部品遲部大湯坐若湯坐、又隨其后之白、喚上美知能宇斯王之女等、比婆須比賣命、次弟比賣命、次歌凝比賣命、次圓野比賣命幷四柱、然留比婆須比賣命弟比賣命二柱而、其弟王二柱者因甚凶醜返送本土、於是圓野比賣慚言、同兄弟之中以姿醜被還之事、聞於隣里、是甚慚而、到山代國之相樂時、取懸樹枝而欲死、故號其地謂懸木、今云相樂、又到弟國之時、遂墮峻淵而死、故號其地謂墮國、今云弟國也、又天皇以三宅連等之祖、名多遲摩毛理遣常世國、令求登岐士玖能迦玖木實、(自登下八字以音)故多遲摩毛理遂到其國、採其木實以縵八縵矛八矛將來之間、天

皇既崩、爾多遲摩毛理分二縵四縵矛四矛一獻二于大后一、以二縵四縵矛四矛一獻二置天皇之御陵戸一而、擎二其木實一叫哭以白、常世國之登岐士玖能迦玖能木實持參上侍、遂叫哭死也、其登岐士玖能迦玖能木實者是今橘者也、此天皇御年壹佰伍拾參歲、御陵在二菅原之御立野中一也、又其大后比婆須比賣命之時、定二石祝作一、又定二土師部一、此后者葬二狹木之寺間陵一也

索引

あ行

か行

さ行

た行

な　行

は　行

ら行

わ行

昭和六年十二月二十日印刷
昭和六年十二月二十五日發行

紀記論究 建國篇 師木宮 〔定價金二圓〕

著作者 松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
株式會社同文館
發行者 森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷者 中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷所 株式會社開明堂支店



發行所
東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪二三二二八
株式會社 同文館

